

目次

令和5年度予算の概要	3
------------	---

令和5年度新規・主要事業

定住促進住宅整備事業	37
有害鳥獣被害防止対策事業	55
森林環境譲与税を活用した事業	58
電子決済普及事業	60
出産子育て応援交付金事業	66
出産子育て支援アプリ導入事業	66
統合型校務支援システム導入	72
小中で一貫した学力を育むためのICT整備事業	72
学校給食費補助事業	78
地域学校協働活動コーディネーター設置事業	81
谷地区内水排除施設設置事業	95
谷地区治水対策事業	96
瀬尻・久料谷地区治水対策事業	96
立地適正化計画の策定	106
町公式LINE導入事業	111
デジタル化推進アドバイザー	111
デジタルデバイド対策事業	112

第1章 住み慣れた地域の暮らしが持続するまち（暮らし）

住民主体の地域づくりの推進	11
地域福祉の充実	13
健康づくりの推進	21
地域医療の充実	28
公共交通の充実	33
移住・交流の推進	36

第2章 暮らしを支える生業、地域資源を活かした産業が根付くまち（産業）		
農林水産業の振興	47
商工業・サービス業の振興	59
第3章 子ども達の夢を育み、挑戦する人材が育つまち（子育て・教育）		
結婚・子育て支援の充実	63
川本らしい学びの環境の充実	72
学び続けられる環境の充実	81
多様性のある地域社会の実現	90
第4章 すべての住民が、安心して暮らせるまち（安全）		
防災・減災対策の充実	93
インフラ整備・環境対策の推進	99
日常の安全対策の充実	107
第5章 効率的な行財政運営の推進		
デジタル化の推進	111
効率的な行財政運営の推進	114

令和5年度 予算の概要

●予算って何ですか？

予算とは、町の1年間の収入と支出の計画です。

1年間に皆さんに納めていただく税金などにどれくらいの収入があるか、また、その収入をもとにどのような事業を行うかを計画し、その費用を見積もり、予算を定めています。

●どのような予算がありますか？

川本町の予算は、使い道や収入源の違いから、2つの会計（一般会計・特別会計）に分かれています。

①一般会計…福祉、教育などの行政の基本的な事業を行う会計で、川本町の予算の大部分がこの一般会計に含まれます。

②特別会計…一般会計と切り離して、特定の事業ごとに経理するための予算です。
川本町の特別会計には、国民健康保険、後期高齢者医療、簡易水道、農業集落排水処理の4つの事業があります。

●令和5年度の予算はどのくらいですか？ ()は対前年度比

◎一般会計 46億8,981万円 (+6.1%)

◎特別会計 8億9,595万円 (△4.4%)
(内訳)

- ・国民健康保険事業 4億9,550万円 (△6.1%)
- ・後期高齢者医療事業 1億4,069万円 (△7.8%)
- ・簡易水道事業 2億3,922万円 (+5.7%)
- ・農業集落排水処理事業 5,584万円 (+2.5%)

●収入(歳入)の内訳は？

一般会計の収入(歳入)

自主財源

町が自主的に収入できるお金

依存財源

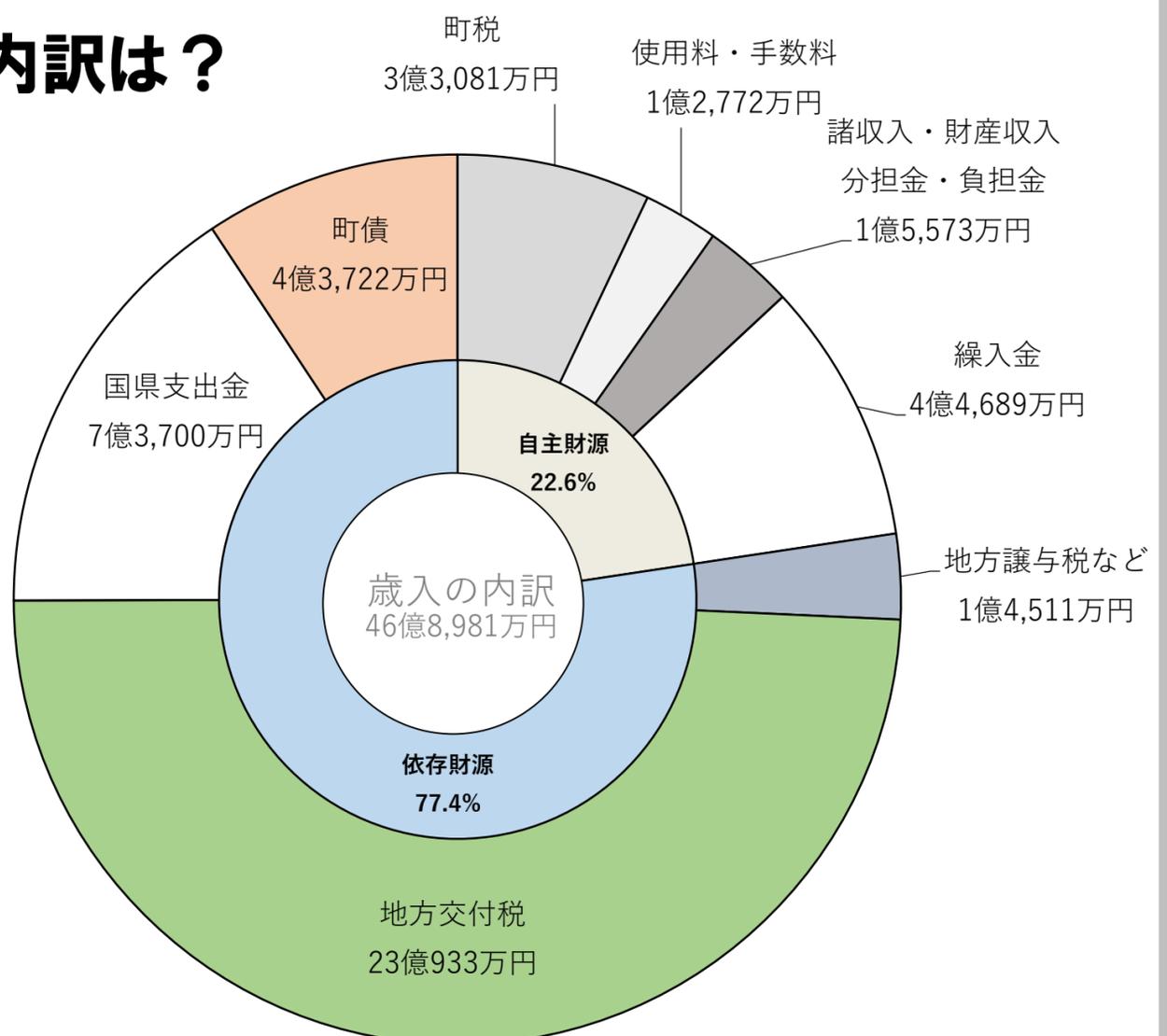
国・県から交付されたり、借り入れたりするお金

町債

町の借金の中で、道路や建物建設事業に対する長期借入金
毎年度一定額を返済することで、町の財政負担を平準化する

地方交付税

どの地域でも一定の行政サービスを提供できるよう、町の財政状況に応じて国税の一部が交付される



●支出(歳出)の内訳は？

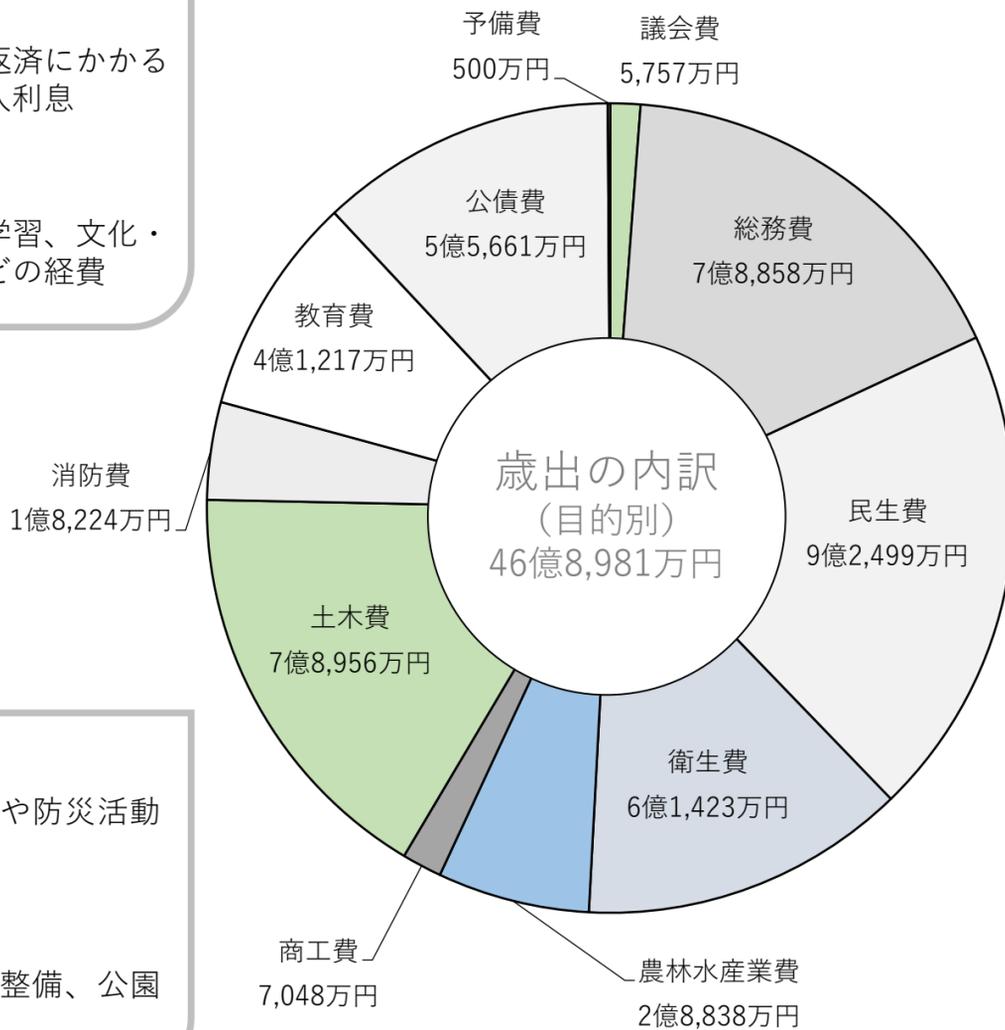
一般会計の支出(歳出)【目的別】

公債費

町債(借金)の返済にかかる元金と一時借入利息

教育費

学校教育、生涯学習、文化・スポーツ振興などの経費



議会費

議会報酬や活動費など議会運営に必要な経費

総務費

町の内部管理経費や地域振興のための経費

民生費

子どもや高齢者、障がい者などの福祉に対する経費

衛生費

保健・医療の充実やごみ処理など生活環境整備の経費

農林水産業費

農林業の振興を図るための支援、基盤整備などの経費

商工費

商工業の振興、企業誘致、観光振興のための経費

消防費

消防・救助活動や防災活動に必要な経費

土木費

道路整備、住宅整備、公園管理などの経費

一般会計の支出(歳出)【性質別】

■その他の経費

義務的経費、投資的経費を除く全ての経費

物件費

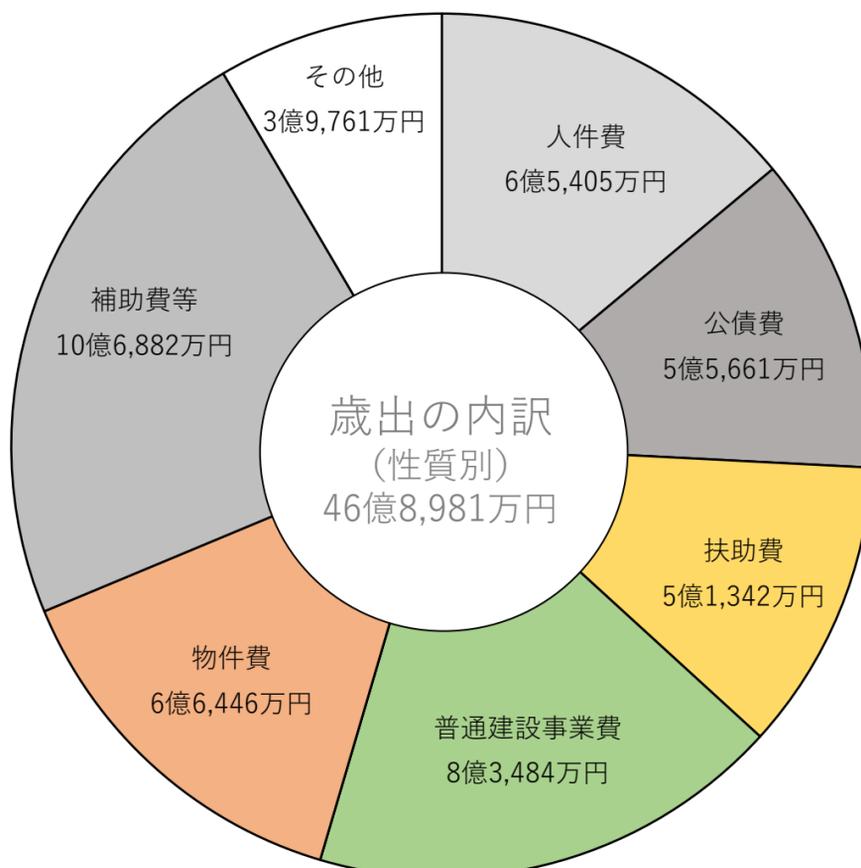
町有施設の維持管理経費や機器整備の委託料などの内部事務にかかる経費

補助費等

各種団体へ交付される補助金や事務組合、消防組合等への運営負担金など

その他

維持補修費、利息積立金、貸付金、特別会計への繰出金、予備費など



■義務的経費

町が必ず払わなければならない経費

人件費

職員給与、議会議員、委員の報酬、共済費など

公債費

町債(借金)の返済にかかる元金と一時借入利息

扶助費

法律に基づくものなど、福祉施策に必要な経費

■投資的経費

道路、学校、施設などの社会資本形成のための経費

普通建設事業費

道路改良、住宅整備などの公共事業にかかる経費

●町民一人あたりの予算額は？

一般会計の予算を町民一人あたりに換算すると139万7千円となり、前年度と比較し一人あたり9万1千円の増となります。

予算の内容	一人あたり 令和5年度予算	対前年度 増減額
子どもや高齢者、障がい者の福祉など（民生費）	30万1千円	2千円
道路整備、住宅整備、公園管理など（土木費）	25万7千円	11万1千円
町の借金（元金・利息）の支払いなど（公債費）	18万1千円	9千円
学校教育、生涯学習、文化振興など（教育費）	13万4千円	△2万1千円
町の内部管理経費や地域振興など（総務費）	25万6千円	1千円
保健衛生やごみ・し尿処理など（衛生費）	20万円	4万3千円
農林業の振興や基盤整備など（農林水産業費）	9万4千円	0千円
商工業の振興、企業誘致、観光振興など（商工費）	2万3千円	△1万8千円
消防・救助活動や防災活動など（消防費）	5万9千円	△1千円
議員報酬や議員活動費など（議会費）	1万9千円	1千円
その他（予備費）	2千円	1千円

■主な増額の要因

土木費の谷地区、瀬尻・久料谷地区の治水対策事業（2億円）、町道舗装長寿命化事業（3,150万円）、川本団地1号棟外壁改修事業（3,059万円）等の増額や、衛生費の公立邑智病院新病院建設事業負担金（6,913万円）や公的病院等支援補助金支援拡充（3,800万円）等の増額といった影響があげられます。

■主な減額の要因

教育費の小中学校避難設備整備事業（3,972万円）、小学校校庭陥没改善事業（2,389万円）等の減額や、商工費の新型コロナ交付金を活用して実施した町内消費喚起商品券事業（3,154万円）等の減額といった影響があげられます。

※一人あたり予算は、令和4年12月末人口の3,078人で除して算出しています

※四捨五入等の影響で合計が一致しない場合があります

●川本町の予算を「家計簿」に例えてみると？

町の歳入・歳出は家計における収入・支出とは異なりますが、イメージしやすくするために一般会計の予算を年収360万円（月収30万円）の家計に置き換えてみました。

かわもと家の家計簿

1ヶ月の収入（30万円）

- 給与・・・・・・・・・・19万6千円
 - 基本給・・・・・・・・・・3万8千円
（町税、使用料手数料等の自主財源）
 - 諸手当・・・・・・・・・・15万8千円
（地方交付税、地方譲与税など）
- 親世帯からの援助・・・・4万7千円
（国・県補助金）
- 銀行からの借入（町債）・・2万8千円
- 貯金の取崩し（繰入金）・・2万9千円
- 合計・・・・・・・・・・30万0千円

資産等の状況

- 預貯金（基金）・・・・138万8千円
- ローン残高・・・・・・・・404万1千円
（町債残高）

※令和5年度末現在の残高見込額を年収360万円の家計に換算した金額

1ヶ月の支出（30万円）

- 食費（人件費）・・・・4万2千円
- 医療費・教育費・・・・3万3千円
（扶助費）
- 銀行ローン返済・・・・3万6千円
（公債費）
- 光熱水費、電話代
日用品など（物件費）・・4万2千円
- 家・車・家電の
修理・購入等・・・・・・・・5万5千円
（普通建設事業費、維持補修費）
- 家族への仕送り・町内会への
負担金・・・・・・・・9万1千円
（繰出金、補助費等）
- 兄弟等への貸付・・・・・・・・0千円
（投資、出資金、貸付金）
- 銀行への預金・・・・・・・・1千円
（積立金）
- 合計・・・・・・・・・・30万0千円

■収入について

給与のうち、基本給の多くは町民の皆様に納めていただいた町税です。しかし、給与に占める基本給（町税や使用料手数料収入）の割合は2割程度であり、残りの8割は諸手当（地方交付税、地方譲与税等）に依存しているのが現状です。また、家・車の購入（普通建設事業）は銀行からの借入で賄っており、借入の年額は33万6千円（月額2万8千円）となります。

■支出について

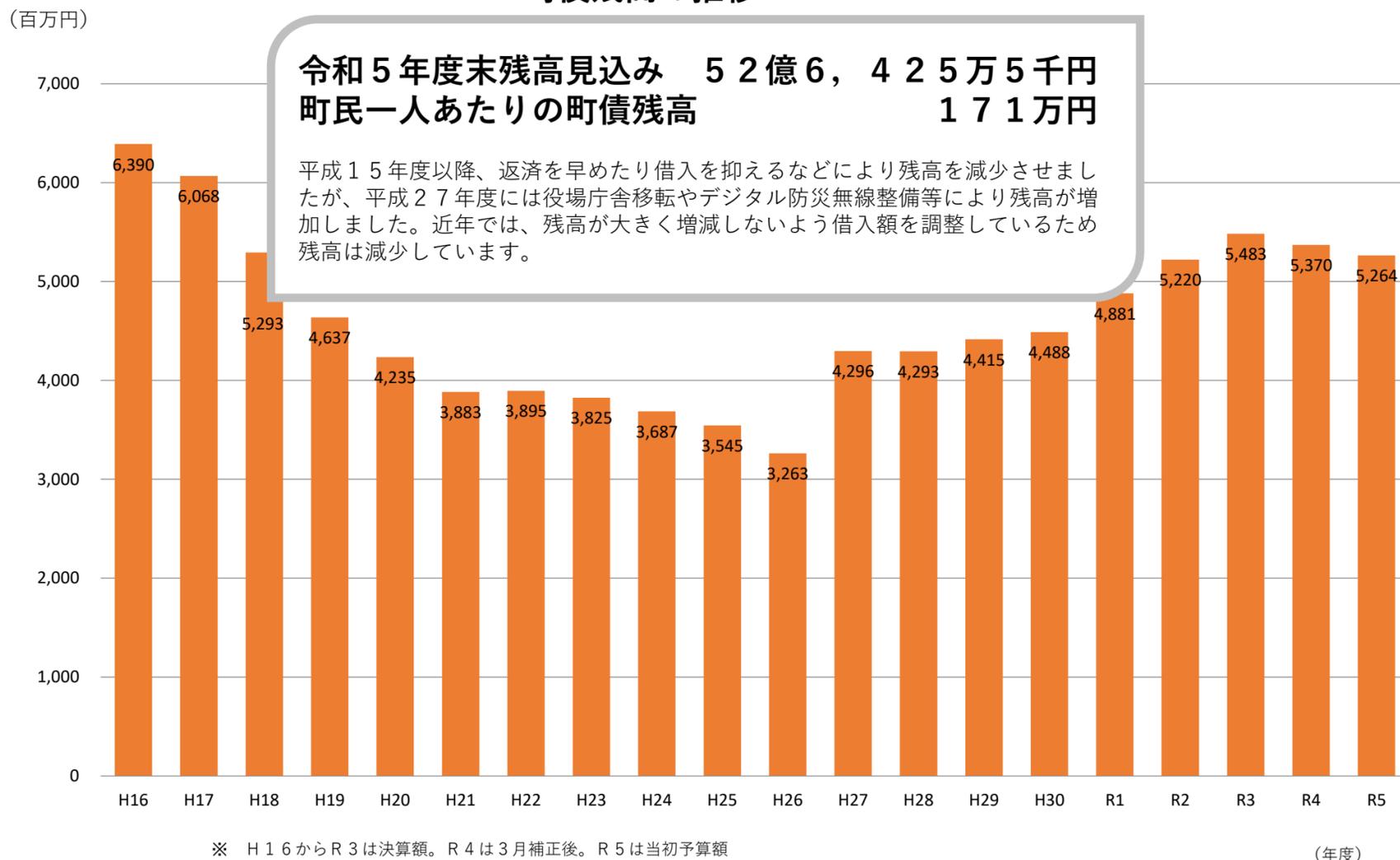
食費（人件費）、医療費・教育費（扶助費）、銀行ローン返済（公債費）の3つは「義務的経費」と呼ばれ、この割合が高いほど家計に余裕がないことを意味します。令和5年度の義務的経費の割合は36.7%であり、前年度よりも0.6%減少しています。家・車・家電の修理・購入等（普通建設事業費、維持補修費）の割合が増加しているのは、谷地区や瀬尻・久料谷地区の治水事業、小中学校や町営住宅といった公共施設の老朽化対策や定住促進住宅整備などが影響しています。

■資産等について

ローンを年額33万6千円の借入を行う一方で、43万2千円返済するため、前年度に比べてローン残高が9万6千円減少する見込みです。

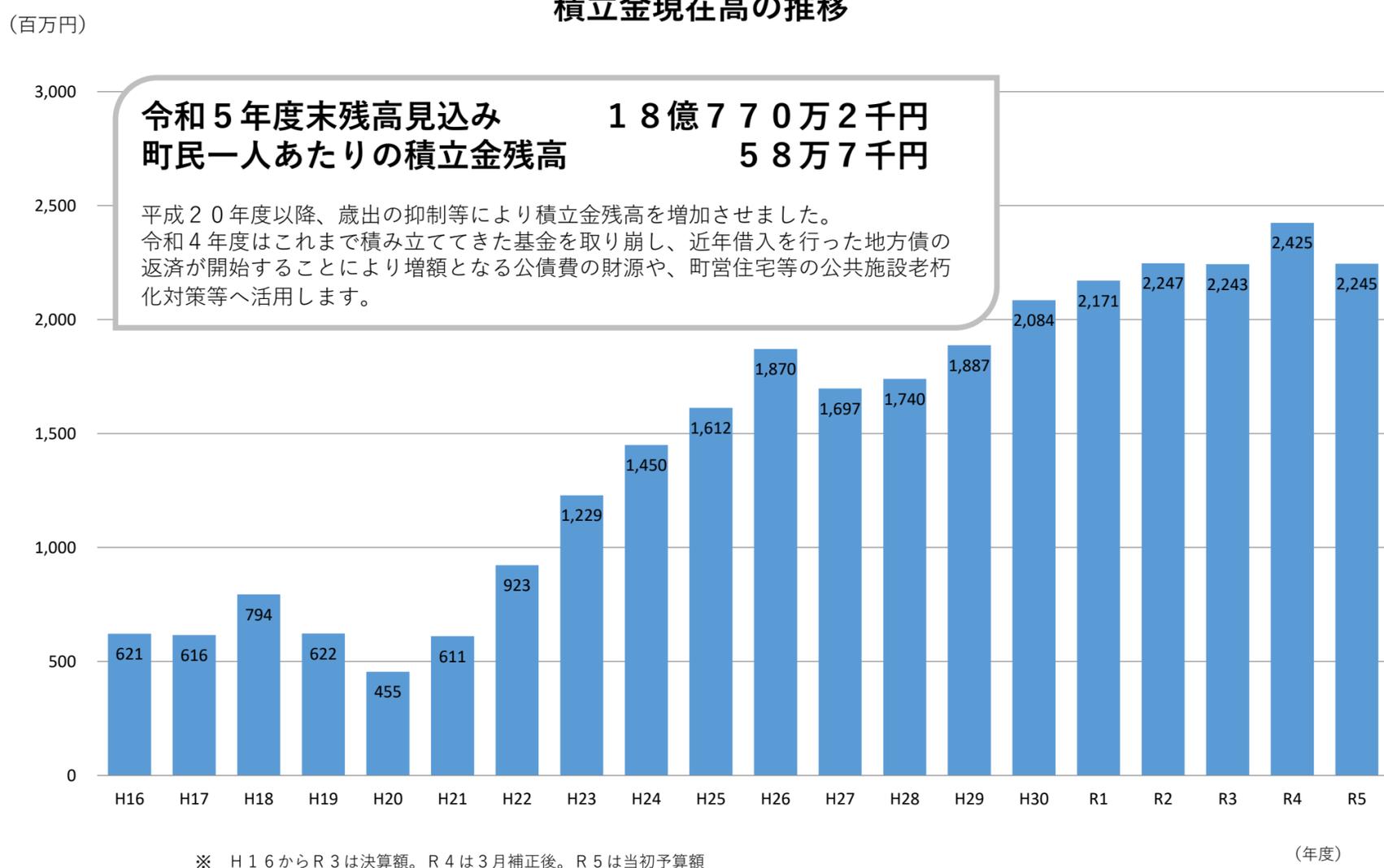
●町の借金残高(町債)の推移は？

町債残高の推移



●町の積立金残高(基金)の推移は？

積立金現在高の推移



第 1 章

暮 ら し

～住み慣れた地域の暮らしが持続するまち～

住民主体の地域づくりの推進		
「小さな拠点づくり」の推進（三原地区）	11
小さな拠点づくりの推進	12
コミュニティ助成	12
地域福祉の充実		
社会福祉活動に対する助成	13
民生・児童委員の活動	13
生活保護	13
生活困窮者自立支援	13
ひとり親家庭への支援の充実	14
高齢者福祉の充実	14
敬老	14
老人クラブに対する助成	15
介護保険	15
介護予防	15
包括的介護支援	17
障がい福祉サービス等	18
障がい者に対する支援	20
健康づくりの推進		
がん検診等（結核検診含む）の実施	21
禁煙治療費の助成	22
自死対策	22
健康教室・健康相談・健康教育・食育の開催	23
食生活改善推進	24
感染症予防	25
狂犬病予防	27
地域医療の充実		
公的病院等の支援	28
在宅当番医制運営	28
公立邑智病院の運営	28
医療費等助成	29
国民健康保険（特別会計）	30
後期高齢者医療（特別会計）	32
公共交通の充実		
生活バス路線の確保対策	33
石見交通「バスカード」購入費助成	34
高齢者等フリーバス	34
タクシー利用助成	34
デマンド型交通「まげなタクシー」の運行	35
スクールバスの運行	35
移住・交流の推進		
住まいづくり応援事業	36
定住促進住宅整備事業	37
かわもと暮らしの運営	38
川本町地域おこし協力隊	38
夢と可能性に挑戦する人財定住助成金	38
関係人口の創出・拡大	39
農林業振興施設の管理運営	41
観光振興の強化	41
イベント実行委員会への補助	42
広島地区等への観光情報の発信	42
広島県坂町との交流	43
広島県坂町でのイベント出店	43

住民主体の地域づくりの推進

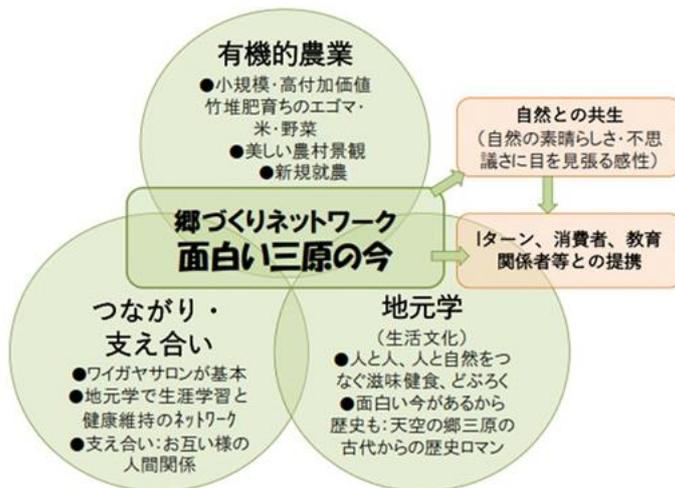
■ 「小さな拠点づくり」の推進（三原地区）

2,688万円

（まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634）

三原の郷づくり活動の全体イメージ （三原版「小さな拠点づくり」）

人が魅力を感じる農業と自然があり、住みたいと思える地域の支え合いがあり、人と人・人と自然を繋げる食があり、こうした面白い三原の今には思いをはせたい歴史がある



川本町では、住民自らが地域の将来ビジョンや活動計画を策定し、主体的に動いていく地域づくりを目指しており、三原地区は、平成25年に島根県の重点支援指定を受け、三原連合自治会をベースに話し合いや実践活動を続けてきました。現在は住民組織「三原の郷づくりネットワーク」を中心とした住民の主体的な地域づくりが行われています。

令和4年度はウィズコロナが進む社会情勢の中で、感染予防対策を行いながら集いの機会や交流の創出に向けた新たな取り組みが、様々な活動を通じて少しずつ生み出されています。



【スープの日】
毎月第3水曜日
三原の「食」が人と人、人と自然を繋げています。毎回多くの人で賑わう人気の活動です。



【つながり・支え合い】
コーヒー1杯のサロン活動から地域のつながりが生まれました。住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、お互い様の支え合いが行われています。

令和5年度は三原まちづくりセンターの外壁等の修繕工事を予定しています。ご利用の皆様にはご迷惑をおかけいたしますがご理解ご協力のほどよろしくお願い致します。



【有機的農業】
放置竹林を伐採、チップ化して発酵させた竹堆肥と発酵肥料による土づくりで極上エゴマを栽培。この農法に惹かれた新規就農者も増えています。



【映画づくり（キネマ公民館）】
三原地区を舞台にした映画の第2弾の制作を令和5年度に予定しています。新たな地域の魅力を広く伝えていきたいと思ひます。



【三原まちセンマルシェ】
初夏と秋、2度開催されました。秋の回では、あそラボのボランティアによるベンチャーキッズやライブスペースでのバンド演奏など日ごろの成果を発表する場となりました。

■ 小さな拠点づくりの推進

291万円

(まちづくり推進課 地域政策係 Tel 72-0634)

町では、令和2年度に策定した第6次総合計画の基本方針として、住み慣れた地域の暮らしを維持するために、持続可能な地域運営・たすけあいの仕組みづくりの推進を掲げています。

この基本方針に基づき、公民館区よりも更に小さいエリアで、サロン活動等を行い住民同士の話し合いを通じ地域運営（生活機能の維持、支え合い、生活交通、地域産業）の仕組みづくりを考える、「小さな拠点づくり」の推進や、買い物や通院等に不便なく利用できる公共交通体系整備に向け取り組みます。

また、地域住民がこれからも住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、必要な生活機能の維持・確保に向け、地域の課題やその解決に向けた主体的取組を示した地区計画（地域ビジョン）を作成できるよう支援に取り組みます。

地域づくりの主役は、これまで地域で暮らし、今日まで豊かな自然や伝統文化を守り、そして、次の世代に引き継いでいかれようとしている地域の皆様一人ひとりです。皆さんが暮らす地域の魅力や課題、将来の夢などを話し合い、将来に繋げていくための活動の支援を続けていきます。

■ コミュニティ助成

160万円

(まちづくり推進課 地域政策係 Tel 72-0634)

(一財)自治総合センターが行う宝くじの普及広報事業の一環で、地域の発展のために自治会など住民が主体となる活動に対し、助成を行っています。活動の目的、事業内容によって助成金額に違いがありますので、詳しくはお問い合わせください。

〈一般コミュニティ助成事業〉 助成上限250万円

住民の皆様が自主的に行うコミュニティ活動を推進し、地域のつながりを深めることを目指すもので、活動に直接必要な備品等の整備を補助する事業です。

※令和5年度の申込期間は終了しています。

来年度以降に事業を予定しておられる自治会は、お早めにご相談ください。

※採択団体の審査は(一財)自治総合センターが行います。



宝くじ普及広報キャラクター
クーちゃん

地域福祉の充実

■ 社会福祉活動に対する助成

2,311万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

川本町社会福祉協議会が行う活動に対して助成を行い、地域福祉の充実を図ります。

社会福祉協議会では、総合相談、介護予防事業、子育てサポートセンター等の運営及び民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、人材センター、ボランティア会等の事務局などを担っています。

■ 民生・児童委員の活動

120万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。生活に困っている方や障がいのある方、また、一人暮らしでいざというときに不安がある方々に関する相談や、児童の健全育成のための活動を行っています。

■ 生活保護

4,454万円

(川本町福祉事務所 TEL 72-0633)

私たちが日々暮らしていく間には、思わぬ病気や事故などにより働けなくなる等、様々な事情で生活に困窮する場合があります。そのような時、家庭の状況に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障しながら、一日でも早く、自身の力で生活ができるよう援助するしくみが生活保護制度です。

生活保護は、世帯を単位として行われ、国の定める保護基準に基づいて、世帯構成・年齢、地域などにより最低生活費が決まっています。世帯全員の資産や働く能力など、あらゆるものを活用しても最低生活費に満たない場合、不足分が支給されます。

※この事業は、国の負担金(3,340万円)と地方交付税により実施しています。

■ 生活困窮者自立支援

525万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

仕事や生活に関する困りごとや不安を抱えている方の相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、自立に向けた支援を行います。

※川本町社会福祉協議会が相談窓口となります。

『生活のこと』『仕事のこと』などで悩んでいませんか。

どうしたらいいかを一緒に考え、解決に向けてお手伝いします。

ひとりで抱え込まずに、お気軽にご相談下さい。

相談窓口 川本町社会福祉協議会 ☎0855-72-0104

■ ひとり親家庭への支援の充実

1, 144万円

(川本町福祉事務所 TEL 72-0633)

●児童扶養手当の支給 1, 004万円

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父または母と生計をともにしていない児童を監護・養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

※この事業は、国の負担金（334万円）を受けて実施します。

●ひとり親家庭の総合的な支援 140万円

母子家庭の母、父子家庭の父の就業・自立にむけて、母子・父子自立支援員が、さまざまな相談に応じ、総合的な支援を行います。

母子家庭の母、父子家庭の父の就業を促進し、経済的な自立を支援するため、ホームヘルパーなどの教育訓練講座を受講した場合に、受講料の一部を支給する制度や、看護師など資格取得のため養成機関で修業する場合に、給付金を支給する制度などがあります。

※この事業は、国の補助金（105万円）を受けて実施します。

●母子父子寡婦福祉資金の貸付事務

島根県が行う母子父子寡婦福祉資金の貸付事務のうち、貸付の申請、届出の受理などは、福祉事務所で行っています。

■ 高齢者福祉の充実

8, 970万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

●養護老人ホームの入所費 8, 964万円

養護老人ホームに入所している方の費用を負担します（対象者39名）。なお、入所者本人と扶養義務者は、所得に応じた負担が必要です。

※この事業は、入所者などの負担金（2, 658万円）で実施します。



●高齢者等介護タクシー利用助成 6万円

圏域外の通院等において、介護タクシーの利用が必要な人に対し、乗車運賃の2分の1（上限1万円/回、年度内上限3万円）を助成し、経済的負担を軽減します。

■ 敬老

27万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

長寿のお祝いと益々のご健勝を願い、100歳以上の方と95歳、90歳を迎えられた方に、敬老の記念品を贈呈します。

■ 老人クラブに対する助成

50万円



老人クラブ連合会
グラウンドゴルフ大会

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

町内には、老人クラブ連合会があります。老人クラブでは、クラブ活動の一層の活性化を図るとともに、各種関係団体と連携して健康づくりのための活動や、ボランティア活動をはじめとする地域を豊かにする活動などを行い、明るい長寿社会の実現と健康福祉の向上に努めています。

この活動を支援するために、老人クラブ連合会に対して助成を行います。

※この事業は、国と県の補助(26万円)を受けて実施します。

■ 介護保険

9,462万円

(健康福祉課 介護保険係 TEL 72-0633)

介護保険制度は、要介護者（寝たきりや認知症などで、介護保険のサービスによって生活機能の維持・改善を図る必要がある人）や要支援者（要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性が高い人）が、その状況に応じて保健・医療・福祉のサービスを総合的に受けられる制度です。

邑智郡では、郡全体で介護保険事業を行っていますが、申請の受付や介護認定調査などの事務はそれぞれの町で行っています。



■ 介護予防

954万円

(健康福祉課 地域包括支援センター TEL 72-0633)

高齢者が生き生きと安心して暮らすことができるよう、介護予防事業に力を入れています。

●ミニデイサービスの運営 14万円

地域の福祉協力員さんと社会福祉協議会職員等が協力して、各集会所で体力測定、体操、ゲーム、認知症予防、会食などのミニデイサービスを行っています。



●悠湯プラザ通所 71万円

悠湯プラザ（湯谷）で、運動、栄養、口腔機能の向上に向けて、温泉を使った通所型のデイサービスを行います。食事代と温泉入浴料として、1回あたり1,100円の負担が必要です。



●転倒骨折予防教室の開催 21万円

各地区の集会所において、社会福祉協議会職員のほか、外部から講師を招いて、足の筋力を落とさない運動の教室や体力測定などを行います。また、おとぎ館のプールを使用した水中運動にも取り組んでいます。

●体力づくり 17万円

講師を招き、筋力の維持向上を目的とした運動指導やレクリエーションを月3回実施します。

◆申込先：川本町社会福祉協議会



体力づくり事業

●食生活改善 18万円

高齢者を対象に、日頃偏りがちな食生活の改善を図るため、料理教室を行います。また、男性高齢者を対象とした料理教室も開催します。材料代として、1回あたり500円の負担が必要です。

●社会福祉協議会への委託 483万円

介護予防事業を中心となって進めている川本町社会福祉協議会に対して、事業に携わる職員の経費等を支出します。

●生活支援ボランティアの派遣 6万円

介護保険の対象とならない高齢者に対して、生活支援ボランティアが調理、掃除などの生活支援を行いながら、生活習慣の習得を図り、要介護状態への進行を予防します。1時間あたり400円の負担が必要です。

●サロン 51万円

月1～4回住民主体のサロンを一部地域で開催しています。地域資源を生かした高齢者の居場所と出番づくりを目的としています。



サロン（三原の郷未来塾）

●中間支援組織による地域包括ケアシステム推進 243万円

中間支援組織たすけあい川本は、近所や地域で支え合う仕組みづくりを考え実践することを目的に活動しています。住民主体のサロンの運営支援や「暮らしの保健室」と題して、一人ひとりの生活に寄り添った健康相談や研修会を開催します。

●養護老人ホームなどへの短期入所 30万円

在宅で要介護および要支援認定を受けていない家族を介護している方が、都合により家を留守にする場合などに、養護老人ホームの空きベッドを利用して短期の介護を行います。

(健康福祉課 地域包括支援センター TEL 72-0633)

●地域包括支援センターの運営 1, 696万円

地域にあるさまざまな社会資源を使って、高齢者の生活を総合的に支えていくための拠点として、健康福祉課内に「川本町地域包括支援センター」を設置しています。高齢者の生活に関わる総合的な支援を行います。

地域包括支援センターは、高齢者の総合的な支援（包括的支援事業）を行います。

○ 介護予防ケアマネジメント

介護予防の相談や介護予防ケアプランの策定を行います。

○ 総合相談・支援

介護保険だけでなく、さまざまな制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。

○ 権利擁護、虐待早期発見・防止

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として、制度の活用や虐待の発見・防止を進めます。

○ 包括的・継続的ケアマネジメント

ケアマネジャーのネットワークの構築や、困難事例に対する助言などを行います。

●高齢者緊急通報装置の運営 48万円

ひとり暮らしの高齢者や障がい者などで、援護が必要な方を対象に、発作・急病などの緊急時にも速やかに連絡が取れるよう、簡単な操作で通報ができる装置を貸し出ししています。24時間体制で対応し必要に応じて救急車の手配を行うなど、在宅での生活を支援します。

●成年後見制度利用促進 72万円

権利擁護にかかる支援体制を構築することを目的とした中核機関を設置しており、判断能力が十分でない高齢者や障がい者が、自立して生活を送れるように、成年後見制度にかかる開始審判の申し立てなどを支援します。

●生活支援・介護予防基盤整備 161万円

高齢者の生活支援・介護予防の基盤を整備するために、生活支援コーディネーターを配置し、地域での支え合いを推進します。また、情報共有および連携・協働によるサービスや資源開発等を推進することを目的とした協議会を設置します。

●認知症総合支援 158万円

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるため認知症の人やその家族に早期にかかわる「認知症初期集中支援チーム」「認知症地域支援推進員」を配置し、早期診断、早期対応にむけた支援体制を構築していきます。

●家族介護の支援 10万円

重度の要介護高齢者（要介護4、5）の方を介護保険のサービスを利用せずに1年間在宅で介護された世帯（町民税非課税の世帯に限る）に対しては、10万円の給付金を交付します。

●配食サービス 153万円

自分で調理が困難なひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯などに、栄養バランスのとれた食事をとってもらうこと、また、定期的に自宅を訪問することによって安否確認を行うことを目的として、週3回弁当の配達を行います。弁当1食につき400円の負担が必要です。

●日常生活用具の給付 7万円

在宅の寝たきり老人の方などが使用される紙おむつの購入代金の2分の1（上限3千円/月）を助成し、経済的負担を軽減します。

■ 障がい福祉サービス等

1億6,900万円

（健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633）

身体障がい、知的障がい、精神障がいといった障がいの種類や年齢に関わりなく、個々の状況に応じた必要なサービスが利用できるように支援を行っています。各事業やサービスの相談先を掲載していますので、お気軽にご相談ください。

■障がい福祉サービス・障がい児を対象としたサービス

【障がい福祉サービス】

□ホームヘルプ（居宅介護）

居宅で入浴、排泄、食事等の介護等生活全般にわたる支援を行います。

□就労継続支援（A型・B型）

一般企業への就労が困難な人が対象で、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

□グループホーム（共同生活援助）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴や排泄、食事の介護等のほか、相談その他日常生活援助を行います。

□その他のサービス：重度訪問介護、生活介護、短期入所、療養介護、施設入所、地域移行支援 等

【障がい児を対象としたサービス】

□児童発達支援

身近な地域の障がい児支援の専門施設として、通所利用の障がい児への支援にとどまらず、地域の障がい児・その家族を対象とした相談や、障がい児を預かる施設への援助、助言等を併せて行います。

□放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中について、生活能力向上のため

の訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

その他のサービス：保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援 等

サービスの利用を希望される場合は、健康福祉課又は相談支援事業所にご相談ください。
障がい福祉サービスについてや、生活していく上での悩み事など、何でも相談に応じます。

【相談支援事業所】サポートセンターおおち

(地域活動支援センターひまわり内 72-0804)

■地域活動支援センター

地域で生活していく上での悩み事などの相談や、センターでの創作活動、地域行事への参加や交流を行い、地域の中で安心して自分らしく、生き生きとした生活が送ることができるように一緒に考え、サポートをします。

【地域活動支援センター】ひまわり

(川本町大字川本257-3 72-0804)



■その他のサービス

補装具費支給について

補聴器、車椅子などの給付・貸与・修理に係る費用を支給します。

日常生活用具給付について

ストマ用具、紙おむつ等日常生活に必要な用具に係る費用を支給します。

移動支援

屋外での活動が困難な障がい者の方に対し、外出の移動の支援を行います。

【相談先】健康福祉課 (72-0633)

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

●障がい者就労促進 231万円

障がいのある方々への就労の場の提供や社会参加の促進を目的に、町が行う業務の一部を障がい者就労施設へ委託します。

広報誌等自治会配布物の仕分けや各自治会への配送、役場庁舎のトイレ清掃業務、公共施設の除草業務に加えて、町が発行するチラシの印刷業務を町内の障がい者就労支援施設（川本ワークス）へ委託します。

●特別障害者手当等の支給 174万円

- ・特別障害者手当…20歳以上で著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする方に支給されます。〔月額27,300円〕
- ・障害児福祉手当…20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする方に支給されます。〔月額14,850円〕

※この事業は、国の負担金131万円を受けて実施します。

健康づくりの推進

■ がん検診等（結核検診含む）の実施

651万円

（健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633）

病気の早期発見、早期治療のため各種検診を行います。

成人の検診

健診名	開催日	場	所	自己負担額
胃がん検診 【40歳以上】	6月10日（土）	1日	川本公園管理棟	【40歳～74歳】1,000円 【75歳以上】無料
	6月11日（日）	1日	悠邑ふるさと会館	
	6月12日（月）	午前	三原まちづくりセンター	
	6月16日（金）	午前	川本西公民館 悠邑ふるさと会館	
子宮頸がん検診 【20歳以上】	8月27日（日）	1日	川本町役場	子宮頸がん細胞診 【20歳～74歳】1,000円 【75歳以上】無料 HPV検査 全員1,000円（一律）
	9月14日（木）	午前	三原まちづくりセンター	
		午後	川本西公民館	
乳がん検診 （マンモグラフィ） 【40歳以上】	8月27日（日）	1日	川本町役場	【40歳～49歳】1,500円 【50歳以上】1,000円
	9月14日（木）	午前	三原まちづくりセンター	
		午後	川本西公民館	
	9月28日（木）	1日	悠邑ふるさと会館	
	10月23日（月）	午前	川本西公民館	
午後		悠邑ふるさと会館		
肺がん検診 結核検診	10月24日（火）、25日（水）、26日（木） ※町内巡回します 対象【肺がん検診：40歳以上】 【結核検診：65歳以上】			肺がん・結核検診 全員無料（一律） 喀痰検査 全員500円（一律）
胸部CT検診 【40～74歳】	6月10日（土）	1日	川本公園管理棟	全員1,500円（一律）
	6月11日（日）	1日	悠邑ふるさと会館	
	特に、（受動）喫煙歴のある方の受診をおすすめします			
大腸がん検診 【40歳以上】	秋期（10月）に回収法で実施します			無料

*子宮頸がん施設検診を実施しています（予約が必要です）

- ・公立邑智病院 0855-95-2111（月・火・木・金 9:00～11:00）
- ・大田市立病院 0854-84-7571（月・火・水・金 9:00～11:00）



*乳がん施設検診を実施しています（予約が必要です）

- ・公立邑智病院 0855-95-2111（火・水・木 9:30～10:30）
- ・大田市立病院 0854-84-7571（各月第1・第3火曜日、第1・第3木曜日 14:00～15:00）

＊歯周病予防検診

定期的に歯科検診を行い口腔状態に合わせた個別指導を行います。川本町内と町外の委託医療機関で受診する場合は無料、その他の医院で受診された場合は役場に申請していただくと償還払いでお支払いします。対象者は、40歳・50歳・60歳・70歳の方で、役場より個人通知をします。

＊肝炎ウイルス検査

40～74歳の方でB型・C型の肝炎ウイルス検査を過去に受けておられない方は、特定健診に合わせて受けることができます。

＊ピロリ菌検査

特定健診に合わせ、自己負担600円で受診できます。これまでにピロリ菌検査を1回も受けたことの無い方が対象になります。

■ 禁煙治療費の助成

4万円

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

がん・生活習慣病予防対策を推進するとともに、禁煙治療者の健康増進及び禁煙意識の向上を図る観点から、医療機関の禁煙外来において禁煙治療を受けた方に対して治療費の助成を行います。

■ 自死対策

14万円

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

ライフステージを通して総合的な自死予防対策に取り組み、自死率を低下させ町民の心の健康づくりを推進していきます。具体的な取り組みとしては、自死総合対策窓口を設置し、関係機関と連携を図りながら取り組みをすすめていきます。

青年期から高齢者の心の健康づくりについて、健康相談や講演会をもち、心の病気についての周知や病気の早期発見・重症化予防に取り組みます。

健康相談窓口			
相談内容	受付時間	受付	電話番号
心と体の健康相談	平日/8:30-17:15	川本町役場健康福祉課	☎ 0855-72-0633
	平日/8:30-17:00	県央保健所健康増進課	☎ 0854-84-9823
心の健康相談	平日/8:30-17:30	サポートセンターおおち	☎ 0855-75-8081
	平日/9:00-22:00 土曜/9:00-翌日 22:00	島根いのちの電話	☎ 0852-26-7575
	毎日/16:00-21:00 毎月10日/8:00-翌朝 8:00	フリーダイヤル 「自殺予防いのちの電話」	☎ 0120-783-556
	平日/9:00-17:00	心の体の相談センター 「心のダイヤル」	☎ 0852-21-2885
子どもの健康相談	平日/19:00-翌朝 9:00 土日祝日及び年末年始 /9:00-翌朝 9:00	島根県 子ども医療電話相談	☎ #8000 (携帯からも利用可) 通話できない場合 ☎ 03-3478-1060

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

健康で生き生きとした生活を送ることができるよう健康教室・健康相談・健康教育・食育に力を入れています。

●健康教室

【成人の教室】

◇特定健診結果報告会

特定健診の結果をお渡しする報告会を町内4カ所で行います。健診結果から生活習慣を見直すきっかけになるよう、食生活・運動・メンタルヘルス・がん予防等の健康づくりの教室を行います。

◇生活習慣病予防教室（すこやか教室）

生活習慣病の発症、重症化を予防していくための教室を9月～12月に計4回開催します。血圧、血糖、脂質の高い方を対象に、生活習慣病を正しく理解し、日常生活の中で食事と運動の目標を一緒に立て、改善にむけて支援していきます。

◇糖尿病教室

加藤病院と連携し、糖尿病教室を開催しています。糖尿病の適正管理をすすめていくため糖尿病対策を推進していきます。

◇健康づくり事業

運動習慣の定着を目的とした教室を開催します。ストレッチ&ヨガ教室、ラジオ体操の推進、健康ウォーキングに取り組み、健康づくりを推進していきます。

【親と子どもの教室】

乳幼児期から学童期にかけて一貫した食育事業に取り組んでいます。

◇乳幼児期

育児支援の充実をはかり、安心して子育てを行える環境作りのため、親子のふれあう時間を育むメニューを取り入れます。町内3保育所では、「食」を通して子どもの生活リズムを整え、子どもの好奇心や創造性を育てていくため、食育教室と虫歯予防のための教室を行います。

◇学童期

町内の小中学校において、小児生活習慣病予防健診の結果をもとに、子ども自身が生活習慣について振り返り、子どもの自己決定力、自己選択力を育てていくための小児生活習慣病予防教室を行います。

◇青年期

高校生を対象に、自分自身の生活習慣を振り返り、改善していくことを目的に生活習慣病講座、食育講演会を行います。

●健康相談

【成人の健康相談】

血圧測定・尿検査を実施し、健康づくりについての相談を受けます。

【親と子どもの健康相談】

身体計測、離乳食・ブラッシング指導などを取り入れ、育児不安の解消に向け支援します。
また、親子の交流の場を持ち、子育てのよさを発見できる場となります。

※毎月1回悠邑ふるさと会館、奇数月1回川本西公民館と三原まちづくりセンターで行います。

※詳しい日程、場所等は健康づくりカレンダーをご覧ください。

●健康教育

子どもの健康相談窓口	電話番号	受付時間
川本町役場健康福祉課	0855-72-0633	平日8:30～17:15
島根県小児救急電話相談	#8000 (携帯電話からもご利用いただけます) ※通話できない場合は 03-3478-1060 0854-84-9823	平日19:00～翌朝9:00 土日・祝日9:00～翌朝9:00 (12月29日～1月3日を含む)

【健康情報の配信】

まげなねっと11チャンネルを利用して、健康番組を放送します。

【放送番組】

- ・運動系…ストレッチ&ヨガ、まげな健康体操、お休み前のリラクゼーション
- ・学習系…まげな健康講座（加藤病院の医師や専門職の方にお話いただく情報番組）
- ・料理系…3分クッキング

■ 食生活改善推進

30万円

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

『私たちの健康は、私たちの手で』をスローガンに、生活習慣病を予防し、健康で明るい生活を送ることができるよう、川本町食生活改善推進協議会が食を通した健康づくり活動を展開しています。現在、会員数44名で活動しており、川本町らしい「地域力」を生かしながら、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層において、食に興味を持ち、食を楽しみ、食を大切にする心を育てる活動を展開していきます。



(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

予防接種は、疾病の重症化予防、感染症のまん延を予防するために、予防接種法で義務付けられており、乳幼児、小・中学生、高校生や高齢者が、予防接種を受けることにより病気に対する免疫をつけ、感染症にかかることを防ぐために実施します。また、子どもや妊婦、高齢者などに対して予防接種法に基づかない任意の予防接種の一部助成も行っています。

定期接種の予診票は対象者へ町から送付し、接種可能な医療機関も送付時にお知らせします。任意接種の予診票は各医療機関にてご確認ください。

●子どもの予防接種

予防接種について保護者の理解のもとに接種をすすめるため、冊子「予防接種と子どもの健康」を保存版として配布しています。お持ちでない方は、健康福祉課までお申し出ください。

予防接種実施医療機関については、健康福祉課にお問い合わせください。

●定期接種の対象の方には、接種時期が近づきましたら個別にご案内いたします。

子ども 定期予防接種（無料）					
種類	対象者			回数	
B型肝炎	生後1歳未満（標準2～9ヶ月の間）			3	
BCG（結核）	生後1歳未満（標準5～8ヶ月の間）			1	
四種混合 沈降百日咳・ジフテリア 破傷風・不活化ポリオ	1期初回	生後2～90ヶ月未満（標準3～12ヶ月の間）		3	
	1期追加	1期初回3回目終了後、12～18ヶ月の間		1	
Hib（ヒブ）	初回	生後2ヶ月～生後5歳未満		3	
	追加	初回3回目終了後7ヶ月以上において接種（標準7～13ヶ月の間）		1	
小児肺炎球菌	初回	生後2ヶ月～生後5歳未満		3	
	追加	初回3回目終了後、60日以上において1歳以降に接種		1	
水痘	生後12ヶ月～3歳未満			2	
ロタウイルス	ロタリックス	生後6～24週まで		2	
	ロタテック	生後6～32週まで		3	
麻疹風疹混合	1期	生後12ヶ月～2歳未満	2期	5～7歳未満 ※小学校就学前の1年間	1
二種混合（ジフテリア・破傷風）	11～13歳未満（小学6年）			1	
日本脳炎	1期初回	3歳（6日以上の間隔）		2	
	1期追加	4歳（初回終了後12ヶ月以上において）	2期	9～13歳未満（小学4年）	1
日本脳炎	2期経過措置分	平成7年4月2日～平成19年4月1日に生まれた20歳未満の方で、これまでに日本脳炎の予防接種機会を逃された方			
子宮頸がん	中学1～高校1年				
※ヒブワクチンと小児肺炎球菌ワクチンは、接種開始年齢により接種回数が異なります					
子ども 任意接種（無料）					
種類	対象者	回数	対象者	回数	
インフルエンザ	13歳未満	2	13～18歳	1	

●成人の予防接種

季節性インフルエンザは10月以降に医療機関での予約が可能となります

成人 抗体検査〈無料〉		
種類	対象者	助成金額
風疹抗体検査	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日に生まれた男性	全額

●インフルエンザは、10月以降に医療機関への予約が可能です。

成人 定期予防接種〈一部助成〉		
種類	対象者	助成金額
麻疹風疹混合	上記「風疹抗体検査」を受け、抗体を保有していないことが判った方のみ	全額
インフルエンザ	①65歳以上の方 ②60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能の障害、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方(障害者手帳を有する方)	2,200円
高齢者肺炎球菌	これまでに接種されたことのない65・70・75・80・85・90・95・100歳の方	5,000円
成人 任意接種〈一部助成〉		
種類	対象者	助成金額
インフルエンザ	妊婦の方	全額
麻疹風疹混合	妊婦と同居の家族の方・妊娠を希望する方とその同居の家族の方	5,000円
風疹単独		3,000円
高齢者肺炎球菌	定期予防接種の対象外の方でこれまでに接種したことがない66歳以上の方	5,000円

※接種代金の差額を窓口でお支払いください

●がん治療後等の予防接種再接種費用助成

骨髄移植などの治療により、過去に受けた予防接種の免疫が低下または消失した方へ、予防接種の再接種費用の助成を行います。対象者は20歳未満で、治療前に接種した定期予防接種の免疫が低下または消失したために、再接種が必要であると医師が認める方です。予防接種再接種にかかった費用の全額を助成します。

※県の補助金(7万円)を受けて実施します。

●予防接種による健康被害救済制度について

副反応が定期の予防接種によって引き起こされたと認められた場合は、健康被害程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。予防接種法に基づかない接種(任意接種)で健康被害を受けた場合は、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法」に基づく救済制度があります。

●新型コロナウイルス感染症に関する助成について

無症状の方で、社会生活上必要不可欠な理由(仕事や介護、学業等に関する事)で、本人の希望により検査を実施する場合、新型コロナウイルスPCR検査費用の全額助成(上限3万円、年2回まで)、抗原定性検査キットの配布をします。

●新型コロナウイルスワクチン接種について

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、感染症のまん延防止を図るため行います。ワクチン接種にかかる費用は全額助成を行います。新型コロナウイルスワクチン接種会場までの送迎タクシー費用助成も引き続き行います。

※新型コロナウイルスワクチン接種は、国の補助金と負担金により実施します。

飼い犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに！

■犬を飼っている方

狂犬病の予防注射を年1回受け、注射済票の交付を受けてください。

■犬を飼い始めた方、あるいは、飼い犬の登録が済んでいない方

必ず、登録申請をお願いします。

※登録・注射をしていない場合は、法律で20万円以下の罰則や過料が科せられます。

＜令和5年度 狂犬病予防集合注射＞ 5月23日（火）～5月24日（木）

飼い主の方へは、案内ハガキを送付します

登録と予防注射料金
6,000円

料金内訳

- | | |
|---------------|--------|
| ① 登録料 | 3,000円 |
| ② 予防注射代 | 2,450円 |
| ③ 予防注射済票交付手数料 | 550円 |

※登録済み(予防注射のみ)の場合は 3,000円となります。

○転入の際は、前の自治体で発行された『鑑札』をお持ちの上、登録手続きを行ってください。川本町の『鑑札』と交換します（無料）。

○転出の際は、町民生活課に、転出することをお知らせください。

この事業を行うため、注射の委託料などの経費として18万円を計上しています。

猫の飼い方やマナーについて



- 飼い猫やノラ猫による、生活環境への苦情や相談が多く寄せられています。
- ノラ猫にむやみにエサを与えることは、飼い主のいない子猫を増やしてしまうことにつながります。
- 猫を飼うときは、生態や習性などを理解して、近隣住民の方の迷惑にならないよう、責任をもって飼いましょう。



地域医療の充実

■ 公的病院等の支援

1億6,800万円

(健康福祉課 保険医療係 TEL 72-0633)

採算性が困難な地域である川本町での医療を担う社会医療法人仁寿会加藤病院に対し、財政的な支援を行います。非常勤医師確保のための事業費のほか、介護予防教室・糖尿病教室の実施など、地域医療の充実を図るための取り組みに対し支援を行います。

※この事業は、特別交付税を受けて実施します。

■ 在宅当番医制運営

310万円

(健康福祉課 保険医療係 TEL 72-0633)

祝日、日曜日などの休日診療を確保するために、邑智郡医師会を通して郡内の医療機関に休日当番の割り当てを依頼しています。

※この事業は、川本町が幹事となり、郡内2町の負担(254万円)を受けて実施します。

■ 公立邑智病院の運営

1億8,065万円

(健康福祉課 保険医療係 TEL 72-0633)

邑智郡の中核的な病院として、邑智郡3町が共同で運営しています。

現在、本館棟建て替え整備事業が進められており、令和6年秋にオープンする予定です。

【診療科目】

総合診療科、外科、麻酔科、整形外科、小児科、産婦人科、泌尿器科、透析科、
歯科、精神科、専門外来(内分泌代謝、循環器、心療内科)

※診療日・時間等は直接お問い合わせください。(公立邑智病院 0855-95-2111)

■ 医療費等助成

(健康福祉課 保険医療係 TEL 72-0633)

多くの医療費などが必要な方に対して、その一部を助成することにより、経済的な負担を軽減し、早期受診・早期治療を勧めることを目的としています。

助成制度の内容		事業費	財源
障がいをお持ちの方など			
福祉医療費の助成	重度の障がい・知的障がい・精神障がい等をお持ちの方などの経済的な負担を軽減するため、医療費の本人負担を1割に抑えます。	1,002万円	県(461万円) 町(449万円) 他(92万円)
自立支援医療費の給付(更生医療)	心臓のバイパス手術、人工透析を受けている方など、身体の機能障がいを軽減、改善する治療費を給付します。	571万円	国(285万円) 県(143万円) 町(143万円)
自立支援医療費の給付(育成医療)	身体障がいをお持ちの18歳未満の方に対し、その障害を取り除くための手術等に必要の治療費等を給付します。	5万円	国(2.5万円) 県(1.2千円) 町(1.3千円)
腎臓機能障がい者通院費の助成	人工透析を受けている方の通院に要する交通費の4分の1を助成します。	72万円	町(72万円)
精神障がい者通院費の助成	精神障がいをお持ちの方の通院に要する交通費の2分の1(月2回、1万円限度)を助成します。	52万円	町(52万円)
精神障がい者通院医療費の助成	精神障がいをお持ちの方の通院に要する医療費の負担が1医療機関につき千円を超えた場合差額を助成します。	29万円	町(29万円)
ひとり親家庭の方			
福祉医療費の助成(再掲)	ひとり親家庭の経済的な負担を軽減するため、医療費の本人負担を1割に抑えます。	1,002万円	県(461万円) 町(449万円) 他(92万円)
お子さんをお持ちの方			
乳幼児医療費の助成	子育て支援のため、医療費の助成(医療費負担の軽減)を行います。	352万円	県(132万円) 町(217万円) 他(3万円)
子ども医療費の助成	0才から18歳到達後最初の3月31日まで無料	546万円	県(96万円) 町(447万円) 他(3万円)

※制度ごとに自己負担額の上限や所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

（健康福祉課 保険医療係 TEL 72-0633）

国民健康保険（国保）制度は、相互扶助の精神にのっとり、市町村の住民を対象として、病気、けが、出産及び死亡の場合に保険給付を行う社会保障制度です。

平成30年度より、都道府県が保険者として中心的な役割を担い、各市町村は被保険者証等の発行、資格の手続き、保険税の賦課徴収等を実施しています。

※この事業は、国や県等の負担・補助金（3億8,442万円）、町の一般会計からの支出（6,059万円）、国保に加入の皆さんの保険税（4,428万円）などで運営します。

医療費などの給付 3億7,098万円



◇ 療養の給付 3億1,200万円

病院・調剤薬局などでかかった医療費（保険外診療は除きます。）から一部負担金を除いた額を負担します。

◇ 高額療養費等の給付 5,520万円

1カ月に支払った医療費の自己負担額が高額になったとき、一定額を超えた部分を支給します。入院に係る高額療養費について、窓口での負担が限度額までとなる制度があります。入院される等、負担が高額となりそうな場合は、あらかじめ『限度額適用認定証』を申請し医療機関に提示してください。

◇ 療養費等の給付 100万円

コルセットなどの補装具代や、医師が診療上必要と認めたはり・きゅう等の費用について、病院などに支払った額から一部負担金を差し引いた額を支給します。領収書などを添えて申請が必要です。

◇ 出産育児一時金の支給 126万円

国保に加入している方にお子さんが生まれたとき、一時金として50万円（産科医療補償制度の対象とならない場合は48万8千円）を支給します。

◇ 葬祭費 24万円

国保に加入している方が亡くなられたとき、葬儀を行った方に葬祭費として3万円を支給します。

島根県への事業費納付金 8,376万円

平成30年度より国保の財政運営が市町村単位から都道府県単位に変わり、各市町村から島根県へ事業費納付金として決められた額を納付し、医療費などの給付費等必要額が交付されています。

納付金額は、県内の推計医療給付費額などをもとに、各市町村の被保険者数、所得水準で按分し、医療費水準を反映して決定されます。

疾病の予防 188万円

生活習慣や精神疾患から起因する疾病の発症件数の割合及び医療費が非常に高い状況です。健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、疾病の早期発見・早期治療に繋がる取組を実施します。

健康で生活できるよう積極的に受診しましょう

口脳ドック 55歳・60歳・65歳の方を対象に定員10名

(浜田医療センター、ヘルスサイエンスセンター島根 各5名)

口人間ドック 40歳から54歳、56歳から59歳、61歳から64歳の方を対象に定員20名

(公立邑智病院10名、浜田医療センター・ヘルスサイエンスセンター島根 各5名)

※令和4年度から、受診できる回数を2回から5回までに拡充しています。

66歳から74歳の方を対象に定員15名

(公立邑智病院、浜田医療センター・ヘルスサイエンスセンター島根)

●ご希望の方は役場健康福祉課までご相談ください●

特定健康診査 430万円

特定健康診査は、生活習慣病のリスクを高めるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した健診です。年に1回は特定健康診査を受診し、生活習慣を見直すきっかけにしましょう。

健診名	開催日	自己負担額	場所	結果報告会	場所
特定健康診査 40歳から 74歳	6月10日(土)	500円	川本公園管理棟	7月18日午前	川本公園管理棟
				7月19日午後	川本西公民館
	6月11日(日)		悠邑ふるさと会館	7月14日午後	悠邑ふるさと会館
	6月12日(月)		三原まちづくりセンター	7月20日午前	三原まちづくりセンター
	10月~3月		加藤病院、邑智病院、済生会江津総合病院、 やまうち内科、うめがえ内科クリニック		

※職場健診のない30歳・35歳の方も受診できます。

※かかりつけ医で受診を希望される方は、健康福祉課にご相談ください。

その他事務費 3,458万円

事務費、担当職員の人件費、国保運営協議会費などを計上しています。

■ 後期高齢者医療（特別会計）**1億4,069万円**

(健康福祉課 保険医療係 TEL 72-0633)

後期高齢者医療制度とは、75歳以上の方を対象とする医療保険制度です。75歳以上の方（一定の障がいのある65歳以上の方を含む）は国民健康保険や被用者保険から、「後期高齢者医療制度」に移行することとなります。川本町では保険証の発行、高額医療費等の支給申請取り次ぎ、保険料の徴収及び島根県後期高齢者医療広域連合への納付などを行います。

広域連合納付金 1億3,598万円

後期高齢者医療制度を運営する広域連合へ納める納付金です。

その他事務費 471万円

後期高齢者の健康診査は、下の表の様に医療機関に委託して行います。対象の方へは、改めて通知します。

後期高齢者健診			
対象	開催日	場所	自己負担
75歳以上	8月 <75~79歳>	加藤病院	無料
	9月 <80~84歳>		
	10月 <85歳以上>		
	11月~2月 <全対象>		

※かかりつけ医で受診を希望される方は、役場健康福祉課にご相談ください

※この事業は、皆さんから負担していただく保険料（4,355万円）と町の一般会計からの支出（9,623万円）などで運営します。

1年に1回健康診査を受診し、早期発見・早期治療と予防を心がけ、重症化を招かないようにすることが医療費の抑制につながります。

公共交通の充実

■ 生活バス路線の確保対策

1,369万円

(まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634)

マイカーの利用や過疎化により、公共交通機関の利用人数が減少し、運行確保が難しい状況となっています。通院、通学など、生活に必要なバス路線を確保するため、国・県・市町村で民間バス事業者に対して運行経費を負担して、各路線の安定した運行を確保します。

平成30年4月1日からは、三江線に代わる新たな公共交通として、江津川本線（石見交通株式会社）、川本美郷線（大和観光株式会社）のバス運行が始まり、通学や通院で多くの方が利用されています。一人でも多くの皆さんにご利用いただき、地域の身近な公共交通を守っていきましょう。

※ この事業は、県の生活交通確保対策交付金を受けて実施します。

また、江津川本線・川本美郷線については、運行会社が国庫補助金の交付を受けています。

□ 運行経費負担 対象路線

- ・ おおなんバス（邑南川本線） 石見川本 ～ 邑南町三坂口
- ・ 石見交通（川本線） 大田バスセンター ～ 石見川本
- ・ 石見交通（江津川本線） 江津済生会病院（江津高校） ～ 石見川本
- ・ 大和観光（川本美郷線） 石見川本 ～ 浜原（上野）

□ 各バス路線のお問い合わせ先

- ・ 邑南川本線：0855-95-1117（邑南町役場地域みらい課）
- ・ 川本線：0854-82-0662（石見交通大田営業所）
- ・ 江津川本線：0855-27-2211（石見交通浜田営業所）
- ・ 川本美郷線：0855-82-2252（大和観光株式会社）

■ 石見交通「バスカード」購入費助成

29万円

(まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634)

石見交通路線バスで利用できる「バスカード」購入費用を助成します。

現金で支払うよりもお得ですので、ぜひご利用ください。

【対象者】① 川本町在住の65歳以上の方(半額助成)

② 川本町在住の65歳以上で運転免許証を自主返納された方(8割助成)

※①・②の申請には、領収書が必要です。

※②の申請には、警察署から発行される「申請による運転免許証の取り消し通知書」の提示が必要です。



バスカードは以下の町内店舗で買うことができます。

かないや・道の駅インフォメーションセンターかわもと

※バスカードの販売は令和5年7月31日をもって終了となります。

バスカードの利用は令和7年3月31日まで可能となります。

■ 高齢者等フリーパス

(まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634)

運転免許証を自主返納された方が外出しやすい仕組み作りとして、申請年度から3年間川本町スクールバスに無料で乗車できるフリーパスの交付を行っています。

フリーパスの交付にはまちづくり推進課にて申請が必要です。

※有効期限は「申請日」から3年間ではありませんのでご注意ください

【対象者】 川本町在住で運転免許証を自主返納された方



※警察署から発行される「申請による運転免許証の取り消し通知書」が必要です。

■ タクシー利用助成

123万円

(まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634)

まげなタクシーの運行が難しい交通空白地域に居住する方の外出の利便性を図るためタクシー利用助成を行っています。

【対象者】

対象地区(畑野・田水・芋畑・笹畑・日向・川内・小谷・馬野原・多田・久座仁・木路原)に居住され、自家用車での移動が困難な世帯の方 ※まちづくり推進課で申請が必要です。

【助成額】 1回の乗車につき、次のとおり ※10円未満切り捨て

<メーター金額> 2千円まで…半額を助成

5千円まで…本人負担を1千円とし、残額を助成

5千円 超…4千円を助成

■ デマンド型交通「まげなタクシー」の運行

482万円

(まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634)

スクールバスのバス停から離れた地域など、交通空白地域への公共交通サービスとしてデマンド型交通「まげなタクシー」の三原線・東部線を運行しています。

乗降場所の追加など利用される方の利便性の向上や効率的な運行に努め、町内の公共交通と連携を図りながら、全町的な交通空白地域への支援を推進します。

三原線 運行日：火・水・金（週3回）

対象自治会：谷戸・笹畑・西・八幡・三原・田窪・南佐木・親和・湯谷・三俣・中倉

東部線 運行日：木（週1回）

対象自治会：三大字・多田・久座仁・木路原

【利用料金】 1乗車につき300円

【予約電話】 72-0237（川本タクシー）

利用するためには、まちづくり推進課で申請が必要です。



■ スクールバスの運行

2,495万円

(教育課 学校教育係 TEL 72-0704)

児童・生徒の通学及び生活交通の手段を確保するため、スクールバスを運行しています。現在、三原線及び矢谷線を運行しており、年間の利用料（100万円）を経費に充てています。

◇乗車料金 区間に関係なく一律料金 大人200円 小人100円

※身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は100円

※町内に居住される15歳以下の方は無料

◇回数券 1,000円（100円券 11枚綴り）

◇定期券 町民生活課と教育委員会で販売

期 間	通 勤 定 期
1 カ 月	8,400円
3 カ 月	23,940円
6 カ 月	45,360円

◇料金助成 「子どもフリーパス」「高齢者等フリーパス」提示で無料

※「子どもフリーパス」の詳細は、第3章子ども達の夢を育み、挑戦する人材が育つまちの『子どもフリーパス』（65ページ）をご覧ください。

移住・交流の推進

■ 住まいづくり応援事業

2,694万円

(まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634)

定住に欠かせない良質な住まいの充実を図るため、既存制度の拡充に加え様々なかたちで新たな住まいづくりを応援します。各制度についての詳細はまちづくり推進課までお問い合わせください。

※ これらの事業は、県補助金564万円等を活用して実施します。

① 住宅購入助成

定住される方が住宅を新築した場合、または中古住宅を購入した場合に、建築費や購入費用の一部を助成します。また、子どもの数等に応じて項目数ごとに加算があります。

(加算条件)

- A. 同居で扶養している中学生以下の子どもの人数
- B. 世帯主が45歳未満
- C. 建築を町内業者が施工

■ 助成額

【新築】

建築費用の1/10(上限50万円)+加算額(A+B+C)×25万円(上限50万円)

※ Cの加算額については、本社が町内にある場合は25万円、その他は15万円に減額
<土地を購入、購入後に既存建物を解体撤去して新築する場合>

- ・土地購入費の1/2(上限50万円)
- ・解体撤去費の1/2(上限50万円)

【中古住宅購入】

購入費用の1/20(上限50万円)+加算額(A+B)×25万円(上限50万円)

② リフォーム助成(中古住宅購入の場合)

中古住宅購入後の改修費用の1/2(上限250万円)を助成します。

※購入後、6ヶ月以内に改修工事に着工する場合に対象

③ 空き家改修助成

空き家を改修して定住希望者に賃貸を行う所有者を対象に助成制度があります。

【改修工事分】 改修費の1/2(上限350万円) ※耐震診断を受けることが要件です。

※申請期限は、令和5年9月29日までです。

※本事業は島根県の補助事業を活用して実施しますので、工事着工は島根県からの補助金交付決定後の着工となります。

④ 空き家バンク活用促進助成

空き家バンク登録のため家財撤去等を行う場合の経費の一部を助成します。

【家財撤去費】 家財撤去、ハウスクリーニング費用の全額（それぞれ20万円が上限）

【登記費用】 登記費用の1/2（上限10万円）

⑤ 民間住宅整備助成

定住促進向け賃貸住宅を整備し運営する民間事業者に対し、工事費等の一部を助成します。

〈新築住宅〉

■助成額 建築費用の1/2

※補助上限 単身用：300万円/戸 世帯用：600万円/戸

※申請期限は、令和5年9月29日までです。

（当初予算には計上していませんので、整備を予定されている方はお問い合わせください。）

〈空き家改修住宅〉

■助成額 住宅購入費、改修費の1/2（上限600万円）

※耐震診断を受けることが要件です。

※申請期限は、令和5年9月29日までです。

■ 定住促進住宅整備事業

6,861万円

（まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634）

川本町では定住人口の増加を目指して定住住宅の整備を進めており、今年度は因原地区に2戸の住宅整備を計画しています。

入居申込などの詳細は町のホームページやチラシ等でお知らせします。

※ この事業は県補助金700万円、町債5,150万円を活用して実施します。



■ かわもと暮らしの運営

1,429万円

(まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634)

川本町では、移住・定住についての総合相談窓口「かわもと暮らし」を開設しており、専任のスタッフが、仕事、住まい、子育てなど、移住・定住にまつわるあらゆる相談にワンストップで対応しています。メール、電話での個別相談はもちろん、都市部での相談会への出席やPRイベントの開催、「かわもと移住体験プログラム」の実施や川本町移住サイト「かわもと暮らし」の運営などを行っています。

かわもと暮らし

〒696-0001 島根県邑智郡川本町大字川本608-1

総合相談窓口 月～金 9時～17時

(土・日・祝日定休)

TEL 0855-74-2110

Mail info@kawamotogurashi.jp

H P <https://www.kawamotogurashi.jp/>



全力でサポートします

■ 川本町地域おこし協力隊

(まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634)

「地域おこし協力隊」は、地方で地域外の人材を受け入れて地域協力活動などに従事しながら、その定住・定着を図るための制度です。現在、川本町には3人の地域おこし協力隊員が活躍しています。隊員は様々な分野でそのスキルを生かして地域を盛り上げてくれています。各隊員の紹介等は今後、まげなねっとケーブルテレビや広報誌等で行っていきます。

■ 夢と可能性に挑戦する人財定住助成金

503万円

(まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634)

地域の人財確保のため、地元に残って就職する方や、大学等を卒業後に地元に戻って就職する方に対する助成金制度を設けています。

【申請条件】

高校卒業後に将来の展望などを記載した「自分計画書」を町長に提出・発表して認定を受けた方で、卒業後10年以内に就農・起業又は正規雇用者として就職し、川本町に定住した方

大学等で奨学金の貸与を受けていない方

定住助成金

最大50万円(1回限り)

大学等で奨学金の貸与を受けた方

奨学金返還助成金

前年度返済金額(上限24万円)10年間
※くらしまねっとへ登録する町内企業に就職し、その企業が求める国家資格を有する場合 助成額上限6万円上乗せ

(まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634)

人口減少が進み、地域づくりの担い手の育成・確保が難しいという課題がある中で、「関係人口」という考え方が全国的に注目されています。「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、生活の本拠地は都市部等に置きながら、地域に継続的に多様な形で関わり、地域を盛り上げてくれる人たちです。現在、川本町では、町出身者など川本町にルーツのある方や島根中央高等学校の卒業生、また、自然・歴史・文化・芸能・産業などで川本町に興味・関心を持つ方々が関係人口として関わり始めています。令和5年度では、島根中央高校などの高校を卒業し、町外へ進学した卒業生に対して就職活動期までの間、関係人口としてつながりを意識した4つの取り組みを行います。

【取り組み事業内容】

① SNS・ブランディング戦略による情報発信事業

イベント情報、動画、企業情報、Uターン就職のためのキャリアデザイン情報といった将来、卒業生にUターンをしていただくための情報発信をLINEやホームページを用いて行います。また、就職や進学で県外を離れた卒業生に対し、結婚や子育てを意識した際、町内へ帰るという選択肢形成を目的にブランディング及び広報PRを実施します。

② 関わりシロ創出事業

卒業生に対し各種イベントの運営スタッフとして参加呼びかけを行い、卒業生が川本町へUターンしていただくきっかけ作りや、川本町への関わりシロを提供することを目的に実施します。

③ 卒業生交流会事業

近隣企業の更なる周知を目的に、企業担当者が参加をし、関東、関西、広島、県内などで卒業生を集めた交流会を実施します。

④ 県内就職促進事業

近隣企業と容易に接点を持つことができる環境整備を目的に、インターンシップ導入の促進を図るモデル事業の実施及び町内企業へのPRを行います。

※この事業は国の地方創生推進交付金175万円、
県補助金350万円を活用して実施します。



【卒業生交流会 in 広島（令和4年度開催）】



【卒業生への情報発信専用公式LINE】

令和4年度 定住の取り組みの成果

定住人口の維持・拡大を図り、活力あるまちづくりを推進するため、定住対策に取り組んでいます。令和5年度も引き続き定住人口の確保に向け取り組みます。

令和4年の取り組みによって、多くの転入者を迎えることができましたが、転出者数が転入者数を上回り、41名の社会減となりました。また、自然的要因による人口減少も依然として大きく、1年間で42名の減少、全体で83名の人口減少となりました

□相談件数、移住者数

相談件数105件（前年度144件） 定住成果16件、25名（前年度11件、19名）

○定住者の転出地別内訳

◇県外 5件・8名（前年度6件・7名）

関東地方 2件・2名、関西地方 1件・2名、中国・四国地方 2件・4名

◇県内 11件・17名（前年度5件・12名）

松江市 4件・6名、奥出雲町 1件・1名、出雲市 2件・2名

大田市 2件・5名、浜田市 1件・1名、江津市 1件・2名

○家族構成別内訳

単身者 7件・7名、世帯 9件・18名

○住居別内訳

空き家 3件・6名、町営住宅（定住促進住宅含む） 3件・7名

民間アパート 7件・7名、実家 3件・5名

□令和4年 人口の推移 ※（ ）は前年数値

令和4年1月～令和4年12月の人口推移 △83名（△41名）

（要因別）社会的要因による人口減少（転入者数－転出者数）△41名（11名）

自然的要因による人口減少（出生者数－死亡者数）△42名（△52名）

■ 農林業振興施設の管理運営

3, 241万円

(産業振興課 商工観光係 TEL 72-0636)

【道の駅 インフォメーションセンター かわもと】

町内の野菜や加工品などの販売拠点や情報発信拠点として地域活性化を図っており、お客様にとってより利用しやすい施設となるよう運営を行います。

指定管理者：株式会社ドリームかもん
施設管理費：565万円



道の駅インフォメーションセンターかわもと

【湯谷温泉 弥山荘】

町内唯一の温泉施設です。町民はもちろん、町外からの利用者も多く、お客様の癒やしの場、交流の場となるように運営を行います。イベントの定期開催やオリジナル商品の開発なども行い、積極的に情報発信を行います。

指定管理者：株式会社キムラ農産
施設管理費：2, 117万円



【ふれあい公園 笹遊里】

グランドゴルフやバーベキューなど幅広い年代で楽しむことができる施設です。また、コテージなど宿泊施設を活用した田舎ツーリズムの拠点施設として交流人口の拡大を目指します。

指定管理者：株式会社キムラ農産
施設管理費：557万円



笹遊里のコテージ

■ 観光振興の強化

2, 007万円

(産業振興課 商工観光係 TEL 72-0636)

町観光協会と連携し、自然や歴史、郷土芸能などの地域資源の活用、町内の観光施設や観光事業者の活性化を促進し、観光客の誘致を図ります。また、地域おこし協力隊制度も活用しながら、さらなる地域資源の活用と交流人口拡大に取り組んでいきます。

*この事業は1,825万円の交付金を活用して実施します。



石見川本駅でのレールバイク乗車イベント



谷戸地域に群生するイズモコバイモ

■ イベント実行委員会への補助

80万円

(産業振興課 商工観光係 Tel 72-0636)

川本町の地域振興や誘客、または特産品販売を目的とした各イベントの開催に必要な経費を、主催する実行委員会に補助します。令和4年度にはええなあまつりかわもとと川本町産業祭が3年ぶりに開催され、多くの来場者で町がにぎわいました。

- ええなあまつりかわもと 毎年7月開催(主催：ええなあまつりかわもと実行委員会)
- 川本町産業祭 毎年11月開催(主催：川本町産業祭実行委員会)
- 輝け11(イレブン)しまね町村フェスティバル(主催：しまね町村フェスティバル実行委員会)



■ 広島地区等への観光情報の発信

97万円

(産業振興課 商工観光係 Tel 72-0636)

広島地区での観光PRを目的としたイベントへの出展やメディアでの情報発信を実施するための経費を支出します。広島地区は本町への観光誘客にとって重要な地域であり、島根県や他市町村と連携した観光PRを行っています。毎年1月に広島市で行われている「島根ふるさとフェア」への出展や、広島地区のテレビ番組およびテレビCMでの情報発信を実施しています。



令和5年1月 島根ふるさとフェアの様子(川本町ブース)

■ 広島県坂町との交流

75万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

昭和61年に姉妹都市縁組を結んで以来、両町では人、文化、スポーツ、産業など様々な交流を通じて親交を深めており、今年度で姉妹縁組37年を迎えます。

毎年小学生を対象に、夏は坂町で海洋スポーツ交流、秋は少年野球、冬はスキー交流を企画・実施しています。その他に、町議会議員、女性交流会、老人クラブ連合会（社会福祉協議会主催）などの交流が行われています。

令和2～3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業を中止しましたが、令和4年度の冬の交流から感染対策を講じながら再開しました。



令和4年度 子どもスキー交流会の様子
(国立三瓶青少年交流の家、琴引フォレストパークスキー場)

■ 広島県坂町でのイベント出店

30万円

(産業振興課 商工観光係 TEL 72-0636)

広島県坂町で開催されるイベントへの出店や出演に必要な経費を補助します。両町の交流促進および特産品PRのため、毎年11月ごろには坂町で「坂町・川本町特産品フェア」を開催しています。また、毎年3月ごろには坂町の団体により「ようようまつり」が開催されており、町内事業者が出店しています。各イベントは新型コロナウイルス感染症の影響で中止が続いていたものの、令和4年度には3年ぶりに開催され多くの来場者でにぎわいました。



令和4年度 坂町・川本町特産品フェアの様子(広島県坂町)

第 2 章

産 業

～暮らしを支える生業、地域資源を活かした産業が根付くまち～

農林水産業の振興

エゴマ・ピーマンの産地育成	47
特別栽培米生産拡大	47
経営所得安定対策の実施	47
人・農地問題解決加速化支援	48
土づくり育成	48
農業の6次産業化の推進	48
農業の担い手支援	49
農地耕作条件改善（三原地区）	50
畜産の振興	51
多面的機能支払	52
環境保全型農業直接支払	53
中山間地域等直接支払	54
有害鳥獣対策	55
漁業の振興	56
林業の振興	57
森林環境整備	58

商工業・サービス業の振興

商工業の振興と中心市街地の活性化	59
商店経営改善支援	59
地域商業等支援	59
キャッシュレス決済の推進	60
魅力ある商店街づくり支援	60

農林水産業の振興

■ エゴマ・ピーマンの産地育成

995万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

エゴマの生産は島根県全体に取り組みが広がり、島根県は全国でも有数のエゴマの産地となっています。本町においては、これまで産地育成を進めており、令和3年度の栽培面積は約21haです。今後も、川本町エゴマ振興協議会を中心に、エゴマの生産者確保、収穫量の増加、エゴマ油をはじめとする商品の販売促進に取り組み、エゴマの産地育成を推進します。また、JAしまね島根おおち地区本部と連携して、ピーマンの産地育成にも取り組みます。

●川本町奨励作物拡大支援事業費補助金

- ・対象作物 エゴマ、ピーマン
- ・対象者 町内で販売を目的にエゴマ、ピーマンを1a以上作付する個人、営農組織、農業団体、企業
- ・補助金額 ■個人、集落営農組織、農業団体、企業（栽培のみの企業）
エゴマ 栽培面積 1,000円/a 出荷量 1,500円/kg
※出荷量が10aあたり10kg（1aの場合は1kg）を下回る場合は、面積あたりの補助を受けられない場合があります
ピーマン 栽培面積 3,000円/a
■企業（栽培加工販売事業者）
栽培面積 2,000円/a

■ 特別栽培米生産拡大

10万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

JAしまね島根おおち地区本部で推進している「石見高原ハーブ米きぬむすめ」は、関東・関西方面において需要が高まっています。島根県では、需要に応じた米の生産に取り組むために、事前契約取引を推進しています。本町では需要に応じた米の生産に取り組むを進めるために、「石見高原ハーブ米きぬむすめ」に対する買取価格支援に取り組むことで、生産者の確保、面積拡大を図ります。

- ・補助対象者：「石見高原ハーブ米きぬむすめ」をJAに出荷する農業者
- ・補助率：出荷1袋あたり200円

■ 経営所得安定対策の実施

108万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

経営所得安定対策の普及推進のための活動や、対象作物の作付面積等の確認事務は「川本町地域農業再生協議会」で行い、そのための経費を助成します。

■ 人・農地問題解決加速化支援

3万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

高齢化の進行による後継者不足、耕作放棄地の増加などで、地域での農業の振興や農地の維持が難しくなっている中、力強い農業構造を実現していくために、各集落で農業を担う経営体の確保や生産基盤となる農地の集積について話し合いを行い、今後の地域農業のあり方や地域の中心となる経営体の将来展望などを明確化する事業です。

- ・ 農業における人と農地に関わるアンケート調査
- ・ アンケート結果等を基にした農地図の作成
- ・ 作成した農地図を用いた農地利用についての話し合い
- ・ 話し合いの取りまとめ、検討会の開催

■ 土づくり育成

16万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

新鮮で安心・安全な農産物へのニーズが高まる中で、「持続性の高い農業生産方式の推進」と「有機栽培・減農薬栽培による高付加価値化」による農産物づくりを目指すために、「エコファーマー」「環境を守る農業宣言」を取得している方、環境保全型農業に取り組んでいる方、独自で減農薬、減化学肥料に取り組んでいる方が、農産物の販売を目的に堆肥を購入された場合に支援します。

- ・ 対象作物：水稻・野菜
- ・ 対象面積：耕作面積3a以上
- ・ 補助額：購入堆肥1tあたり2,000円以内（上限10aあたり3t）
- ・ 堆肥種類：バーク堆肥・牛糞堆肥・豚糞堆肥・鶏糞、竹堆肥
- ・ 購入期間：令和5年1月1日～12月31日

■ 農業の6次産業化の推進

190万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

川本町の農業の維持・強化を図るため、生産（1次産業）のみならず、加工（2次産業）そして流通・販売（3次産業）を地域全体で総合的に取り組むことが必要です。

このため、生産基盤の強化を図りながら、民間経営体等を中心に高付加価値（有機等）の特産品を創出し、都市部への販路開拓・拡大による外貨獲得を図りながら所得向上、農業の持続的な発展と地域経済の活性化を目指します。

● 6次産業化推進補助金 190万円

町内の農林漁業者及び事業者が6次産業化に取り組まれる事業に対して補助します。

- ・ ソフト事業 補助率：2/3 限度額：30万円
- ・ ハード事業 補助率：1/2 限度額：100万円

■ 農業の担い手支援

2,687万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

●川本町地域農業再生協議会への補助 13万円

川本町地域農業再生協議会では、関係機関が連携し、就農相談、経営相談など、農業の担い手の支援を行っています。この協議会の事業に対して補助を行います。

●農地流動化（土地利用集積）助成 73万円

農地の有効活用、遊休農地化の防止、担い手の確保・育成のため、農地の流動化（貸借）の促進を図るため、農用地を借り受けた農業者（賃借権を設定した者）に対して助成金を交付します。

（ただし、流動化に関する他の支援事業を受けた場合は、対象外となります。）

（10aあたり）

区 分		認定農業者・農業生産法人	そ の 他
新規	3年以上6年未満	6,000円	6,000円
	6年以上	15,000円	
継続	3年以上6年未満	3,000円	3,000円
	6年以上	7,500円	

●農業経営安定支援事業補助金 550万円

認定農業者、集落営農組織の運営の安定を図り、認定農業者等の担い手が農地集積に取り組みやすい環境づくりを進めることによって耕作放棄地の増加の抑制を図ります。併せて、新たな集落営農編成の意向のある組織の体制づくりを支援します。

【補助要件】

認定農業者、認定新規就農者、農事組合法人、集落営農組織、広域連携組織が農業機械を導入、更新したとき、または国県の補助事業を実施したときに費用の一部を補助

○事業期間：令和3～4年度

○対象者：認定農業者、集落営農法人

○補助金：農業機械の導入及び更新費用の1/2 上限 200万円
下限 30万円

国県の補助事業に対する費用の1/3 上限 150万円

●生産基盤強化支援 100万円

米生産政策の見直しに伴い、水田における収益が見込める作物の導入が喫緊の課題となっています。また、農業経営においても、他の作物も栽培する多面的経営が注目されていることから、生産基盤の強化・拡大を図るためにハウスを整備することに対して支援を行い、農業者の所得向上と担い手確保・育成を図ります。

○事業の概要

・対象事業：ビニールハウス新設（ビニールハウスの面積1a以上が対象）補助上限額50万円

・補助対象者：町内の農地で農業を営む個人（新規も含む）、企業、集落営農組織とし、野菜、花き等を生産する者（水稻育苗のみは除く）

・補助率：事業費の1/2以内、予算の範囲内

●担い手経営発展支援 1,000万円

水田園芸など担い手にとって魅力ある生産性の高い農業の推進を図るため、地域を支える中核的な担い手への支援を図ります。また、水田を活用した園芸の推進を図ります。

○事業の概要

■認定農業者機械等整備支援事業

経営規模の拡大や複合化、生産コストの低減等を目指すために必要な機械・施設への補助

- ・補助対象者：①人・農地プラン、産地ビジョン等に位置付けられた認定農業者
- ②販売金額1,000万円以上を目指す計画を策定した者
- ③美味しまねゴールドの認定を取得している者、または1年以内に認証を取得することが確実な者

・補助率：事業費の1/3以内、予算の範囲内

■自営就農者開始支援事業

小規模基盤整備、ハウス、ハウス付帯設備への補助

- ・補助対象者：①認定新規就農者又は農業経営改善計画を作成し、県内において農業経営を開始して専門的に農業に従事することが見込まれる者
 - ②農業経営を開始した日から起算して5年以内の青年等又は新たに農業経営を営もうとする青年
 - ③美味しまねゴールドの認定を取得している者、または1年以内に認証を取得することが確実な者
- ・補助率：事業費の2/3以内、予算の範囲内

■ 農地耕作条件改善（三原地区）

3,000万円

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を加速するため、区画拡大や用排水路等の耕作条件の改善を行います。

今年度は昨年度に引き続き、三原地区の排水路等の工事を行います。

※この事業は国・県の補助2,100万円と地元負担金・町負担900万円で行います。



事業により整備した取水施設

畜産農家の必要な経費を補助し、畜産運営の安定強化を図ります。

●畜産予防注射補助 5万円

牛の4種混合ワクチンの予防接種に対し、1頭あたり500円を助成します。

●人工授精業務補助 12万円

受胎率並びに、生産意欲の向上を図るため、費用の一部を補助します。

●畜産共進会補助 8万円

優良和牛の育成を図るため、参加費用の一部を補助します。

●繁殖雌牛更新助成金 32万円

繁殖牛の更新率を向上させるため、1頭当たり4万円を助成します。

●家畜診療対策協議会負担金 3万円

多面的機能支払

1,203万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

【農地維持支払交付金】

地域資源の基礎的保全活動等（農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等）の多面的機能を支える共同活動を支援します。

【資源向上支払】

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

日本型直接支払のうち

多面的機能支払交付金

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<政策目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率を4割以上に向上【令和2年度まで】
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合を5割以上に向上【令和2年度まで】

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金

- 農地維持支払**
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- 資源向上支払**
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

<事業イメージ>

農地維持支払

農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定等



資源向上支払

水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



交付単価

(円/10a)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払 (共同)	②資源向上支払 (長寿命化)	③農地維持支払 (共同)	④資源向上支払 (長寿命化)	⑤資源向上支払 (長寿命化)	⑥資源向上支払 (長寿命化)
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

【5年間以上実施した地区は、③に75%単価を適用】

- ※1：①、②の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、③に75%単価を適用
- ※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金

- 都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

<事業の流れ>



実施主体：農業者等で構成される組織（①及び②は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【加算措置】

項目	(円/10a)	
	都府県	北海道
多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援	田	400
	畑	240
	草地	40
農村協働力の深化に向けた活動への支援	田	400
	畑	240
	草地	40
小規模集落支援	田	1,000
	畑	600
	草地	80

項目	都府県		北海道		交付金(定額)
	3集落以上または50ha以上	200ha以上	3集落以上または1,500ha以上	3,000ha以上	
広域化した活動組織への支援	1,000ha以上		15,000ha以上		4万円/年・組織
					8万円/年・組織
					16万円/年・組織

※下線部は拡充内容 【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

環境保全型農業直接支払は「農業の有する多面的機能の発揮に関する法律」に基づいた安定的な制度として、令和2年度から6年度の5ヵ年で第2期対策を実施しており、地球温暖化防止や生物多様性保全などの環境保全に効果の高い営農活動を行う農業者を支援します。対象となる取り組みは、農薬の化学肥料、化学合成農薬5割低減の取り組みと組み合わせた「カバークロープ」、「炭素貯留効果の高い施肥の水質保全に資する施用」と化学肥料、化学合成農薬を使用しない「有機農業の取り組み」が対象となります。

環境保全型農業直接支払事業は、農業者グループ（法人等）による申請となり、川本町内では水稲、エゴマ、野菜等の品種で取組が可能です。

環境保全型農業直接支払交付金

<対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、**地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動を支援**します。

<政策目標>

- 土壌炭素貯留量の増加への貢献
- 市町村における有機農業の推進体制の整備率の向上（50%〔令和元年度まで〕）

<事業の内容>

1. 環境保全型農業直接支払交付金

【対象者】 農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

【支援の対象となる農業者の要件】

- ▶ 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ▶ 国際水準GAPを実施していること
 - ※ 指導や研修に基づく取組の実践です。認証取得を求めるものではありません。
- ▶ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと

【支援対象活動】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金

【対象者】 地方公共団体等

【支援内容】

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援

<事業の流れ>



<事業イメージ>

支援対象となる取組



カバークロープ

5割低減の取組の前後のいずれかにカバークロープの作付けや堆肥を施用する取組



堆肥の施用

化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組



有機農業

化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組

▶ 地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組

	対象取組	交付単価*
全国共通取組	カバークロープ (うち、ヒエを使用する場合)	8,000円/10a (7,000円/10a)
	堆肥の施用	4,400円/10a
	有機農業 (うち、そば雑穀、飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)
地域特認取組	※ 取組内容や交付単価は、都道府県により異なります	

※ 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

※ 配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

【お問い合わせ先】 生産局農業環境対策課 (03-6744-0499)

■ 中山間地域等直接支払

2,402万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

令和2年度から第5期対策（令和2～6年）として実施している中山間地域等直接支払事業は「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた安定的な制度として中山間地域等の農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度です。

農業生産活動を集落ぐるみで実施を検討されている地域等がありましたら、説明会も開催しますので、産業振興課までお問い合わせください。

日本型直接支払のうち

中山間地域等直接支払交付金

<対策のポイント>

高齢化や人口減少が著しい中山間地域等において、農業生産活動が継続的に行われるよう、集落の活動体制の維持・強化を推進しつつ、引き続き第4期対策（平成27～令和元年度）を実施します。

<政策目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.0万haの減少を防止 [平成27年度～令和元年度まで]

<事業の内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金

- 中山間地域等の農業生産活動を継続できるよう、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動への支援を強化します。
- 担い手を支える地域の体制を強化するため、**モデル地区における試行的な加算措置及び個人受給額の上限緩和（250万円→500万円）**を実施します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500

田：急傾斜 (傾斜：1/20) 単価：21,000円/10a
畑：急傾斜 (傾斜：15度) 単価：11,500円/10a

<事業イメージ>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援

【対象地域】 中山間地域等（地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域）
【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等
【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）
- ② 体制整備のための前向きな取組（生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築）

【加算措置】

<集落連携・機能維持加算、超急傾斜農地保全管理加算>

項目	10a当たり単価
集落連携・機能維持加算	地目にかかわらず 3,000円
① 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
② 小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援	田：4,500円 畑：1,800円
超急傾斜農地保全管理加算	田・畑：6,000円
超急傾斜農地 (田：1/10～、畑：20度～) の保全や有効活用を支援	

<地域営農体制緊急支援試行加算>

※試行加算はモデル地区において国費定額で実施

項目	10a当たり単価
人材活用体制整備型	地目にかかわらず 3,000円
新たな人材の確保・活用を進めるための取組や体制整備、それらを通じて担い手が営農に専念できる環境整備等を支援	
集落機能強化型	地目にかかわらず 3,000円
主として営農を実施してきた集落が、地域の公的役割も担う団体（地域運営組織等）を設立するなど、集落機能を強化する取組を支援	
スマート農業推進型	地目にかかわらず 6,000円
省力化技術を導入した営農活動や農地、施設の管理等、少人数で効率的に営農を継続できる環境整備を支援	

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

<事業の流れ>



(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

●被害防止柵施設設置補助 270万円

サルやイノシシなど有害鳥獣による農林作物被害を未然に防止し、生産意欲の向上・農作物を安定に出荷できるように電気柵や防護柵等の設置に対し、資材購入費用の一部を助成します。(補助率1/2、上限5万円)

※法人・企業・認定農業者等については上限30万円を補助上限額とします。

※鳥獣被害対策や電気柵等設置に伴う研修会を実施しますので、ぜひご参加ください。



研修会の様子



●集落ぐるみで取り組む対策 30万円

有害鳥獣対策には特効薬としての対策がなく、全国的にも苦慮している状況です。有害鳥獣(特にサル)等に対して、集落ぐるみで徹底した追い払いが効果的であると報告もあります。対策としては、ロケット花火より音が大きく、追い払い効果のある「動物駆逐用煙火花火」を使って個人からでも取り組める対策が有効です。動物駆逐用煙火を使うためには、指定された講習を受ける必要があります。

・ 集団被害防止対策事業補助金

モデル集落を選定し、被害防止策に取り組み他の集落へ集団的に取り組む効果的な方法等を実証することを目的として、資材等の経費を補助します。(補助率2/3、上限40万円)



動物駆逐用煙火花火講習会の様子

●駆除の実施 368万円

有害鳥獣の被害が深刻な場合は、捕獲許可を出して有害鳥獣の駆除を行います。川本町猟友会のご協力のもと、4つの駆除班を編成し、駆除を実施しています。

・ 駆除班条件整備 (20万円)

駆除班に加入している方を対象に、駆除に伴う事故に備えて、ハンター保険(銃の使用)及び施設賠償責任保険(わなの使用)の保険料を負担します。

・ 捕獲奨励金 (348万円)

駆除班に対し、捕獲した鳥獣の種類に応じて奨励金を交付します。

- イノシシ 1頭につき10,000円(成獣)、5,000円(幼獣)
- サル 1頭につき20,000円(成獣)、10,000円(幼獣)
- シカ 1頭につき25,000円

・ 外来鳥獣対策

外来鳥獣(ヌートリア、アライグマ)については、川本町主催の講習会を受けることによって狩猟免許を持っていない方でも箱わなに限り捕獲することが出来ます。



ヌートリア

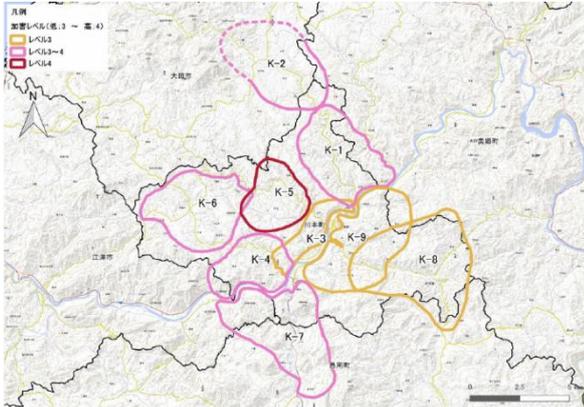


研修会の様子

●新規狩猟免許取得者補助金 5万円

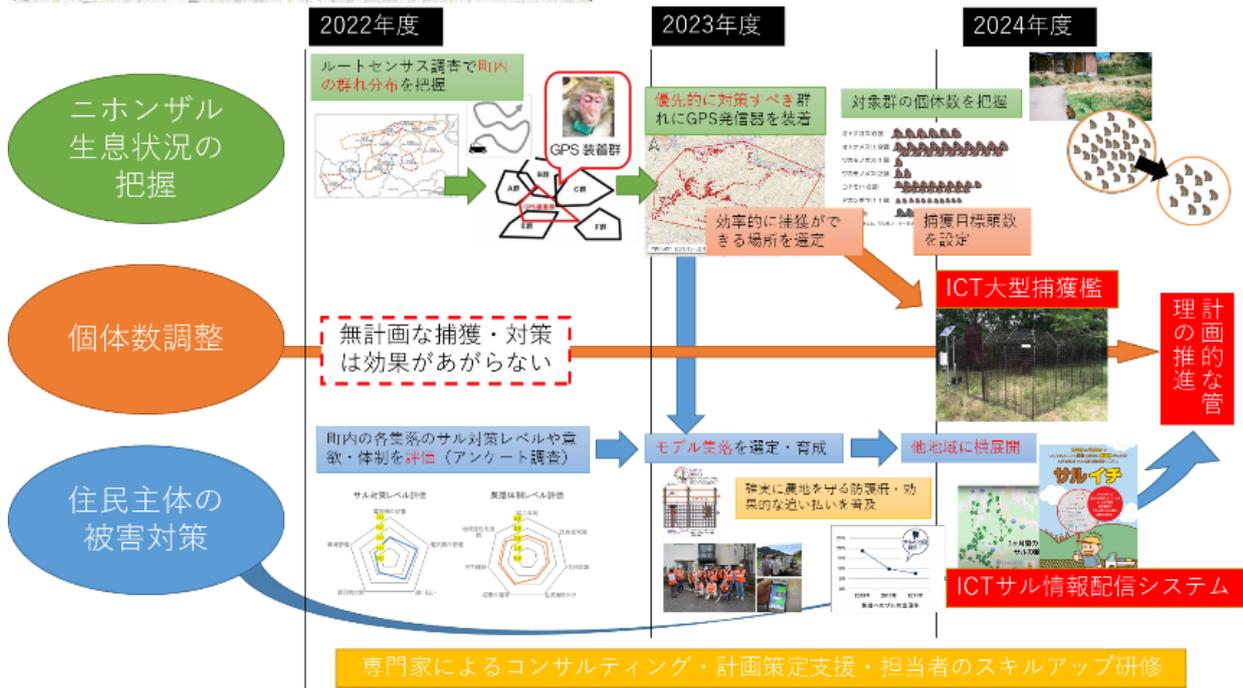
有害鳥獣による農作物被害は増加傾向であり、狩猟者の増加を図るため、新規に狩猟免許を取得する方の試験費用を助成します。

- わな種（箱わな、くくりわな等） 3,900円
- 第1種（ライフル銃、散弾銃等） 5,200円
- 第2種（空気銃） 5,200円
- 事前講習会 6,000円



●ICT（情報通信技術）を活用した有害鳥獣対策可能性実証事業 703万円

専門機関に委託し、モデル地区を選定してGPSの装着や、研修会の開催等ICTを活用した有害鳥獣対策（サル対策）に取り組みます。



■ 漁業の振興 70万円

（産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636）

●江川漁業振興 70万円

内水面漁業の資源確保及び漁業事業の推進、親魚の養成事業を行う江川漁業協同組合に対し、負担金を支出します。

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)



●町有林・町行分収造林等の管理 126万円

森林の多面的機能の維持と良質な木材生産を図るため、保育間伐を実施し、適正な森林管理を行います。

●島根県林業公社造林の管理 800万円

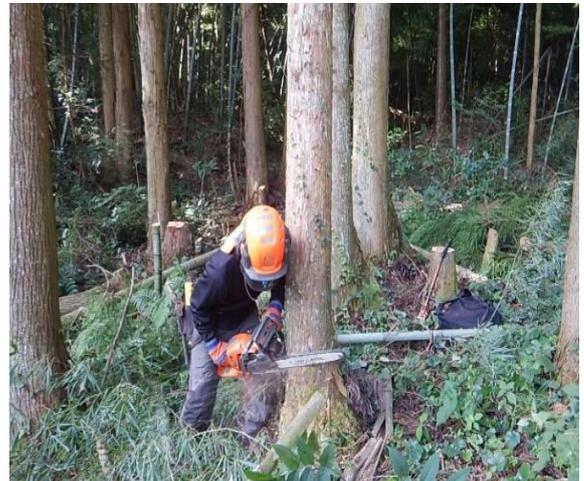
地面を覆う植物の種類を増やすことで生態系のバランスを良くすることや、土砂災害の発生を防ぐことを目的に、適正な森林管理を行います。

●林業振興 27万円

林業振興に関連する各種団体に対し、会費・負担金等を支出します。

●ふるさとの森再生事業 13万円

不健全な状態となった森林を早期に広葉樹を主体とする健全な自然林にするため、施業実施に必要な森林調査、事業案内板設置及び地域住民等による森づくり活動などに必要な経費を助成します。



●林地残材搬出支援事業 8万円

町内山林を適切な間伐等で保全管理を行った場合に出る林地残材を、バイオマスエネルギーの原料とし搬出する場合に町から助成を行っています。

スギやヒノキの林地残材を搬出し、指定されたチップ工場へ搬入した場合、チップ工場での買い取り価格1t当たりの金額に上乗せして、商工会商品券3,000円分を交付しています。

※出荷者は事前に登録申請が必要です。

■ 森林環境整備

1,607万円

(産業振興課 農林振興係 TEL 72-0636)

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理にあたり、林業経営の集約や市町村自ら経営管理を円滑に行うため、森林環境譲与税を財源に新たな森林管理に取り組みます。

●林業担い手育成支援 41万円

林業の担い手育成のためにチェーンソーを使用した伐木や搬出等の作業を安全に行うための研修会費用 など

●林業担い手確保補助金 132万円

林業事業者が首都圏などで開催される研修会等に係る旅費等の補助や業務で必要な消耗品等の購入費への支援

●人材育成 180万円

林業事業者が人材育成に必要な高性能林業機械等のリース費用等の助成

●森林整備 148万円

下刈り、除伐等の所有者負担に対する助成、林地台帳整備 など

●里山再生支援事業費補助金 278万円

里山林の有する水源涵養機能や生物多様性等の高度発揮に資するため、荒廃した竹林の再生等の取組を支援 など

●林内路網整備事業費補助金 100万円

利用期を迎えた森林の主伐に供する路網整備を促進するため、木材生産用の森林作業道開設に要する経費の一部を支援

●植栽支援事業補助金 210万円

補助造林事業の植栽の対象が、一貫施業に限定されたことから、過年度伐採跡地への植栽に対する補助

●新商品開発支援事業補助金 150万円

県内産木材を使用した木製品の開発に対する補助

●原木椎茸生産支援事業補助金 53万円

椎茸栽培に必要なほだ木生産に対する補助

●立木流出災害防止対策事業補助金 65万円

伐採により発生した木くず(枝等)を搬出する林業事業者に対し補助

●条件不利森林の木材生産促進事業補助金 250万円

土場から市場まで2t及び4tダンプで木材を搬出する林業事業者に対し補助



林業担い手育成研修会の様子
(チェーンソーワーク)

商工業・サービス業の振興

■ 商工業の振興と中心市街地の活性化

1,420万円

(産業振興課 商工観光係 TEL 72-0636)

＜ 地域経済を支える商工会 ＞

川本町商工会では、経営や技術の改善、金融や新分野進出、税務申告など、経営指導員を中心に相談・指導を行い、事業者の皆さんの支援に努めています。また、商店街の活性化に向けたさまざまな地域振興事業を行っています。

本年度は、ものづくり事業者や観光関連事業者の育成に取り組み、商工業の振興と安定を図ります。これらの事業費の一部を補助しています。

■ 商店経営改善支援

39万円

(産業振興課 商工観光係 TEL 72-0636)

日本政策金融公庫の融資制度「小規模事業者経営改善資金貸付」又は島根県制度融資「小規模企業特別資金」の融資を受けた中小企業を対象に、実績に基づき利子補給を行い、金利負担の軽減を図ることにより経営安定化を支援します。

- 利子補給額 … 年1%の利子相当額（5万円を上限）
- 利子補給期間 … 利子補給開始月から5年以内

■ 地域商業等支援

400万円

(産業振興課 商工観光係 TEL 72-0636)

川本町内で空店舗等を活用した小売業・サービス業等の開店予定者に対して、開店に係る初期投資費用を支援します。また、川本町内で食料品、日用品の販売により、地域住民の買い物不便の助けとなる案件についても、改修費や備品購入費など初期投資費用の支援を行います。町内での開業を検討される場合には、産業振興課へお気軽にご相談ください。

- 補助率 小売店等開業：1/2（改修費、備品購入費、家賃等）
買い物不便対策：2/3（改修費、建築費、建物取得費等）
移動販売・宅配：2/3（車両購入費、備品購入費、運営経費等）
- 各補助には限度額があります。
- この事業は、県の補助（200万円）を受けて行います。

■ キャッシュレス決済の推進

969万円

(産業振興課 商工観光係 TEL 72-0636)

●電子決済普及事業

電子決済アプリ・Jコインペイを活用した町内限定ボーナス「まげなポイント」を付与します。

本年度は、町内加盟店における決済に対する付与に加え、町民の皆さんの健康増進を目的に特定健診・がん検診を受診された方に対するポイント付与を実施します。

<決済>

- ・実施期間：6月、9月、12月（年3回）
- ・ポイント付与率：決済金額の20%（上限3,000円）
- ・ポイント付与時期：決済日の1か月後
- ・ポイント有効期限：付与日の翌月末

<特定健診・がん検診>

- ・対象検査項目：特定健診、後期高齢者健診、歯周病健診、後期高齢者歯科健診
胃がん、乳がん、子宮頸がん、肺がん・結核、大腸がん、胸部CT
- ・ポイント付与額：健診4項目…500円 がん検診…300円
- ・ポイント付与時期：受診日の翌月

※特定健診・がん検診によるポイント付与には申込が必要です。

■ 魅力ある商店街づくり支援

626万円

(産業振興課 商工観光係 TEL 72-0636)

地域資源を活用した起業を促進するため、積極的に地域おこし協力隊制度を活用し、商工業の担い手の育成を図ります。

※この事業は特別交付税626万円を活用して行います。

第 3 章

子育て・教育

～子ども達の夢を育み、挑戦する人材が育つまち～

結婚・子育て支援の充実

保育所の運営	63
保育所完全給食	64
つながる絵本お届け	64
子どもフリーパス	65
児童手当の交付	65
チャイルドシート購入費助成	65
出産子育て応援交付金	66
出産子育て支援アプリ導入	66
産後ケアのための助産院利用費助成	67
子ども等医療費助成	67
未熟児養育医療費助成	67
結婚新生活支援	68
婚活応援	68
お母さんとお子さんの健診	68
不妊治療・不育症治療に係る費用の助成	70
子育てサポートセンターの運営	71

川本らしい学びの環境の充実

小・中学校の環境整備	72
小・中学校の教育振興	73
教育環境魅力活性化	75
学校図書館司書の配置	76
外国語指導助手（ALT）の招致	76
ふるさと教育の推進	77
家庭教育支援	77
職場体験活動	78
学校給食	78
島根中央高等学校の支援	79
島根中央高等学校通学助成金	79
島根中央高等学校の通学バス支援	80

学び続けられる環境の充実

ふるさと人づくり事業の推進	81
川本町ふるさとカルタ活用	82
公民館活動の推進	82
文化財の保護	83
スポーツ大会、教室の開催	84
スポーツ団体への補助	84
体育施設の管理運営	85
生涯スポーツの普及	86
かわもと図書館の管理運営	87
悠呂ふるさと会館の管理運営	88
かわもと音戯館の管理運営	88
文化事業の振興	89

多様性のある地域社会の実現

男女共同参画の推進	90
人権・同和教育の推進	90

結婚・子育て支援の充実

■ 保育所の運営

1億3,208万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

川本町では社会福祉法人川本福祉会が3つの保育所を運営し、それぞれ特色ある保育を行っています。地域の子育て環境を充実させるため、保育所運営費を負担します。

子どもを生み育てる方の経済的負担を軽減し、安心できる子育て環境づくりを推進するため、平成31年4月から利用者全世帯の保育料を無料としています。

この他、地域に根ざした保育の推進を図ること、仕事と育児の両立を支援することを目的として、保育所の様々な事業に対して支援を行います。

※この事業は、国の負担(6,556万円)、県の負担(2,710万円)及び補助(160万円)を受けて実施します。



●地域活動(全保育所で開催) 40万円

入所児童と地域の方との交流行事などを行っています。

※この事業は、県の補助(15万円)を受けて実施します。

●延長保育(川本保育所・因原保育所) 6万円

共働きなどで帰宅が遅くなる方のため、保育時間を午後7時まで延長しています。1日当たり250円の負担をお願いしています。

●一時保育(川本保育所) 17万円

一時的に保育が必要なとき、また、保護者の入院などにより、緊急に保育が必要となったときに受入を行っています。保育は毎週月曜日から金曜日まで(祝日を除きます)の午前8時30分から午後4時まで行います。1日当たり、2,000円の負担をお願いしています。

※この事業は、県の補助(7万円)を受けて実施します。

●障がい児保育及び発達促進保育 336万円

特別な支援の必要な障がい児等の保育を推進し児童の処遇向上を図るため、障がい児等保育を行う保育士の加配を行う保育所に対し、加配保育士の人件費を補助します。

※この事業は、県の補助(60万円)を受けて実施します。



●保育所紙おむつ処分経費助成 32万円

令和5年度から町内保育所で紙おむつのサブスクリプションサービスを導入（月額2,980円(税抜き)）しており、同時に持ち帰りの廃止を行うにあたり、園での処分料が発生するため社会全体で子育てや保育を考えていく観点からその経費について補助します。

■ 保育所完全給食 207万円

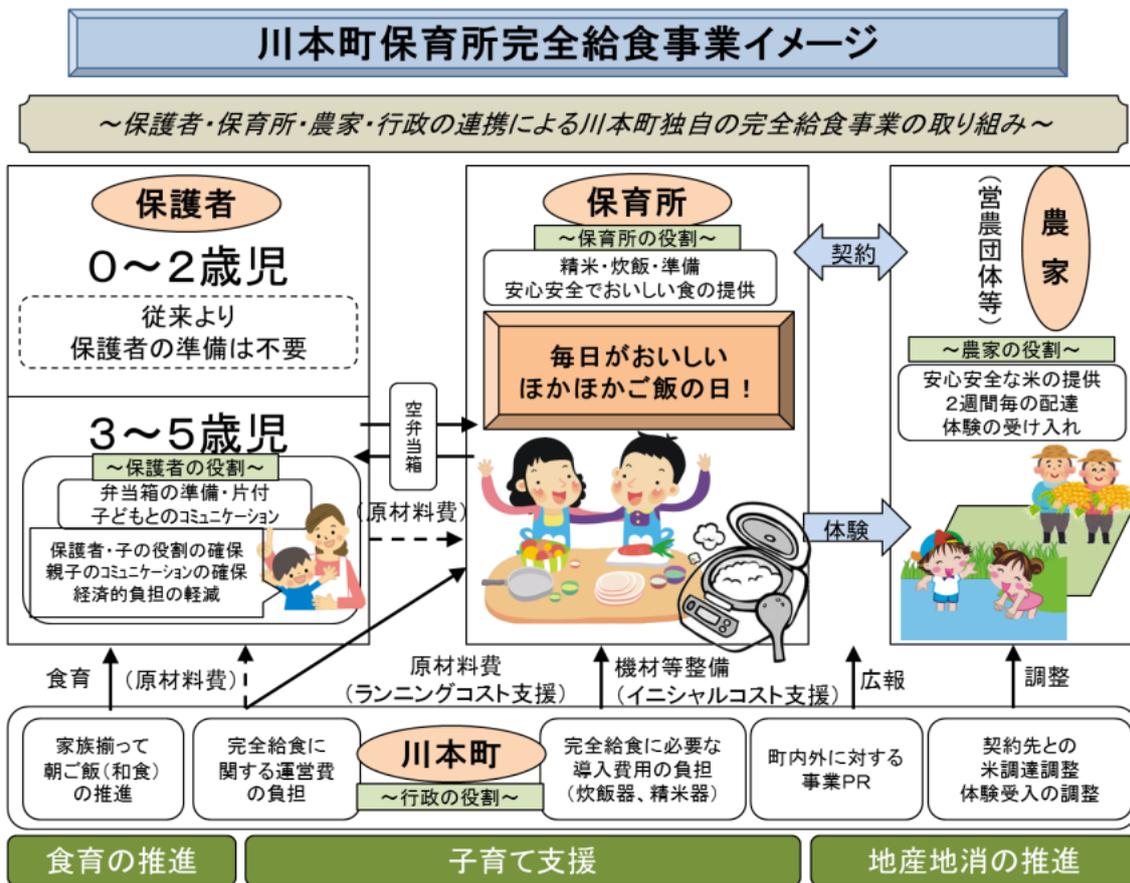
(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

食育の推進、子育て支援、地産地消を目的として、保育所の給食で町内産米の炊きたてご飯を提供しています。また、田植えや稲刈り体験を通じて、生産者との交流も行っています。

3歳児以上の主食代（お米代）を町が負担し、保護者負担の軽減を図るとともに、安心安全でおいしい食の提供を支援します。

また、保護者負担となる3歳児以上の副食費について全額助成をしています。

※この事業は、県の補助（94万円）を受けて実施します。



■ つながる絵本お届け 36万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

家庭での絵本の読み聞かせを通じた親子のコミュニケーション機会の増加を図るため、1歳児から小学3年生までの全員へ絵本をお届けします。

※この事業は、子ども・子育て支援基金を活用して実施します。

■ 子どもフリーパス 44万円

(まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634)

町内の子ども達に町や町内の施設をより知ってもらい、地域への愛着心を育むことや、子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的に、町内の子どもに「子どもフリーパスポート」(まげなフリーパス)を交付しています。まげなフリーパスを提示することで、対象となる町内の各施設や、悠邑ふるさと会館での文化公演行事、スクールバス利用等が原則無料(一部割引制度あり)となります。

【交付対象者】

川本町在住の保育園児、小学生、中学生、高校生

【対象施設等】

- ①川本町スクールバス
- ②かわもとおとぎ館トレーニングルーム・プール(個人利用)
- ③笹遊里バーベキュー(1ブース)
- ④町民プール
- ⑤悠邑ふるさと会館で開催する文化公演事業 (川本町教育委員会が認める行事)
- ⑥湯谷温泉「弥山荘」



(サンプル)まげなフリーパス

※川本町に住民登録がある方が対象です。 ※交付には申請が必要となります。

■ 児童手当の交付 3,413万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

児童手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を社会全体で応援するという趣旨のもとに親等に支給されるものです。

- ◇支給期間：申請の翌月から、満15歳以後の最初の3月まで
- ◇支給金額(月額)：

3歳未満児	15,000円
3歳以上小学校修了前	
・第1子・第2子	10,000円
・第3子以降	15,000円
中学校修了前	10,000円
所得制限世帯(960万円以上)	5,000円



◇支払月：6月、10月、2月で、前月分までの手当を支払います。

※この事業は、国(2,352万円)と県(525万円)の負担金を受けて実施します。

■ チャイルドシート購入費助成 15万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

子育て環境の支援と、乳幼児の交通安全の推進のため、チャイルドシート購入費の2分の1(上限15,000円)を助成します。



■ 出産子育て応援交付金

200万円

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

すべての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、身近で相談に応じ必要な支援につなぐ伴奏型支援を充実と、妊娠・出産時の関連用品の購入費助成や支援サービス等の利用負担軽減を図るための経済的支援（妊娠時5万円、出産時5万円）を一体的に行います。

◇対象者

川本町に住所があり、次のいずれかに当てはまる方

- (1) 令和4年4月1日以降に妊娠届出を提出した妊婦
- (2) 令和4年4月1日以降に出生した子どもの養育者

◇ギフトの種類と申請について

対象者	ギフトの種類	申請時期	申請までに必要なこと
妊婦	出産応援ギフト (妊婦1人あたり 5万円)	妊娠届出時の 面談実施後	①妊娠の届出をする。 ②アンケートを記入し、保健師と面談をする。 ③出産応援ギフト申請書を提出する。 (妊娠届出後、流産・死産された方も、出産応援ギフトの対象となります)
養育者	子育て応援ギフト (子ども1人あたり 5万円)	出生届～ 赤ちゃん訪問 時の面談実施 後	①出生届出時または赤ちゃん訪問時、アンケートを記入し保健師と面談をする。 ②子育て応援ギフト申請書を提出する。

※この事業は、国(134万円)と県(33万円)の負担金を受けて実施します。

■ 出産子育て支援アプリ導入

34万円

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

妊娠、出産、子育てをサポートする子育て総合支援アプリ「母子モ」を活用し、「かわもと子育てアプリ」として情報提供を開始します。川本町の子育てをもっと楽しく、便利にする機能があり、お子さまのすこやかな成長に繋がります。

【主な機能】

- ・妊婦健診の記録や子どもの発育をグラフで記録
- ・予防接種のスケジュール管理
- ・子どもの記念日の記録と家族共有
- ・出産や育児に関する情報
- ・妊娠や子育てに関する川本町の子育て事業やイベント、各種制度の案内
- ・病院・保育園・子育て施設など周辺施設の案内

※この事業は、国(10万円)と県(12万円)の負担金を受けて実施します。

■ 産後ケアのための助産院利用費助成

28万円

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

子どもを安心して産み育てられるまちづくりを推進するため、育児支援を特に必要とする母子に対して、助産師による母体の保護や授乳指導等の産後ケア事業を行います。国と県の補助金を活用し、邑南町の助産院により実施します。

利用料：助産院通所利用 半日1,000円 1日2,000円

自宅訪問利用 半日2,000円 1日3,000円

■ 子ども等医療費助成

923万円

(健康福祉課 地域医療係 TEL 72-0633)

子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもの健全育成や安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため、医療費の助成(負担の無償化)を行います。

対象：川本町に住所がある子ども

・0才から小学校就学前まで(乳幼児医療)

・小学校就学後から18歳到達後最初の3月31日まで(子ども医療)

助成内容：医療費本人負担額 0円

薬局負担額 0円

その他：医療機関によって対応が異なる場合があります。一部負担が生じた場合は健康福祉課で償還払いの手続きをお取りください。

福祉医療証をお持ちの方は、必ず一緒にご提示ください。(福祉医療制度が優先されます)

※ご不明な点は、健康福祉課窓口にお問い合わせ下さい。

※この事業は、乳幼児対象分は、県(132万円)の補助金、子ども対象分は、県(96万円)の負担金を受けて実施します。

■ 未熟児養育医療費助成

30万円

(健康福祉課 地域医療係 TEL 72-0633)

身体の発育が未熟なまま生まれた未熟児に対する医療費の助成制度です。

乳児が指定養育医療機関において入院治療等を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により負担します。

※この事業は、国(15万円)と県(8万円)の負担金を受けて実施します。

■ 結婚新生活支援

60万円

(健康福祉課 福祉係 TEL 72-0633)

結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、新生活スタートに係る経費を支援します。

対象…夫婦ともに39歳以下で世帯所得500万円未満の新規に婚姻した世帯

※奨学金を返済している世帯は、奨学金の年間返済額を世帯所得から控除

内容…住宅の取得または賃貸借費用に係る支援、引っ越し費用、リフォーム費用に係る支援

1世帯 上限30万円

■ 婚活応援

(まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634)

少子化対策として、結婚を望む独身者への支援を充実させ、出生者数の増加を目指します。しまね縁結びサポートセンターと連携し、出会いの機会の創出を支援します。

また、同法人が展開する「はぴこ」「しまこ」の普及啓発を行います。

■ しまね縁結びサポートセンター

<https://www.shimane-enmusubi.com/>

■ 縁結びボランティア「はぴこ」

<https://www.shimane-enmusubi.com/hapiko/>

■ 縁結びマッチングシステム「しまこ」

<https://www.shimane-enmusubi.com/shima-co/>

■ お母さんとお子さんの健診

387万円

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

【妊婦健診】

妊婦さんの定期健診14回分(12週、14週、16週、20週、24週、26週、28週、30週、32週、34週、36週、37週、38週、39週)を助成します。医療機関において、尿検査、血圧測定、血液検査、梅毒血清検査、B型肝炎検査、HTLV-1抗体検査などを行います。

【妊婦歯科健診】

妊婦さんの歯科健診を妊娠期間中に1回助成します。母子手帳別冊に収録されている妊婦歯科健診受診票をご利用ください。

【新生児聴覚検査】

新生児の聴覚障がいの頻度は、1,000人に1~2人といわれています。障がいを早期に発見し早期支援することで、言語の獲得や聴覚障がい児の将来の社会参加につながります。新生児の聴覚検査費を全額助成しています。

【産婦健康診査】

産後約2週間と約1カ月に産婦の体調や授乳、育児の状況を確認するための検査を行います。1回につき上限5,000円助成します。

【乳児健診】

1カ月児健診と9～11カ月健診を医療機関に委託して行います。母子手帳交付の際にお渡しする受診票をご利用ください。

【フッ化物洗口、フッ化物塗布】

むし歯予防対策を強化していくため、フッ化物洗口を実施しています。町内3保育所では4、5歳児クラスの希望園児を対象に、小・中学校では全校児童、生徒を対象に実施しています。町内の歯科医院で、3歳・4歳児、在宅の5歳児を対象に年2回フッ化物塗布を実施しています。

【乳幼児健診】

乳幼児健診の開催月と対象のお子さんは下記の表のとおりです。

	4月	6月	8月	10月	12月	2月
4・5カ月児	13日	8日	10日	12日	14日	8日
1歳6カ月児						
2歳児						
3歳児						
4歳児		21日			20日	

●実施場所

悠邑ふるさと会館

●内 容

身体計測、内科診察、離乳食指導、尿検査、ブックスタート、ブックフォロー、歯科診察、保健・栄養指導（月齢によって内容は変更します）

●お知らせ方法

対象のご家庭には事前にお知らせします（おおむね1ヶ月前）

【発達クリニック】

乳幼児健康診査などで、心身の発達が気になるお子さんに対して、専門医による発達相談を行います。

【訪問指導】

◇新生児訪問

生後4カ月までのお子さんに対して、全戸訪問を行っています。

◇未熟児訪問指導

未熟児養育医療の対象となったお子さんや医療機関から未熟児連絡票の提出のあったお子さんを対象に、保健師や助産師がご家庭を訪問し、健康状態の確認や必要な保健指導、不安や悩みについての相談等を行います。

(健康福祉課 健康推進係 TEL 72-0633)

子どもを生み育てたいと願っているご夫婦に対し、不妊治療等に要する費用の助成をしています。また、妊娠しても流産や死産を2回以上繰り返す不育症の治療について、費用の助成をします。

※この事業は、子ども・子育て支援基金を活用して実施をします。

●一般不妊治療費助成

対 象…夫婦が町内に住所を有する方

助成内容…一般不妊治療（不妊治療・検査、人工授精）の費用を助成します。

1年間につき上限30万円、助成期間は3年間です。

●特定不妊治療費助成

対 象…夫婦が町内に住所を有する方

助成内容…特定不妊治療が保険適用となったことで、令和4年度から島根県特定不妊治療費助成制度は廃止となります。

経過措置として、令和3年度から令和4年度をまたぐ1回の治療について、島根県特定不妊治療費助成制度の対象とし助成をうけることができます。

助成額：1回につき上限30万円 ※島根県に準じて治療内容による上限あり

川本町では県の助成制度に上乗せして治療費を助成します。

●生殖補助医療費助成

対 象…下記の全ての要件を満たす夫婦であること。

- ・法律上の婚姻関係にある夫婦または事実婚関係にある夫婦であること。
- ・夫婦の両者又はいずれか一方が、町内に住所を有すること。
- ・夫及び妻が社会保険各法の被保険者、組合員又は被扶養者であること。
- ・助成の対象の医療費に対する同種の助成金の給付を受けていないこと。

助成内容…保険適用の対象となる生殖補助医療費について、費用の一部を助成します。

保険適用の対象となる生殖補助医療部分の自己負担金(1回の治療につき上限30万円)。ただし、川本町内に住所を有する期間内に治療を受けたものに限る。

生殖補助医療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合は、上記とは別に1回の治療につき上限30万円を助成します。

●男性不妊検査費助成

対 象…夫婦が町内に住所を有する方で島根県の男性不妊検査費助成を受けた方

助成内容…島根県男性不妊検査費助成事業制度に上乗せして助成します。

助成額：1組の夫婦につき1回限り 検査に要した費用の3/10 上限28,000円

●不育症治療費助成

対 象…夫婦が町内に住所を有する方

助成内容…不育症治療を開始した日から妊娠や出産に伴い治療が終了するまで、不育症治療に係る費用(検査費・薬代等も含む)を助成します。ただし、治療に直接関係しないもの(文書料や個室料等)は対象外です。

助成額：1年間につき上限30万円

■ 子育てサポートセンターの運営

1, 015万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

(子育てサポートセンター TEL 72-1570)

子育てサポートセンターは、令和4年7月に川本小学校集会室へ移転しました。

※在宅児対象の「あそびの広場」は悠邑ふるさと会館和室で実施しています。



体験活動開催

ふるさとの自然・伝承文化・スポーツ・食育・学習など・・・子ども達が楽しみながら学べる活動、地域の「ひと・もの・こと」とふれあう体験活動を実施しています。

■在宅児

- ・あそびのひろば

■小学生

- ・きっず・くらぶ



オープンスペース

在宅児家庭親子の遊び場、小学生の居場所、地域ボランティア活動の拠点として施設を開放します。また、世代間交流の場として活用します。

■在宅児家庭

- ・「あそびの広場」開設
(毎週火曜日と金曜日)
悠邑ふるさと会館 和室

■小学生

- ・放課後居場所開設
(平日・長期休業)
川本小学校 集会室
- ・体験活動「きっず・くらぶ」

情報提供

子どもや子育てに関する情報を提供します。

- 町内外の子どもへ活動情報の提供

学習支援

子どもと地域・学校をつなぎ、ふるさと教育を推進します。

- 学習活動と地域とのコーディネート

管理運営を川本町社会福祉協議会に委託(1,015万円)しています。

※この事業は、国と県の補助(677万円)を受けて実施します。

川本らしい学びの環境の充実

■ 小・中学校の環境整備

6,799万円

(教育課 学校教育係 TEL 72-0704)

川本小学校と川本中学校の管理に必要な経費として、児童・生徒が学びやすい教育環境づくりを進めています。令和5年度は、教職員の異動時の負担軽減及び児童生徒へ向き合う時間の確保、教育の質向上を図るために統合型校務支援システムを導入します。

【統合型校務支援システム導入】1,113万円

浜田教育事務所管内（浜田市、大田市、江津市、川本町、美郷町、邑南町）では、学籍情報や成績管理・健康管理など児童生徒の情報を一元管理できる統合型校務支援システムの共同導入・運用について検討を重ね、令和5年度に一齐導入することとしています。

※この事業は、国の補助(経費の2分の1)を受けて実施する予定です。

小中で一貫した学力を育むためのICT環境整備事業（826万円）

学校教育の様々な場面でICT機器を活用し、児童生徒の情報活用能力を育むために学校のICT環境を整備しています。

<今年度の予定>

校内LAN整備、電子黒板リース（継続）、タブレット端末等リース（更新）



【小学校】



【中学校】

小中学校の児童生徒がタブレット端末などのICT機器を様々な教科で活用していけるよう、情報教育の充実、教科指導におけるICT活用などを推進しています。

【学校の主な工事・修繕予定等】

川本小学校

- * 屋外階段塗装
- * 体育館暗幕取替 など

川本中学校

- * 消火栓ポンプ取替
- * 校舎壁面塗装 など

(教育課 学校教育係 TEL 72-0704)

小・中学校の子どもたちの、確かな学力と豊かな心・健やかな体がバランスよく育まれるよう、教育振興に努めています。

●教材・教育備品などの購入 144万円

学校の教育環境を充実させるために、必要な教材・備品を購入します。

●部活動の振興 72万円

中学校の部活動を充実させるため、遠征費の補助などをします。なお県大会以上の大会に必要な経費は、川本町ふるさと思いやり基金を活用しています。



吹奏楽部



陸上部



バレー部



野球部

●支援員の配置 3, 396万円

- ・生活支援員：小学校 2名

特別な支援が必要な児童生徒に対して、個々に応じた支援を行う支援員を配置します。

- ・学習支援員：小学校 3名 中学校 3名

子どもたちの学力向上を図るため、きめ細かい学習指導を行う支援員を配置します。

- ・スクール・サポート・スタッフ：小学校 1名 中学校 1名

教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するために、教員の業務支援を行う支援員を配置します。

- ・理科観察実験支援員：小学校 1名

理科教育を充実させるため、理科室の環境整備などをサポートする支援員を配置し、授業中の観察・実験活動や、試薬等の準備や片付けをサポートします。

※この事業は、国の補助(経費の3分の1)を受けて実施します。

- ・ ICT支援員：小学校 1名 中学校 1名

ICT機器の活用などをサポートする支援員を配置し、教員の指導計画に応じた事前準備や授業の中でICTを効果的に活用するためのサポートをします。

●指導主事の配置 196万円

学校教育行政の推進を図るとともに、児童生徒の学力向上に向けた教員の授業力向上、生徒指導や特別支援教育推進などの学校支援のため、島根県教育委員会より派遣を受けた指導主事を、川本町教育委員会に1名配置しています。

指導主事は、学校教育に関する専門的な事項(学校における教育課程の管理、学習指導の改善、教員の研修など)の指導を行います。

※この事業は、指導主事の派遣に要する経費の4分の1を島根県に対して支出します。

●川本町立学校のあり方の検討 7万円

保育所3園、小学校、中学校、高等学校それぞれ1校が設置されている本町の特色を生かした魅力ある教育環境整備に向けた方向性を検討するために、川本町立学校のあり方検討委員会を設置し、令和5年5月を目途に基本的な考え方をまとめます。

●就学援助費・特別支援教育就学奨励費 441万円

小学校(249万円)、中学校(192万円)

- ・ 就学援助費：子どもたちが家庭の経済状況によらず安心して通学できるよう、学校で必要な費用の一部を援助しています。援助の対象者は、教育委員会で審査し決定しています。
- ・ 特別支援教育就学奨励費：障がいのある子どもの保護者の経済的負担を軽減するため、学校で必要な費用の一部を援助しています。援助の対象者は、教育委員会で審査し決定しています。

【就学援助費】

援助項目	年間援助額 ※金額が変わる場合があります			
	小学校		中学校	
学用品費	定額	11,630円	定額	22,730円
新入学用品費	定額	54,060円	定額	60,000円
通学用品費(新入学生除く)	定額	2,270円	定額	2,270円
スポーツ振興センター掛金	実費	460円	実費	460円
給食費	実費	現物支給	実費	現物支給
校外活動費(宿泊なし)	実費 上限	1,600円	実費 上限	2,310円
校外活動費(宿泊あり)	実費 上限	3,690円	実費 上限	6,210円
修学旅行費	実費 上限	22,690円	実費 上限	60,910円
卒業アルバム代	実費 上限	11,000円	実費 上限	8,800円
クラブ活動費	実費 上限	2,760円	実費 上限	30,150円
生徒会費	実費 上限	4,650円	実費 上限	5,550円
PTA会費	実費 上限	3,450円	実費 上限	4,260円
体育実技用具費	実費(スキー)	上限 26,500円	実費(スキー)	上限 38,030円
			実費(柔道)	上限 7,650円
			実費(剣道)	上限 52,900円
医療費	実費	上限なし	実費	上限なし
オンライン学習通信費	実費 上限	14,000円	実費 上限	14,000円
オンライン学習環境整備費	実費	上限なし	実費	上限なし

【特別支援教育就学奨励費】

援助項目	年間援助額 ※金額が変わる場合があります			
	小学校		中学校	
学用品費	定額	5,815円	定額	11,365円
新入学用品費	定額	27,030円	定額	30,000円
通学用品費(新入学生除く)	定額	1,135円	定額	1,135円
給食費	実費	実費の1/2	実費	実費の1/2
校外活動費(宿泊なし)	実費 上限	800円	実費 上限	1,155円
校外活動費(宿泊あり)	実費 上限	1,845円	実費 上限	3,105円
修学旅行費	実費 上限	11,345円	実費 上限	30,455円
卒業アルバム代	実費 上限	5,500円	実費 上限	4,400円
クラブ活動費	実費 上限	1,380円	実費 上限	15,075円
生徒会費	実費 上限	2,325円	実費 上限	2,775円
PTA会費	実費 上限	1,725円	実費 上限	2,130円
体育実技用具費	実費(スキー)	上限 13,250円	実費(スキー)	上限 19,015円
			実費(柔道)	上限 3,825円
			実費(剣道)	上限 26,450円
オンライン学習通信費	実費 上限	7,000円	実費 上限	7,000円
オンライン学習環境整備費	実費	上限なし	実費	上限なし

(教育課 学校教育係 TEL 72-0704)

小学校1校、中学校1校という本町の特徴を活かした教育を展開するため、小学校から中学校までの段階をつなぐ教育方針のもと、小・中合同での研修会や事業を通じて教職員や保護者が連携を深め、小中連携の強化と、魅力ある教育環境づくりを推進します。

また、地域連携コーディネーターを中心に、保育所から高校までをつなぐ「タテの連携」と、学校と地域や家庭をつなぐ「ヨコの連携」により、川本町の学びの魅力を向上します。

※これらの事業は、県の補助（71万円）とふるさと思いやり基金（1,358万円）、特別交付税（445万円）を活用して実施します。

＜令和5年度教育環境魅力活性化＞

- 幼・小・中・高の英語検定、漢字検定、算数・数学検定費用助成
- 英語教育活動推進事業 ●サマーキャンプ ●夢の教室

英語・漢字・算数数学検定の検定料助成（自らの学び応援事業）

自らの学ぶ意欲の向上と個々の学力の向上をさらに支援するため、指定する検定において検定料を全額助成する事業を実施しています。

○対象となる検定：英語検定、漢字検定、算数・数学検定

○助成額：検定費用の全額を助成。

※いずれも年度内に3回まで申請可。ただし各検定とも同一級の受検に対しては年度内に1回。

○助成対象

- ・川本町立学校に在籍する児童・生徒
- ・川本町に住所を有する未就学児
- ・小学校・中学校・高等学校に在籍する川本町に住所を有する児童・生徒

ただし、町立学校に在籍する児童生徒については住所不問。

●英語教育推進事業

児童生徒の英語力と異文化への関心と理解をさらに深めるため、小・中学校に配置している外国語指導助手（ALT）の効果的な活用や英検対策講座の実施など、学校以外での英語に親しむ機会を設ける活動を行います。

- ・夏季休業期間等を活用した英語教育活動：イングリッシュキャンプ・保育所訪問等
- ・英語教育協力員の配置
- ・英語検定対策講座（事前学習会）の開催：英検ジュニア（継続）、英語検定（拡充）

●小中学校の教職員研修 ～学び合い聴き合う関係づくりを目指して～

小学校・中学校では、「共に学びあう授業をめざして」を研究テーマに、子ども全員が主体となって学習が進む授業をめざし、学期に1回専門の講師を招いて研修会を実施しています。わかること、わからないことを友達と話し合い、関わり合いながら、自分の考えを広げたり深めたりすることは、学習指導要領に掲げられている「主体的・対話的で深い学び」につながるものとなり、本町の教育の柱として考えているものです。

●夢の教室（ふるさと思いやり基金活用事業）

小学校5年生と中学校2年生を対象に、トップアスリートが「夢を持つことの素晴らしさやそれに向かって努力することの大切さ」を伝える授業を行います。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対策として、オンラインでの開催となりました。



※この事業は（公財）日本サッカー協会に委託して実施しています。

■ 学校図書館司書の配置

638万円

（教育課 学校教育係 TEL 72-0704）

子どもたちの読書活動推進のため、小・中学校の図書館に司書を配置しています。（各校1名ずつ）本の貸出など基本的サービスから、個々の子どものニーズに応じた本の紹介など、多面的な活動を通して学校図書館を充実させています。 ※この事業は県の補助を受けて実施します。



読書活動だけでなく、学習や学校生活など多面的な活動を司書がサポートします。

■ 外国語指導助手（ALT）の招致

993万円

（教育課 学校教育係 TEL 72-0704）

小・中学校の外国語教育を充実させ、子どもたちの語学力向上や国際感覚・国際理解の促進を図るために、各校に専属の語学指導等を行う外国語指導助手（ALT）を招致しています。



ALTは子どもの英語力向上のためにできることを考え、授業に様々な工夫を加えています。

■ ふるさと教育の推進

23万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

豊かな心やふるさとへの愛着と誇りを培い、地域社会への貢献意欲を喚起し、児童・生徒の「生きる力」を育むことを目的としています。総合的な学習の時間を中心に、地域の「ひと（人材）、もの（自然・施設）、こと（行事）」を取り入れ、地域課題解決に向けた「ふるさと教育」を進めています。

今年度も、小・中学校の9年間を見通した系統的・一貫性のある指導計画を策定し、これに基づいて探究的・体験的に学習を進めるとともに、地域のみなさんとふるさとを考える機会をつくっていきます。

※この事業は、県の補助（23万円）を受けて実施します。



【川本小学校】3年生「田植えばやし」



【川本中学校】川本町を紹介しよう

■ 家庭教育支援

16万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

●K-POP事業（かわもとぼかぼか親子プロジェクト）

島根県が行っている「親学プログラム」を活用し、子育て中の保護者を対象として、事業を行います。日々の子育てに関する不安や疑問などを、同じ子育てをしている保護者同士で話し合い、また、地域の方や自然とのふれあいを通して、地域で行う楽しい子育てを目指して、事業を行い、家庭教育の支援を行っていきます。令和5年度も引き続き四季を楽しめるような企画を実施します。

《プログラムの内容》

- ・ 親としての心構え
- ・ 親子のコミュニケーション
- ・ 生活リズム
- ・ しつけとルール
- ・ 安全と健康
- ・ 遊びと体験
- ・ 個性と夢



『たけのこ掘り体験』



『おでんづくり』

■ 職場体験活動

(教育課 社会教育係 Tel 72-0594)

職場体験は、中学生が地元の商店や事業所、公的施設などの地域の職場で働くことを通じて、社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成することが大きなねらいです。令和5年度も町内の事業所等と協力しながら実施します。

職場体験を行っている事業所等には緑色ののぼり旗を立てていますので、お立ち寄りの際には、応援の声をかけてください。



川本町役場体験 動画編集



林業体験



スポーツショップでの体験



スーパーでの体験

■ 学校給食

3,660万円

(教育課 学校教育係 Tel 72-0704)

学校給食センターでは、小・中学校の児童・生徒へ安全・安心で栄養バランスのとれた美味しい給食を提供するとともに、学校給食を通して食育・地産地消を推進していきます。

川本町産の食材を積極的に使用し、本町の特産品である「エゴマ」を使った給食を提供しています。

～だからこそ川本献立～

- 【給食メニュー】
- * ひみこめし
 - * 川本カモハンバーグ
 - * えごまヨあえ
 - * ふるさとみそ汁
 - * 牛乳



● 学校給食費補助事業 2,323千円

物価高騰により、学校給食で使用する食材の単価が上昇しています。保護者が負担する学校給食費を増額することなく、充実した給食を提供できるよう、現在の給食費に対する不足額相当を学校給食会に対して補助します。

■ 島根中央高等学校の支援

9, 775万円

(まちづくり推進課 高校支援室 TEL 72-0634)

●教育振興助成（島根中央高校後援会へ助成） 1, 578万円

高校における魅力的な教育の推進に向け、島根中央高校後援会とともに積極的な高校支援を実施しています。

令和3年度に創設した「教育創生コンソーシアム島根中央」を中心に、地域・学校・行政が一体となり魅力ある学校づくりを進め、第6次川本町総合計画及び第2次まちごとキャンパス構想に基づき、川本町ならではの教育環境の充実を目指した取り組みを行っています。



また、これまで3年間島根中央高校で生活する県外生徒募集に取り組んでいましたが、令和5年度から、高校2年の1年間を島根中央高校で過ご県外生徒を受け入れる「地域みらい留学365」事業の取り組みをスタートします。

※国などからの交付金・助成金（1, 028万円）を活用しています。

●学習交流センター運営費 3, 374万円

●まちごと魅力化センター運営費 4, 823万円

島根中央高等学校に町外・県外から入学した生徒は自宅を離れ、寄宿舎を生活拠点に高校生活を送ります。

本町では高校生の生活を支えるため、寄宿舎機能を備えた「学習交流センター」「シーピース」2施設の運営をしています。それぞれの施設に専属のコーディネーターを配置し、施設を利用する高校生の成長のサポートや施設の魅力化に取り組んでいます。



【シーピースを利用する生徒】

※県の補助金（1, 176万円）を受けて実施します。また、施設使用料3, 909万円の収入を見込んでいます。

■ 島根中央高等学校通学助成金

1, 250万円

(まちづくり推進課 高校支援室 TEL 72-0634)

町外から通う島根中央高校生の通学支援と、持続可能な公共交通の構築に向けた、安定的な利用者の確保対策として、島根中央高校生の通学に係るバス定期券・回数券の全額を補助しています。

江津川本線	256万円	川本美郷線	570万円
大田川本線	149万円	邑南川本線他	275万円



■ 島根中央高等学校の通学バス支援

256万円

(教育課 学校教育係 TEL 72-0704)

学習交流センターから学校までの送迎や邑南町瑞穂方面、大田方面、温泉津方面の生徒の通学バスを運行しているほか、部活動の遠征に利用されるマイクロバス運行経費の一部を支援しています。

【通学バス】

(朝) 温泉津町井田方面、学習交流センター

(夕) 邑南町瑞穂方面、大田方面

【その他】

部活動遠征時の送迎

学び続けられる環境の充実

■ ふるさと人づくり事業の推進

769万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

●ふるさと人づくり推進事業

多世代交流ができる地域活動グループ「かわもとあそラボ」と連携して、中高生のやりたいことに地域の大人と大学生が関わることで、子どもの成長を後押しします。また、高校卒業後も地域と繋がり続けることで、地域ぐるみで子ども達を支援・応援する意識付けを図ります。

子ども達が地域に出て活動することで、新たな地域資源を発掘し、地域の魅力(歴史や観光等)を知る機会となり、ふるさとへの誇りや愛着を育みます。

「かわもとあそラボ」の活動に対して、短期または長期でのインターン学生を若干名受け入れていています。また、支援する事業もありますので、ご相談ください。



●多世代対話活動事業 「かわもと一く」 “挨拶の関係”から“相談の関係”へ

生徒と地域の大人との1対1での対話の機会を創出し、一緒にこれまでの人生を振り返り今の自分と向き合いながら、これからの目標について考える授業を行います。

令和4年度は総合的な学習の時間を活用して、「中学生×地域の大人」で実施しました。

令和5年度は取り組みを広げ、「高校生×小学生」の対話活動も加え、実施する予定です。

※この事業は、ふるさと思いやり基金を活用して実施します。

【R4年度 かわもと一くの様子】



●地域学校協働コーディネーター配置事業

地域学校協働活動とは、保護者、企業、団体など幅広い地域住民等の参画により、地域全体で子ども達の学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、学校と地域が連携・協働して行う様々な活動です。

それらの活動を推進するため、「地域学校協働コーディネーター」を配置し、「ふるさと教育」支援をはじめとする地域と学校の連携・協働活動をコーディネートします。

■ 川本町ふるさとカルタ活用

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

ふるさとの魅力と文化を伝承し、地域への愛着を育むための教材として、「川本町ふるさとカルタ」を制作しました。

カルタの題材には、文化、特産、自然など、川本町の魅力をたくさん活用してあります。

現在、公民館活動や町内の団体に活用して頂くなど、地域に根付くよう広くご紹介していきます。また、一般向けに販売しています。

販売価格 1セット 1,000円(税込)

※「ふるさと納税の返礼品」としても取り扱っています。



■ 公民館活動の推進

93万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

川本町では、生涯学習の拠点として2つの公民館と三原まちづくりセンターを活用しています。参加者の自主的な活動のほか、主催事業として次のような事業があります。参加申込は直接各施設までお願いします。

●中央公民館（悠邑ふるさと会館） TEL 72-0594

悠々大学（対象者：50歳以上の町民）

50歳以上の町民を対象に教養・趣味・健康に関する講座などを行い、生涯にわたって学習し続ける機会を提供しています。

今年度は、年間で8回講座を実施する予定です。



悠々大学（塗り絵講座）

●西公民館 TEL 72-0680

地域の特色を生かした活動を実施することで、子育て世代と地域との交流が生まれ、地域循環型の社会をつくれます。



サマーチャレンジウィーク

●三原まちづくりセンター TEL 74-8410

令和4年度は町内外から多彩な講師をお招きし、様々な角度から「美」と「健康」を学ぶ「美と健康講座」（全6回）を、西公民館と三原まちづくりセンターの2つの会場で開催しました。

今年度も幅広い世代のニーズに応じた活動を計画します。

美と健康講座（6月～12月）



(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

川本町指定文化財(史跡)である丸山城跡は、島根県指定文化財(史跡)に指定されています。丸山城は石見小笠原氏との関連が深く、中世の山城としてたいへん貴重な史跡です。町が誇る文化財として将来にわたって保護し、その存在を再認識してもらうために、広報等で継続的なPR活動を展開していきます。また、町内の史跡や文化財についても調査研究を進め、町の貴重な歴史的資料として整備、保護を進めます。

【川本町に存在する文化財】

〈県指定文化財〉2件



木谷『木谷石塔』



三原『丸山城跡』

〈町指定文化財〉

建造物：3件



南佐木 『正蓮寺楼門と経堂』



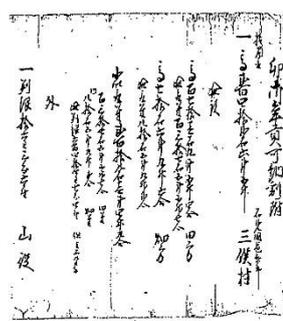
谷戸『谷戸経塚』

天然記念物：1件



谷戸『イズモコバイモ』

古文書：2件



三俣『坂原家文書』



市井原『全長寺文書』

■ スポーツ大会、教室の開催

116万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

スポーツを通して心身ともに健康になるよう、関係団体と連携してスポーツイベントや講演等を行います。

●ウォーキング大会（5月～3月）

年4回、川本町の四季折々のコースをお友達や家族と一緒に歩きませんか！

●川本町親睦バレーボール大会（6月下旬）

自治会対抗の9人制バレーボール大会です。

※この大会は町体育協会主催で行われます。

●川本町親睦野球大会（8～9月）

自治会対抗の野球大会です。

※この大会は町体育協会主催で行われます。

●川本町一周駅伝競走大会（11月11日）

商工会館前を発着点に、8区間、25.4kmのコースで健脚を競います。

●スポーツ講演会

スポーツ選手を招き、講演会を実施します。



川本町一周駅伝競走大会



スポーツ講演会

Let's Sports!

スポレク広場でスポーツ体験（10月予定）

かわもとスポーツクラブを中心に、スポーツ関係団体等と連携し、いろいろな競技を体験できるスポーツ広場を開催します。親子やお友達と一緒に参加しませんか？

■ スポーツ団体への補助

51万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

川本町のスポーツ活動をより一層充実させるため、川本町民のためのスポーツ活動を実施している団体や大会参加チームなどに運営費・参加費などを補助します。

- ・ 邑智郡体育協会等補助 14万円
- ・ 川本町体育協会補助 4万円
- ・ しおかぜ駅伝参加支援 33万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

スポーツ活動及び健康づくりの拠点として、より使いやすい施設管理を実施します。

【川本町体育施設の紹介】



《町民球場》

島根中央高校男女硬式野球部、中学校、スポーツ少年団、邑智郡野球連盟が練習や試合で主に利用しています。またナイターを使って社会人野球大会や自治会親睦野球大会が開催されます。

《川本町民プール》

令和5年度の開放期間

【7月15日(土)～8月20日(日)】

50mプールとすべり台付きの小プールがあり、お子様はまげなフリーパスを利用できます。

ぜひご利用ください。



区分	幼児	小学生・中学生	高校生・一般
料金(1回あたり)	50円	110円	220円

《川本町民体育館、三谷体育館、川本西体育館》

区分	スポーツに使用する場合			スポーツ以外に使用する場合		
	入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合
	児童・生徒	一般	一般	児童・生徒	一般	一般
6:00～8:30	330円	550円	-	330円	2,200円	-
8:30～12:00	550円	1,100円	3,300円	550円	4,400円	11,000円
13:00～17:30	550円	1,100円	3,300円	550円	4,400円	11,000円
17:00～21:00	550円	1,100円	3,300円	550円	4,400円	11,000円

《川本西グラウンド》※川本町学習交流センター前グラウンド

区分	スポーツに使用する場合			スポーツ以外に使用する場合		
	入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合		入場料を徴収する場合
	児童・生徒	一般	一般	児童・生徒	一般	一般
6:00～8:30	-	-	2,200円	-	-	6,600円
8:30～12:00	-	-	3,300円	-	-	11,000円
13:00～17:30	-	-	3,300円	-	-	11,000円
17:00～21:00	-	-	3,300円	-	-	11,000円

■ 生涯スポーツの普及

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

生涯にわたり日常的にスポーツに親しんだり、楽しんだりして健康で豊かな生活を営んでいただくために、誰でも参加できる生涯スポーツ（ニュースポーツ）の普及に取り組みます。昨年度は三原まちづくりセンターと川本西公民館で月1回「ニュースポーツ体験」として、セラバンド体操など様々なニュースポーツを行いました。令和5年度も引き続き実施しますのでぜひご参加ください。

また、下記ニュースポーツ用具を町民・学校の方々に貸し出ししています。地域や学校等でスポーツイベントを行う際にご利用ください。貸出には、事前に申し込みが必要です。下記申込先へ問い合わせください。ルールや道具の使い方についても説明します。

■ 貸出用具一覧表 (R5.4月現在)

種目	個 数	申込先
スナッグゴルフ	ボール 13個 ランチャー 4本 ローラー 10本	教育委員会
グラウンドゴルフ	10セット	
ゲートボール	10本	
ウォーキングボール	30セット	
ドッチビー	6枚	
フリーフロー	4セット	
キンボール	1セット	
ラダーゲッター	3セット	
カローリング	2セット	
クップ	室内用 2セット 屋外用 1セット	
クロリティー	2セット	社会福祉協議会
ペタンク	室内用 2セット 6セット(社協) 屋外用 13セット	教育委員会 社会福祉協議会
スカットボール	1セット(教育委員会) 1セット(社協)	教育委員会 社会福祉協議会
モルック	2セット	教育委員会
ポッチャ	3セット ※各公民館に貸出用があります	教育委員会 川本西公民館 三原まちづくりセンター

■ 申込先 川本町教育委員会 72-0594 川本町社会福祉協議会 72-0104
川本西公民館 72-0680 三原まちづくりセンター 74-8410



クップ



ポッチャ



スカットボール

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)
(かわもと図書館 TEL 72-0025)

生涯学習への要求に応えるため、新刊図書や郷土資料、視聴覚資料などを整備します。季節感のある展示や親しみやすい雰囲気づくりを心がけ、多くの方に本を利用していただく取り組みを進めています。川本町では、4月23日の子ども読書の日を「川本町読書の日」、10月27日から11月9日の秋の読書週間を「川本町読書週間」と位置づけて、読書普及活動に取り組んでいます

●ブックスタート事業

赤ちゃんの「心とことば」を育むために必要な、「愛情と温もりのある語りかけの時間」を持つことを支援するため、4・5カ月児の保護者を対象に、乳児検診の際に絵本をプレゼントして読み聞かせの指導を行います。また、フォローアップとして1歳半及び3歳児健診時にも図書館司書が保護者の方へ読み聞かせについてお話しする機会を設けています。妊婦の方を対象にマタニティ・ブックスタート事業を実施しています。

☆母子健康手帳交付時に引換券付リーフレット配布し、図書館にて本をプレゼントします。

●読み聞かせに関すること

子育てサポートセンターの事業にあわせて、在宅保育のお子さんと保護者を対象に、読み聞かせ活動「えほんのじかん」を行っています。

他にも、小学生以下の子どもたちを対象にした「季節のおはなし会」も行っており、子どもの頃から読書の楽しさに触れる機会を提供します。



夏休み子ども図書館員体験の様子

●情報発信コーナーの紹介（一部）

かわもと図書館では、館内に様々な情報を発信するコーナーを設けています。本を借りるヒントにしてみてもどうですか。また、様々なテーマに関する展示をしています。ぜひお手にとって読んでみてください。

- ・郷土資料コーナー
- ・健康医療情報コーナー
- ・YA（ヤングアダルト）コーナー
- ・新刊コーナー
- ・児童室 おすすめの絵本コーナー（年代別）

赤ちゃん、0～6歳以上向けのおすすめの絵本コーナーです。



●かわもと図書館の利用案内について

イベント等のお知らせ、新着資料の情報については「QRコード」から見ることができます。



←かわもと図書館HP
QRコード

■ 悠邑ふるさと会館の管理運営

4, 819万円

(教育課 文化振興係 TEL 72-0001)

悠邑ふるさと会館には、人数に応じてご利用いただける会議室の他、マルチホールや楽屋も用途に合わせて自由にご利用頂けます。マルチホールではスタインウェイ(ピアノ)を使つての発表会や舞台機器を活用しての録音や動画収録も可能です。利用目的に合わせて貸出可能な備品もあり、機器操作も必要に応じて当館スタッフがお手伝いさせていただきますので、お気軽にご相談ください。

ご予約は1年前から受け付けています。



町が目印(ランドマーク) 悠邑ふるさと会館全景



講演会や展示、スポーツなどマルチに利用可能

悠邑ふるさと会館の予約状況は、川本町ホームページからご確認いただけます。

申請書のダウンロードやオンライン申請も可能ですので、ご利用下さい。

ゆうゆうふるさとかいかん

検索

■ かわもと音戯館の管理運営

3, 068万円

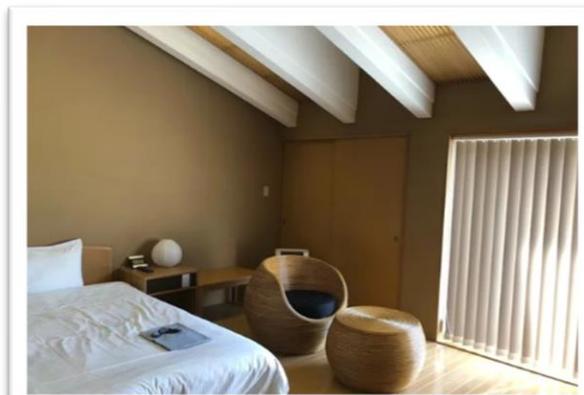
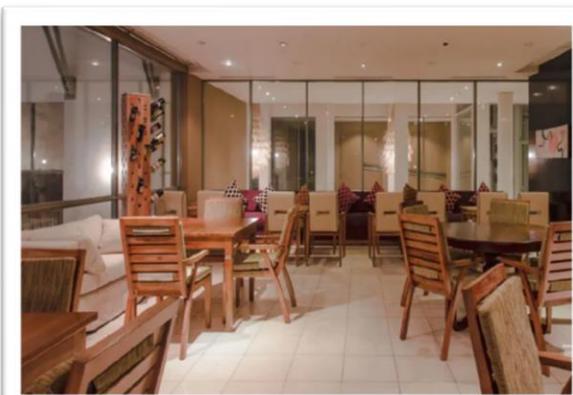
(教育課 文化振興係 TEL 72-0001)

(かわもと音戯館 TEL 72-3080)

悠邑ふるさと会館に隣接し、ホテル・レストラン・プール・ジムをご利用いただけます。

指定管理者：安伸有限会社 指定管理費：2,985万円

★ホームページをリニューアルしました <https://otogikan-ansin.com/>



(教育課 文化振興係 Tel 72-0001)

悠邑ふるさと会館では、日頃の活動の成果を披露する場として「皆さんが主役」となる催しを支援し、また、音楽の町の文化芸術拠点施設として、川本町らしさ溢れる文化芸術鑑賞の機会を創出するよう努めています。

令和5年度は、「宝くじ文化公演～オーケストラで聴くジブリ音楽～」のほか、音楽座ミュージカルの開催など予定しています。また、様々な分野での利活用を促進し、交流人口の増加による町の活性化にも取り組んでいきます。

※新型コロナウイルス感染症の状況によってイベントが延期または中止になる場合があります。

コロナ禍により公演の場がなくなり、団体の存続にも影響が出ていた郷土芸能を支援すると同時に、舞台鑑賞の機会が少なくなっている町民の皆様が、自宅のテレビでも楽しんで頂けるようにと、会館大ホールでの無観客公演の収録を行いました。

川本神楽団、三原神楽団、因原神楽団、八幡神楽同好会、江川太鼓にご協力いただき、迫力ある舞台を「まげなねっと」で放送しました。



個人や団体の活動を支援する取り組みの1つとして、悠邑ふるさと吹奏楽団や島根中央高校吹奏楽部の定期演奏会等を支援しています。

音響や照明の他に、企画段階から打ち合わせを重ねて演出や進行など、より良い公演となるよう出演者と一緒に創り上げています。

《令和5年度の主な予定》 ※都合により変更になる場合があります

映画

- 第32回しまね映画祭2022
- 悠邑名画シアター（年4回）

音楽・芸能

- 7/2 大衆演劇「宝海劇団」
- 9/10 宝くじ文化公演「オーケストラで聴くジブリ音楽」
- ピアノリレーコンサート
- セタロビーコンサート
- 12/3 音楽座ミュージカル「シャボン玉とんだ宇宙までとんだ」

※そのほか、自主事業を企画しています



音響効果は県内トップレベルの大ホール

多様性のある地域社会の実現

■ 男女共同参画の推進

19万円

(まちづくり推進課 地域政策係 TEL 72-0634)

「男女共同参画社会の実現」は、国を挙げて取り組むべき課題とされています。その目指す姿は、

- ① 固定的性別役割分担の解消
- ② 「男は仕事、女は家庭」から「男も女も家庭も仕事も」

です。また近年は、結婚・出産後も生涯働きたい女性の割合が増えており、女性が社会で活躍し続けられる社会を目指す「女性活躍の推進」が重要視されています。

このような社会実現へ向け、令和4年度から5年間を計画期間として策定した「第3次川本町男女共同参画推進計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、意識啓発等に取り組んでいきます。

■ 人権・同和教育の推進

35万円

(教育課 社会教育係 TEL 72-0594)

一人ひとりの人権が尊重される偏見や差別のない明るい社会の実現に向けて、様々な人権課題を解決していくことは、行政の責務であり国民的な課題です。多様化する人権課題や現在の社会情勢を反映して令和3年度に改定した「川本町人権教育・啓発推進基本計画」に基づき、いじめや差別のない明るい川本町を築くため、人権・同和教育の推進を図っていきます。

- ・ 人権のつどい開催経費（21万円）
- ・ その他人権・同和教育研修会経費等（14万円）



令和4年度「川本町人権を考えるつどい」の様子
要約筆記で講演の内容を伝えています

第 4 章

安 全

～すべての住民が、安心して暮らせるまち～

防災・減災対策の充実

災害への備え	93
水防活動	95
堤防施設（樋門など）の操作委託	95
治水対策	96
消防団の活動経費及び江津邑智消防組合の運営	96
地すべり対策事業	97
治山事業	97
農業水路等長寿命化・防災減災（古屋口地区）	97
災害復旧	98

インフラ整備・環境対策の推進

町道（農林道）の維持管理	99
町道田原絵堂線道路改良	100
国道・県道改良工事（県営事業）	100
河川の修繕工事（因原地区）	100
公営住宅の維持管理	100
簡易水道（特別会計）	101
合併処理浄化槽設置	102
農業集落排水処理（特別会計）	103
飲料水供給施設整備	103
地域情報通信（F T T H）事業	104
ごみ処理施設の運営	105
ごみの減量化対策	105
ごみ分別アプリサービス	106
環境保全	106
地球温暖化防止対策	106
立地適正化計画の策定	106

日常の安全対策の充実

交通安全の推進	107
犯罪防止の推進	108

防災・減災対策の充実

■ 災害への備え

595万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

●備蓄品の購入 82万円

災害時の対応に必要な非常用発電機等の備蓄物資などの整備を行います。

令和5年度は主に備蓄物資を整備します。

●防災士育成補助金 10万円

- ・補助対象者：自主防災組織の構成員で自主防災組織から推薦された方
- ・補助対象経費：研修受講料、防災士資格取得試験受験料、防災士資格登録料、交通費
- ・補助額：補助対象経費の全額（予算の範囲内）

●公衆無線 LAN 管理費 135万円

令和元年度に整備した公衆無線 LAN の維持管理を行い、災害時に適切に運用できるよう管理します。

- ・整備施設（7施設）：川本町役場、悠邑ふるさと会館、川本小学校、川本中学校、西公民館、三原まちづくりセンター、学習交流センター

●防災行政無線の維持管理 368万円

防災行政無線では火災時の放送、災害時の避難情報、緊急地震速報や弾道ミサイル情報などの緊急放送を放送します。放送が流れたときには慌てず、安全・確実に行動してください。



【防災無線戸別受信機】

- ・防災無線戸別受信機は無料で設置できます。
- ・避難指示等の災害時に重要な情報などを防災無線から放送しますので、家庭内への設置をお願いいたします。
- ・また、既に設置している方は、昼12時と夕方5時のチャイムで受信状況の確認をお願いします。

災害時の避難先の確認をお願いします

新型コロナウイルス感染症が収束しない中でも、災害時には、危険な場所にいる人は、避難することが原則です。

災害時に迅速な行動がとれるよう、避難先を確認してください。

自治会名	江の川の洪水 () は在宅避難を優先	土砂災害 () は在宅避難を優先	地震
木路原	悠邑ふるさと会館	木路原自治会館	木路原自治会館
日の出	(悠邑ふるさと会館)	悠邑ふるさと会館	悠邑ふるさと会館
上新町	悠邑ふるさと会館	悠邑ふるさと会館	悠邑ふるさと会館
中新町	悠邑ふるさと会館	悠邑ふるさと会館	悠邑ふるさと会館
下新町	小学校体育館、集会室等	小学校体育館、集会室等	小学校体育館、集会室等
元町	悠邑ふるさと会館	(悠邑ふるさと会館)	悠邑ふるさと会館
本町	悠邑ふるさと会館	(悠邑ふるさと会館)	悠邑ふるさと会館
天神町	小学校体育館、集会室等	小学校体育館、集会室等	小学校体育館、集会室等
谷	小学校体育館、集会室等	小学校体育館、集会室等	小学校体育館、集会室等
市井原		市井原集会所	市井原集会所
長原		長原集会所	長原集会所
矢谷		矢谷集会所	矢谷集会所
芋畑		芋畑集会所	芋畑集会所
双葉		畑野集会所	畑野集会所
中倉		中倉集会所	中倉集会所
日向	西公民館	日向集会所	日向集会所
因原	西公民館	西公民館	西公民館
多田	三大字集会所	多田集会所	多田集会所
久座仁	悠邑ふるさと会館	久座仁福祉センター	久座仁福祉センター
谷戸	谷戸集会所	谷戸集会所	谷戸集会所
笹畑		笹畑集会所	笹畑集会所
三島	川本中学校体育館等	三島管理棟	三島管理棟
西	学習交流センター体育館	さつき会館	さつき会館
八幡		八幡集会所	八幡集会所
三原		三原多目的集会所	三原多目的集会所
田窪		田窪自治会館	田窪自治会館
南佐木		三原まちづくりセンター	三原まちづくりセンター
親和		親和自治会館	親和自治会館
三俣		みやこ会館	みやこ会館
湯谷		三谷改善生活センター	三谷生活改善センター
三大字		三大字集会所	三大字集会所

■ 水防活動

689万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

●予防対策 118万円

集中豪雨などによる自然災害から町民の皆様の生命、財産を守るため、気象情報を早期に把握して防災無線などによりお知らせします。

また、気象庁、島根県などのHPからも各種気象情報が確認できます。

- 松江地方気象台 <http://www.jma-net.go.jp/matsue/>
- 気象庁 <http://www.jma.go.jp/jma/>
- しまね防災情報 <http://www.bousai-shimane.jp/>
- 島根県水防情報
 - パソコンから <https://www.suibou-shimane.jp/pc>
 - スマホから <https://www.suibou-shimane.jp/s/>
 - 携帯から <https://www.suibou-shimane.jp/m/>
- 川の防災情報 <http://www.river.go.jp/>
- POTEKA (ポテカ) NET <http://www.potekanet.com/>
- 浜原ダム放流量等 0855-75-1901

●因原・尾原・久座仁・谷地区等内水排除対策 571万円

江の川などが増水し、堤防施設を作動したとき、内側に溜まる水をポンプでくみ上げて住宅などの浸水を防ぐための、発電機の維持経費や増設ポンプの借上料などの経費。

- ・谷地区内水排除施設設置工事 350万円
- ・久座仁地区内水排除業務委託料・リース料 59万円
- ・谷地区内水排除業務委託料・リース料 118万円
- ・因原地区発電機修繕料・運送料 44万円



令和3年8月豪雨 因原地区内水状況

■ 堤防施設（樋門など）の操作委託

189万円

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

町内には国、県の堤防施設として排水機場（1ヶ所）、樋門（9カ所）が設置されています。江の川などの増水時には、これらの施設を操作して本流の水が堤防内に流れ込むことを防いでいます。これらの操作を任命された操作員に委託しています。

※この経費は全額を国と県が負担します。



因原第2排水樋門での内水排除作業

■ 治水対策

2億円

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

〔土地利用一体型水防災〕

○瀬尻・久料谷地区：今年度は、宅地造成に係る用地の買収及び物件補償を実施予定です。

○谷地区：今年度は、昨年度から実施している用地測量に加え、物件補償調査、一部の用地買収及び物件補償を実施予定です。

○要望活動：「日向、谷戸、因原地区」の早期事業着手に向け、国及び県に要望を行います。



完了した応急対策工事の様子（左：瀬尻・久料谷地区 右：谷地区）

■ 消防団の活動経費及び江津邑智消防組合の運営

1億7,149万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

●消防団の活動経費

川本町消防団は、町民の皆様の生命、財産を災害から守るため、火災発生時の消火活動や災害時の避難誘導等を迅速に行うための訓練の実施や機材の点検を行い、被害を最小限にとどめる準備をしています。

また近年は、全国的な団員不足に加え、災害が多発化、激甚化する中で、団員の役割が多様化し、負担も増加していることから、処遇改善として、報酬・手当等の増額を行います。



令和3年8月豪雨時の様子

〈主な経費〉

消防団の活動経費、出初式の経費 2,264万円

消防施設、消防車両等の維持経費 369万円

●江津邑智消防組合の運営 1億4,516万円

江津邑智消防組合は江津市及び邑智郡3町で運営し、消防組合の運営費を負担しています。地域の火災予防体制の強化や、地域の救急体制を強化し、生命に危険が及んだときに迅速に対応できるよう日々取り組んでいます。また、防災活動・救急活動の普及啓発のため、地域での防災、救急活動の支援を行っています。

■ 地すべり対策事業

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

国の地すべり区域の指定を受けた地区において、表面水の排除（承水路整備）、地下水の排除（水抜きボーリング）、抑止工事（排土、擁壁）を行います。また、既存地すべり施設の長寿命化を図る工事も行います。

今年度は昨年度から引き続き、調査解析業務（水位・歪み観測等）9測線が予定されています。

※この事業は、県の補助事業として行われ、町の負担はありません。

■ 治山事業

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

治山事業は、森林の維持造成を通じて、山地から起こる自然災害から住民の生命、財産を守り、また、水資源の確保、生活環境の保全などを図るため、保安林に指定された山地において災害の未然防止対策などを行う事業です。

今年度は、中倉地区（大旗谷）の本堤工事が行われる予定です。

※この事業は、県の補助事業として行われ、町の負担はありません。

■ 農業水路等長寿命化・防災減災（古屋口地区）

1,500万円

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

平成30年7月の西日本豪雨災害を受け、防災重点ため池の選定基準が改定されました。これにより、川本町では3箇所を防災重点ため池に選定しました。選定された、3箇所のため池を、豪雨に備え修繕等を実施します。今年度は、その内1箇所の修繕工事を行います。

※この事業は国・県の補助1,200万円と地元負担金・町負担300万円にて行います。



改修予定のため池

■ 災害復旧

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

◎災害復旧事業採択基準 (1箇所工事費につき)

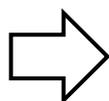
- ・ 公共災害復旧(道路・河川) 60万円以上
- ・ 農地災害復旧(田・畑) 40万円以上
- ・ 農業用施設災害復旧(水路・農道等) 40万円以上
- ・ 林地崩壊防止(人家の裏山崩壊) 300万円以上

◎災害復旧事業の地元負担金(個人負担金)について

- ・ 災害復旧を行うために、一部の事業について地元負担金が発生します。
- ・ 農地災害復旧(田・畑): 事業費の5%
- ・ 農業用施設災害復旧(水路・農道等): 事業費の5%
- ・ 林地崩壊防止(家屋の裏山崩壊): 事業費の15%(住民税非課税世帯の場合)



町道法面崩壊 復旧前



復旧後

※災害が発生した場合、補正予算で対応します。

インフラ整備・環境対策の推進

■ 町道（農林道）の維持管理

2億605万円

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

●維持管理 1,111万円

落石、倒木等災害時に対応するための年間を通した維持管理業務、修繕に伴う補修材料費や機械の維持管理に必要な経費です。草刈については毎年地元自治会のご協力により行っています。



町道古布毛団地1号線

●維持工事 1億7,231万円

- ・側溝及び舗装の修繕工事、安全施設等の工事 3,470万円
- ・除草工事〔町道・林道・農道〕 1,751万円
- ・防災・安全社会資本整備事業（落石対策） 1億2,010万円

※この落石対策事業は、国の補助7,200万円と町債4,810万円を活用して実施します。



落石対策 町道三島三谷線

●道路橋の修繕 1,110万円

道路法の改定により、町道橋の定期点検が5年に1回義務化され、令和5年度より3巡目の点検を開始します。それらの点検結果をもとに、年次修繕計画を策定し、橋の修繕工事を実施します。

- ・橋梁の定期点検 25橋 (500万円)
- ・志谷橋修繕測量設計 1橋 (610万円)

※今年度は、国の補助726万円を活用して実施します。



志谷橋（シタニハシ）

●除雪作業 1,153万円

道路の積雪量が20cmを越えたときに委託業者により除雪作業を行い、冬季の安全な道路交通網の確保に努めます。迅速な除雪作業に心がけますが、積雪量等により早い箇所、遅い箇所があります。緊急の場合には所有者に無断で倒木の伐採・撤去を行う事がありますので、ご理解ご協力をお願いします。

■ 町道田原絵堂線道路改良

1億2,010万円

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

町道田原絵堂線は、三原地区と絵堂地区を結ぶ路線であり、幅員が狭く車両同士の離合は元より緊急車両の進入も困難な状況であることから改良工事を行います。

改良延長はL=820mとしており、今年度から工事を予定しています。

※この事業は国の補助7,920万円と町債4,090万円を活用して実施します。



町道田原絵堂線

■ 国道・県道改良工事（県営事業）

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

● 県道川本波多線 川本工区（川本バイパス）

昨年度に引き続き、多田～谷戸間の測量調査及び道路詳細設計が行われる予定です。

● 県道温泉津川本線（川下工区）

田原地内の急カーブ連続箇所線の線形改良を行います。今年度も昨年度に引き続き道路工事が行われます。

● 国道261号線（因原工区）

豪雨時の冠水による交通障害を解消するため、道路の嵩上げ工事（盛土工等）が行われる予定です。

※これらの事業は、県の交付金事業として行われ、町の負担はありません。

■ 河川の修繕工事（因原地区）

100万円

(地域整備課 管理整備係 TEL 72-0637)

天王寺川（因原地区）の右岸側を地域住民の方（特に高齢者）が頻繁に利用されていますが、未舗装の為、雨天時には表面がぬかるみ危険な状態であるため、令和3年度より管理道の舗装工事を行っています。（3ヶ年計画）



天王寺川

■ 公営住宅の維持管理

1億2,492万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

公営住宅の修繕や維持管理に必要な経費です。現在入居している方や、新たに入居を希望される方に対し、快適な住宅を提供できるよう努めています。

また、住環境を整備するため、計画的に公営住宅の改修工事をおこないます。公営住宅の維持管理は、入居者の住宅使用料を受けて行っています。

※改修工事については、国の交付金（3,652万円）を活用して実施します。

■ 簡易水道（特別会計）

2億392万円

（地域整備課 上下水道係 TEL 72-0766）

町民の皆さまの健康で快適な暮らしを支えるため、安全な水道水を安定して供給するための事業です。

●水道メーターの取替 324万円

水道使用料を適正に計算するため、8年ごとに水道メーターを取り替えています。今年度は、平成27年度に購入した水道メーター（246個）を対象に取り替えを行います。

●水道水の水質検査 648万円

安全で清潔な水道水を供給するため、毎月1回の定期検査をはじめ、原水と浄水の51項目の検査を行い、水質の管理を行います。

●水道施設の維持管理費 1,432万円

水道施設の維持管理費用と漏水修理などの経費

●固定資産台帳作成・評価業務 139万円

令和6年度からの公営企業会計適用に向け、水道施設の固定資産台帳の作成と資産評価を行う経費



『町道古布毛住宅団地1号線』

●地方公営企業法適用移行事務支援業務 459万円

令和6年度からの公営企業会計適用に向け、公営企業としての例規の整備、関係機関への届出、会計ルール決定等を行う経費

●公営企業会計システム構築業務 125万円

令和6年度からの公営企業会計適用に向け、会計システムを構築する経費

●施設改良工事4,458万円

・ 笹畑浄水場滅菌装置更新工事	436万円
・ 町道古布毛住宅団地1号線 水道管布設替工事	794万円
・ 小谷水源地送水施設工事	582万円
・ 三俣配水池水位計取替工事	165万円
・ 因原地区国道261号線 水道管移設工事	2,481万円



『国道261号』

●水道基金の積立 204万円

水道施設の建設費、水道メーターの更新に備え、水道使用料などを基金（貯金）として積立を行っています。令和4年度末の基金残高（見込み）は3,937万円です。

●水道施設建設費などの償還 8, 880万円

水道管の敷設や水源地などの水道施設を建設するために過去に借り入れたお金の償還費

元金：8, 178万円

利子： 702万円

●その他運営経費 3, 723万円

水道の検針、水道使用料の管理に必要な事務費や担当職員の人件費、水道料金システムの保守料、水道検針委託費など

※簡易水道事業は、町の一般会計からの支出（5, 778万円）のほか、

水道加入者の皆さんの水道使用料（7, 555万円）を受けて運営しています。

☆☆☆ 水道施設をご利用の皆様へお願い ☆☆☆



水道の検針は2ヶ月に1度偶数月に行っています。宅内漏水は、検針時にある程度確認できますが、次の検針時まで確認することはありません。各家庭において、家庭内の全ての蛇口等を閉められた後、量水器ボックス内の水道メーターの中にある小さな風車(パイロット)を確認し、回っている場合は宅内漏水の疑いがありますので、早急に水道工事業者（川本町指定給水装置工事事業者）へ連絡してください。

☆☆☆ 漏水時における水道料金の減免について ☆☆☆

宅内において漏水があった場合、要件を満たしている場合に限り水道料金の減免が受けられます。（減免申請書の提出が必要です。）

■ 合併処理浄化槽設置

647万円

（地域整備課 上下水道係 TEL 72-0766）

生活排水による水質汚濁を防止し、生活環境を保全すること、また、公衆衛生の向上を図ることを目的として、合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助します。合併浄化槽の普及を図るため、町独自に補助金の上乗せを実施しています。

※この事業は、国の補助3分の1（119万円）と過疎対策事業債（280万円）にて実施します。

設置費補助額は次のとおりです。

5人槽	1基当たり	580,000円
7人槽	1基当たり	785,000円
10人槽	1基当たり	1,120,000円

- ※ 住居で使用される浄化槽が補助の対象です。
店舗等と共用して使用される場合は住居部分が対象となります。
10人槽は2世帯住宅が対象です。
- ※ 町内業者が施工した工事が対象です。

■ 農業集落排水処理（特別会計）

5,584万円

（地域整備課 上下水道係 TEL 72-0766）

農業集落排水処理事業は、農業振興地域において農業用用水を含めた地域の水質保全と生活環境の向上を図ることを目的とした汚水処理事業です。

●施設の維持管理 980万円

処理場、中継ポンプ場（30箇所）などの施設の電気料、機器の保守管理に必要な経費を計上して、施設の良い管理に努めています。

●地方公営企業法適用移行事務支援業務 413万円

令和6年度からの公営企業会計適用に向け、公営企業としての例規の整備、関係機関への届出、会計ルールの決定等を行う経費

●施設建設費の償還 4,082万円

施設を建設するために過去に借り入れたお金の償還費

●集落排水基金の積立

集落排水処理施設における大型処理機器の更新に備え、加入分担金と基金積立による利息分を毎年積立しています。令和5年度末の基金残高（見込み）は5,107万円です。

●その他事務費 108万円

汚泥の引き抜き手数料や集落排水使用料の納付手数料などの事務費を計上しています。

※農業集落排水処理事業は、町の一般会計からの支出（4,319万円）のほか、加入者の皆さんの使用料（854万円）を受けて運営しています。

☆☆☆ 農業集落排水処理施設をご利用の皆様へお願い ☆☆☆

下水道には、紙オムツやウェットティッシュ、生ゴミ、たばこ、油など流さないでください。下水管の詰まり、中継ポンプの故障や清掃回数の増加などで維持管理費が増加します。利用者皆様の施設です。大切に使用しましょう。

■ 飲料水供給施設整備

200万円

（地域整備課 上下水道係 TEL 72-0766）

水道未給水地域の格差を無くすため、水道の未給水世帯を対象に、井戸などの設置費用の一部を補助します。令和4年度より、2戸以上で設置する場合の補助を拡充しました。

1戸の場合・・・設置費用の3分の2（上限100万円）

2戸以上（共同）の場合・・・設置費用の3分の2（上限200万円）

ひかり電話

インターネット

告知放送

有線テレビ



■ 地域情報通信（F T T H）事業

7, 510 万円

（まちづくり推進課 地域情報係 TEL 72-0634）

町内全域に整備された光ファイバー網を活用し、「まげなねっとかわもと」から光通信サービスと有線テレビサービスを提供しています。川本町の「安心」「魅力」「活力」に繋がるよう、サービスの充実と利用者の拡大を目指しています。

- ・ F T T H 施設等保守管理委託料 1, 997 万円
- ・ 新規加入工事費・支障移転工事費 1, 825 万円
- ・ 告知放送システム 686 万円
- ・ まげなねっとテレビ機器更新 715 万円 など

地域情報通信事業は、加入者の皆さんからの使用料・負担金（1, 284 万円）や N T T との契約による伝送路使用料等（1, 613 万円）などを受けて運営しています。

【 有線テレビ放送 まげなねっとの番組について 】

まげなねっとでは、町内のイベントや町議会を放送しています。
毎月 20 日の自治会配付文書で、番組表を配付しています。

◆まげなねっと 111ch

まちの話題やお知らせ、また、県内ケーブルテレビ局が作成されている番組などを中心に放送しています。

◆まげなねっと 112ch

県議会や町議会、町内でのイベントなどを放送しています。また、災害時に情報を優先的に放送します。

【 有線テレビ放送 まげなねっと 11 チャンネルから お知らせ 】

■番組素材を募集しています

自治会や地域、各団体による活動を「まげなねっと」で放送しませんか。撮影・取材にも伺いますのでご連絡ください。

■テレビCMを募集しています

1 本 15 秒以内 1 日 5 回放送
放送料：町内 4, 400 円
（町外 8, 800 円）

故障かな？と思ったら（インターネット・ひかり電話）

N T T 西日本 I P サポート フリーダイヤル 0120-248-995

（平日 9:00～17:00 以外は録音受付対応）

■ ごみ処理施設の運営

1億2,912万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

ごみ処理、し尿処理、資源リサイクルを、邑智郡総合事務組合で共同処理しています。

ごみの焼却、埋立処分のほか、容器包装の紙・プラスチック・ペットボトル等は、資源としての再利用を推進しています。ごみを減らし、資源として再利用するため、分別収集などご協力をお願いします。

燃えるごみと燃えないごみはそれぞれ別の施設で受付・精算になりますので、ご注意ください。

◇ 施設管理運営費	6,981万円
◇ し尿処理施設(し尿の処分)	4,196万円
◇ 新可燃ごみ処理施設運営費	1,735万円

ごみ収集などの日程は、各戸配付している
「令和5年度ごみ収集日程表」をご確認ください

ごみ収集におけるお願い

- ・ ゴミ袋には、必ず『地区名』『氏名』を記入してください
- ・ 指定のゴミ袋を使用してください
- ・ 指定日以外には、ゴミを出さないでください
- ・ ゴミは、収集日の午前8時までに出してください



■ ごみの減量化対策

7万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

ごみの減量化を推進するため、生ごみ処理機の購入に対して補助を行います。

ご検討される方は、事前に役場までご相談ください。

【生ごみ処理機】の補助額

電源が必要なもの	本体購入費の1/3 (上限20,000円)
電源が不要なもの	本体購入費の1/2 (上限3,000円)

■ ごみ分別アプリサービス

26万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

ごみの収集日程や分別方法をお知らせするスマホアプリ『川本ごみ分別アプリ』サービスを配信しています。



『はちぶん』

『川本ごみ分別アプリ』は、下記のQRコードからダウンロードまたは、「App Store」、「Google play」で「川本ごみ分別アプリ」で検索をお願いします



左のアイコン『はちぶん』が目印です。

iOS 端末をお使いの方はこちら

Android 端末をお使いの方はこちら



■ 環境保全

12万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

河川環境保護のため、町内の主要河川で水質検査を行い、環境保全を図っています。また、油の流出など緊急時の対応を、国、県と連携して行います。

不法投棄ごみについては、関係機関と連携し、監視等に努めます。

不法投棄の現場を目撃したときは、警察署または町民生活課まで連絡をお願いします。

■ 地球温暖化防止対策

84万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

一般住宅に設置する太陽光発電パネルの費用の一部を補助し、温室効果ガスの削減や地球温暖化の防止を図ります。ご検討される方は、事前に役場までご相談ください。

太陽光発電等導入促進補助金

1戸につき1kwあたり7万円(補助上限は4kw、28万円まで)

※設置工事を予定される際は、必ず事前にご相談ください。



■ 立地適正化計画の策定

550万円

(まちづくり推進課 地域施策係 TEL 72-0634)

将来にわたり持続可能なまちづくりを推進するため、都市計画区域内の居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の立地誘導を計画的に促す立地適正化計画を策定します。この計画を基に公共交通網や生活を支える機能を組み合わせ「コンパクトプラスネットワーク」を構築し持続可能なまちづくりの推進につなげます。

日常の安全対策の充実

■ 交通安全の推進

35万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

地域から交通事故を無くすためには、一人ひとりが交通社会の主役であることを自覚し、交通ルールの遵守と交通マナーを守る必要があります。こうした社会を実現するため、交通安全対策協議会関係機関や団体と連携し、交通安全運動に取り組んでいます。



街頭指導(出陣式-令和4年春-)

島根県内では、高齢者による交通事故が多発しています。高齢化率の高い川本町でも、高齢者が交通事故の当事者にならないよう努めていく必要があります。

□自転車用ヘルメット購入費助成

購入費助成対象者を全町民へ拡大します！

助成対象：川本町に住所を有する方。

【満18歳に満たない児童・生徒が対象の場合】

- ・申請者は保護者になります。
- ・保護者の住所は問いませんが、申請時に「まげなフリーパス」を確認させていただきます。

助成金額：ヘルメット1個の購入額×1/2（100円未満の端数切捨）※上限2,000円

<例>対象者1人に対し1個のヘルメットを購入した場合

ヘルメット1個3,675円 → 助成額1,800円

高齢者ドライバー 運転免許証の自主返納者に対する助成制度のお知らせ

<詳しくは、下記の事業をご確認ください。>

- 石見交通「バスカード」購入費助成 【第1章 暮らし 35ページ】
- 高齢者等フリーパス 【第1章 暮らし 36ページ】

◆◇◆邑智郡交通安全協会川本支部について◆◇◆

邑智郡交通安全協会川本支部は、交通道德の向上を図り、交通安全防止に努めるため、普及活動などに力を注いでいます。

◇ 高齢者運転マークの無料配布

70歳以上の方は、運転するときは車に高齢者マークを積極的に付けましょう。<会員の方が対象です。各分会で配布しています。>



【お問い合わせ】邑智郡交通安全協会川本支部

事務局 川本町総務財政課（電話）72-0631

●防犯対策 41万円

現在通学路に防犯カメラを18基設置しています。カメラは島根県防犯連合会からの無償貸与や自治会からの寄贈等をいただいております。カメラの設置には、皆様の寄附により積み立てられた「ふるさと思いやり基金」を活用しています。

町民一人ひとりの安心安全な暮らしを守るため、防犯連合会や地域安全推進員等のボランティア組織と連携し、各種防犯活動を行います。

●自治会への防犯灯LED化のための助成 45万円

現在自治会が管理している防犯灯をLEDへ更新及び新設のための経費を自治会に対して助成します。

多くの自治会で防犯灯のLED化を実施し、まち全体の安全性向上を目指します。(助成金については「ふるさと思いやり基金」を活用しています。)

補助率：1/2 補助対象費用限度額 防犯灯を交換する場合：1基につき35,000円
専用柱を設置する場合：1基につき50,000円

第 5 章

効率的な行財政運営の推進

デジタル化の推進

町公式LINE導入事業	111
デジタル化推進アドバイザー	111
デジタルデバイド対策事業	112
オンライン申請の取り組み	112

効率的な行財政運営の推進

監査活動	114
議会運営	114
町例規集の維持管理	114
職員研修	114
税金の課税・徴収に関する経費	115
ふるさと納税	116
情報発信の充実	117
情報システムの運用	118
国民年金の事務	118
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金事務	118
火葬場の運営	118
会計事務に関する経費	119
戸籍・住民票の交付などに関する経費	120
一般旅券（パスポート）発給業務に関する経費	120
選挙事務	120
町有財産の維持管理	121
法律相談センターの運営	121

デジタル化の推進

■ 町公式 LINE 導入事業

247 万円

(まちづくり推進課 地域情報係 TEL 72-0634)

現在の町の情報発信は、告知放送等「音」で発信するものと広報紙等「紙」で発信するものが主な情報発信ツールとなっています。

また、社会全体でスマートフォンが普及しているなか、スマートフォンへ発信できるツールが未整備のため、タイムリーな情報発信ができず、必要な情報をすぐに入手することが難しい状況となっています。

そこで、町公式 LINE 導入し、タイムリーな発信と簡単に情報を入手できるよう情報発信の体制を整備します。

【町から町民への情報発信】

告知放送で放送する内容、お悔やみ情報、各種手続きの情報、イベントの情報、ゴミ収集日の情報、自治会配布文書

【町民から町への情報発信】

道路等被害通報、手続きの検索、オンライン申請等

■ デジタル化推進アドバイザー

91 万円

(まちづくり推進課 地域情報係 TEL 72-0634)

国では、デジタル庁を創設し、「デジタル田園都市国家構想」に基づきデジタル化を推進しています。

本町においても、令和4年度に策定した「川本町デジタル化推進計画」に基づき、デジタル化の取り組みを実施していますが、専門的な知識やノウハウが不足しているのが現状です。

国や他自治体に遅れることなく、デジタル化をより推進させるため、外部アドバイザーによる支援を受け、庁内にある各種課題の解決やこれまで解決できなかった地域課題の解決に向けた取り組みを行います。

【アドバイザー業務の内容】

- 職員研修の開催・・・職員の意識啓発を目的とした研修の開催
- アドバイザー業務・・・デジタル化の推進や課題解決に向けた支援

■ デジタルデバインド対策事業

56万円

(まちづくり推進課 地域情報係 TEL 72-0634)

町では、デジタルに関する利用方法や言葉の意味、セキュリティ対策などに苦手意識や不安感がある方を対象にデジタルデバインド対策を実施します。

デジタルデバインド対策では、デジタル化の推進に合わせ、苦手意識を持っている人への操作方法などのサポート体制を充実させ、行政サービスにおいて、デジタル機器を活用する町民の増加を図ります

○スマートフォン活用講座

- ・初級編：1回 電源の入れ方、電話、カメラの使い方等の基本的な操作方法の講座
- ・中級編：1回 LINE、電子決済、オンライン申請等の利便性向上に関する講座

○スマートフォン相談窓口

- ・操作方法など分からないことを相談できる場の設置

※デジタルデバインド・・・インターネットやスマートフォンが使える人と使えない人との間で生まれる格差

■ オンライン申請の取り組み

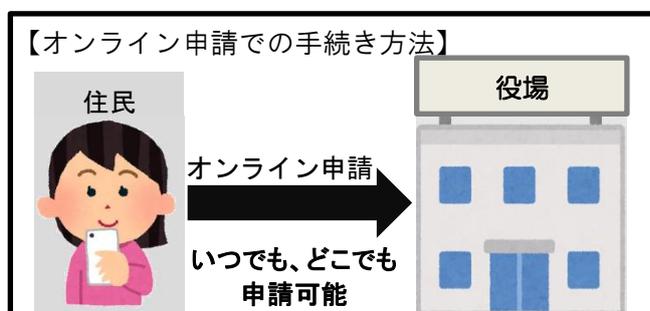
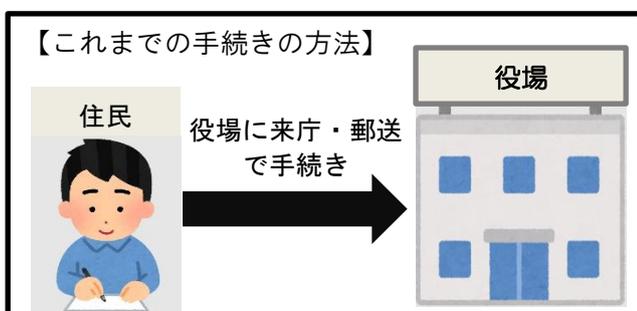
(まちづくり推進課 地域情報係 TEL 72-0634)

町では、役場に来庁することなく、手続きができる「オンライン申請」の取組を推進しています。

オンライン申請とは、PCやスマートフォンを活用し、いつでも、どこでも役場に来庁することなく、行政手続きの申請が行える仕組みです。



↑ここからアクセス



【オンライン申請できる手続き】

○島根電子申請サービスを利用する手続き

総務財政課 <ul style="list-style-type: none">・ 町有財産の使用申込み・ 防災無線の申込み・ 職員採用試験の申込（試験時に公開）	町民生活課 <ul style="list-style-type: none">・ 犬の登録申請及び死亡届・ 選挙の不在者投票用紙等の請求（選挙時に公開）
健康福祉課 <ul style="list-style-type: none">・ 新型コロナウイルスワクチン接種申込・ 検診の申込み	まちづくり推進課 <ul style="list-style-type: none">・ まげなねっとの申込み （TV・電話・インターネット）・ 三原まちづくりセンターの利用申込み
地域整備課 <ul style="list-style-type: none">・ 水道使用開始届・ 集落排水の申込み・ 道路占用許可申請等・ 道路通行規制の申請・ 占用工事着手届・完了届	教育課 <ul style="list-style-type: none">・ 悠邑ふるさと会館、西公民館、町民球場、町民体育館等の利用申込み
	全般 <ul style="list-style-type: none">・ 研修・講習・各種イベント等の申込

○マイナポータルを利用する手続き

開始日：子育て、介護は令和5年4月1日から開始予定

転入・転出関係は令和5年2月6日から開始

【子育て関係】 <ul style="list-style-type: none">・ 児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求・ 児童手当等の額の改定の請求及び届出・ 氏名変更／住所変更等の届出・ 受給事由消滅の届出・ 未支払の児童手当等の請求・ 児童手当に係る寄附の申出・ 児童手当に係る寄附変更等の申出・ 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出・ 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出・ 支給認定の申請・ 保育施設等の利用申込・ 保育施設等の現況届・ 児童扶養手当の現況届の事前送信・ 妊娠の届出	【介護関係】 <ul style="list-style-type: none">・ 要介護・要支援認定の申請・ 要介護・要支援更新認定の申請・ 要介護・要支援状態区分変更認定の申請・ 居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出・ 介護保険負担割合証の再交付申請・ 被保険者証の再交付申請・ 高額介護（予防）サービス費の支給申請・ 介護保険負担限度額認定申請・ 居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請・ 居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請・ 住所移転後の要介護・要支援認定申請
	【転入・転出関係】 <ul style="list-style-type: none">・ 転出届、転入予約の手続き

○その他サービス

- ・ 図書館の図書貸出予約（かわもと図書館 HP）

効率的な行財政運営の推進

■ 監査活動

100万円

(監査委員事務局 TEL 72-0068)

町では、2名の監査委員を任命して行政運営及び財産管理が適正になされているかを検査し、その内容を公表しています。監査は毎月1回行う例月出納検査、年1回行う定期監査、決算審査のほか、事務監査請求、住民監査請求による監査などもあり、それぞれの監査によって透明性の高い行政運営が確保されています。

■ 議会運営

5,757万円

(議会事務局 TEL 72-0068)

町民の代表者として選ばれた議員が、町民の福祉向上と地域社会の発展を図るために、町政の方針や予算などを審議し、議会の重要な役割である「具体的な政策の最終決定」と「行財政運営の監視」の機能を発揮しながら、住みよいまちづくりの実現に積極的に取り組んでいます。

定例会は年4回(3、6、9、12月)、必要に応じて臨時会を開催します。定例会と臨時会は傍聴ができますので、ぜひご来場ください。なお、会議録は町のホームページでも公開しています。また、本会議で決めなければならない議案などを、常任委員会(総務教民、産建町民)及び特別委員会で専門的に調査、審査します。議会議員研修にも参加し、町政発展に尽力いたします。

■ 町例規集の維持管理

183万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

役場で行っている業務のすべては、法律はもとより、条例や規則などで定めた内容に基づいて実施しており、その条例などを川本町ホームページで公開しています。条例などの作成から公開に至るまでをシステムにより管理しており、その業務を委託しています。ホームページは随時更新し、常に最新の町の例規を公開します。なお、申請書なども入手できますので、是非ご覧いただきご利用ください。

■ 職員研修

216万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

行政課題や住民ニーズが多様化、複雑化し、より高度な政策判断と知識が求められる中、これまで以上に職員の高い行政能力が問われています。職員の資質と能力を向上させるため、職員研修に力を注いでいます。

研修は、町が独自に行うものや、島根県自治研修所、中央研修所に委託して行うもの、また総務省自治大学校等の他研修機関が開催する研修などがあり、積極的な参加を促しています。

※島根県市町村振興協会研修委託費補助、研修受講補助を受けて実施します。

町税（町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税など）を適正に計算・処理し、徴収業務を行うための経費です。

税金は納期内の納付をお願いします

～町税はみんなの暮らしを支える大切な財源です～

町では、町民の皆さんが豊かで安定した暮らしができるように、社会福祉の充実、住宅や道路の整備、教育の振興、消防など様々な事業を行っています。町民の皆さんが納める税金は、皆さんが安心して生活するために重要な役割を果たして、暮らしを支える町の大切な財源です。税金は納期内の納付をお願いします。

令和3年4月から、コンビニ納付でも納付が可能になりました。

○納期は次のとおりです。 納期内に金融機関で納付をお願いします。

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税	【種別割】		全期										
固定資産税		1期			2期					3期		4期	
町県民税	(※注)			1期		2期		3期			4期		
国民健康 保険税	普通徴収	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
	特別徴収	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
後期高齢者 医療保険料	普通徴収	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
	特別徴収	1期		2期		3期		4期		5期		6期	

・普通徴収 とは、納付書や口座振替による納付方法のことです。

・特別徴収 とは、公的年金からの引き落としによる納付方法のことです。

(※注) 町県民税について

- ・給与所得者の方は、年税額を6月から翌5月までの12回にわけて、毎月支払われる給与から引き落とされます。〔給与特別徴収〕
- ・公的年金の支払を受けている65歳以上の方で、公的年金所得にかかる税額がある場合は、公的年金から引き落とされます。〔年金特別徴収〕
- ・それ以外の方については、役場からお送りする納付書、あるいは口座振替により、年4回に分けて納めていただくことになります。〔普通徴収〕

川本町へのふるさと納税

「納税」という名前がついているふるさと納税。実際には、都道府県や市町村への「寄附」です。全国の皆さまからの川本町への思いやりを「寄附金」という形でいただき、まちづくりに役立てます。寄附額のうち2,000円を超える部分が、所得税住民税から控除されます。

●川本町ふるさと納税の使い道

ふるさと納税の使い道は、寄附者の方にお選びいただいています。

- | | |
|---------------------|------------------|
| ①新型コロナウイルス感染症対策のために | ②ひとり親世帯の支援のために |
| ③がんばる集落や人を応援するために | ④元気な子どもが育つ環境のために |
| ⑤健康で安心して暮らせる環境のために | ⑥島根中央高校を応援するために |
| ⑦地域医療の充実のために | ⑧特に指定しない |

●感謝を込めたお礼の品(返礼品)

ご寄附いただいた方に感謝の気持ちを込めて、川本町の特産品などをお送りします。
※ふるさと納税制度の定めにより、返礼品の提供は川本町外にお住まいの方のみが対象です。

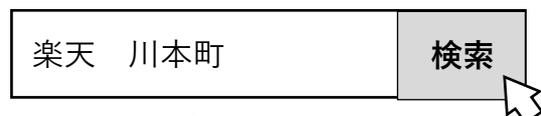
●川本町への寄附方法

1. インターネットからのお申込み



入金方法

- クレジットカード
- 各種電子決済
- 郵便払込



入金方法

- クレジットカード
(楽天ペイ)

2. 申請書の郵送・FAXによるお申込み

お電話をいただいた方に、申請書とお礼の品のカタログを郵送します

令和4年度も多くの方々から貴重なご寄附をいただきました

寄附件数 974件 (県内77件、県外897件)

寄附金額 20,746,000円 (県内2,209,000円、県外18,537,000円)

(希望用途別内訳)

- | | |
|-------------------|------------|
| ① 新型コロナウイルス感染症対策 | 239,000円 |
| ② ひとり親世帯の支援 | 1,728,000円 |
| ③ がんばる集落や人を応援 | 2,765,000円 |
| ④ 元気な子どもが育つ環境整備 | 4,810,000円 |
| ⑤ 健康で安心して暮らせる環境整備 | 1,243,000円 |
| ⑥ 島根中央高校支援 | 1,658,000円 |
| ⑦ 地域医療の充実 | 1,932,000円 |
| ⑧ 特に指定しない | 6,371,000円 |

令和4年度 寄附金活用事業

かわもとサマーキャンプ、避難所用マット整備事業、多世代対話活動事業 など

(まちづくり推進課 地域情報係 Tel 72-0634)

● 広報かわもと（毎月20日発行） 311万円

町民の皆さんが活躍されている様子や、行政からのお知らせなどを月1回お届けしています。

「広報かわもと」は、町のホームページでもご覧いただけます。町外にお住まいの方には、送料をご負担いただければお送りすることもできますので、お問い合わせください。

【広報紙への掲載広告を募集しています】

- ・ 広告1（1段サイズ）：縦55mm×横170mm 5,230円（町外10,470円）
- ・ 広告2（半サイズ）：縦55mm×横85mm 2,610円（町外5,230円）
- ・ 広告3（3分の1サイズ）：縦55mm×横55mm 1,570円（町外3,140円）



広報かわもと

● 川本町公式ホームページ 58万円

高齢の方や障がいをお持ちの方など誰にでも情報を探しやすく、見やすく、使いやすく、安全に利用できるホームページ作りを目指しています。

また、川本町公式ホームページは、スマートフォンやタブレット端末にも対応していますので、いつでもどこでもアクセスできます。

<https://www.town.shimane-kawamoto.lg.jp/>



川本町公式ホームページ

【ホームページへのバナー広告を募集しています】

川本町公式ホームページのトップページにバナー広告を掲載します。自社サイトのPR・アクセス向上にご活用ください。

- ・ バナーの大きさ（縦60ピクセル×横150ピクセル） 1枠：3,140円/月

● 川本町公式Facebook（フェイスブック）

Facebookでは、旬な町の情報を発信しています。

<https://www.facebook.com/town.kawamoto>



島根県川本町公式FB



● 川本町観光協会ホームページ

町内のイベント情報を発信しています。

<https://www.kawamoto-kankou.jp/>



川本町観光協会

ぶらり、かわもと。

■ 情報システムの運用

5,854万円

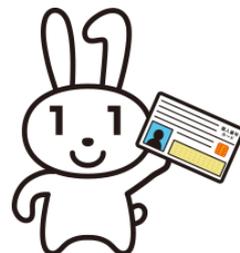
(まちづくり推進課 地域情報係 TEL 72-0634)

●電算機器・システムの運用、維持管理 2,069万円

川本町では行政事務の効率化を図るため、業務の多くをコンピューターで処理しています。また、インターネット上で行政手続きを行うこともできます。町民の皆さんの大切な個人情報に漏洩しないよう、万全の対策を施します。

●住民基本台帳ネットワークシステム等の管理運営等 3,785万円

邑智郡3町では、住民基本台帳ネットワークシステムや住民税システムなどの運営を邑智郡総合事務組合で共同処理しています。邑智郡総合事務組合では、業務を円滑に進め、個人情報に外部に漏れることがないように適正な運用を図っています。



■ 国民年金の事務

14万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

国民年金は、日本に住む20歳から60歳までの全ての方に加入が義務づけられており、誰もが安定した生活を送ることができるよう社会全体で支え合う制度です。

国民年金の第1号被保険者加入や異動届などの事務を、役場が窓口となり行っています。

※この事務を行う費用として、国から委託金を受けています。

■ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金事務

13万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給に関する事務費です。

■ 火葬場の運営

625万円

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

美郷町と共同運営している火葬場「眺江苑(ちょうこうえん)」の運営費と棺車の維持管理経費です。

会計室では、町の会計機関として、現金の出納及び保管、現金の記録管理、証券や基金の出納及び保管、歳入歳出決算の調製、資金の運用、財産の記録管理を行っています。

また公金の収入及び支出に関しては、その契約方法や内容について法律や規則に違反していないか、予算の内容と異なっていないかなど十分に書類を審査し、誤りがないことを確認し執行しています。その他にも指定金融機関等に関すること（調整や検査等）も行っています。

※公金の運用状況

町では、「歳計現金等」並びに「基金」等の運用について川本町資金運用方針に基づき、資金の安全性及び流動性を確保した上で、資金の確実かつ効率的な運用によって、収益性を図る事にしています。

町税や水道料などの納付は

便利で安心・確実な



口座振替をご利用ください

町の税金、後期保険料、住宅・水道料金は
コンビニ等(※1)でもお支払いいただけます

※1 納付場所(金融機関、コンビニ等)は納付書の裏面をご確認ください

■ 戸籍・住民票の交付などに関する経費**160万円**

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

戸籍、住民票、印鑑証明、外国人の方に対する事務や個人番号カード（マイナンバーカード）発行申請・交付などの窓口業務を行うための経費です。

これらの電算処理は、邑智郡総合事務組合において、美郷町、邑南町と共同処理しています。

また、戸籍の届出に基づいて人口の動向を調査する、人口動態調査なども行っています。

- 窓口おもてなし事業として、出生、婚姻など、人生の節目の大切な届出書を川本町へ提出された方に、お祝いの品をお渡ししています。

(記念品などの費用) 22万円

■ 一般旅券（パスポート）発給業務に関する経費**8万円**

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

パスポートの発行・更新等申請業務を、町民生活課の窓口で行っています。

18歳以上の方も有効期間10年のパスポートを申請することができます。

パスポートは、海外で通用する国際的な身分証明書です。なりすまし等による不正取得が、後を絶ちません。紛失や盗難には十分注意してください。

※窓口申請から交付まで、7日間（土日・祝日・年末年始を除く）かかりますので、
期間に余裕をもって申請手続きを行って下さい。

■ 選挙事務**1,287万円**

(町民生活課 環境生活係 TEL 72-0632)

選挙管理委員会では、年4回、選挙人名簿の調製を行っています。この選挙管理委員会の運営に必要な経費を計上しています。また、今後予定されている選挙の経費を計上しています。

- 県知事県議会議員選挙費** 391万円 ⇒ 一部、令和4年度予算で対応しています。

- 町長選挙費** 839万円

(主な任期満了日)

令和6年 2月21日 … 川本町長

令和6年 4月24日 … 川本町議会議員

令和7年 7月28日 … 参議院議員（半数改選）

令和7年10月30日 … 衆議院議員

■ 町有財産の維持管理 6,064万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

町が所有している自動車、土地、建物、役場庁舎などの財産の管理に必要な費用を計上しています。

〈主な経費〉

○集会所の改修、町有財産の維持管理費経費 559万円

※小集落集会所整備補助金事業

自治会内の小集落集会所の修繕等整備が必要な場合に、自治会へ補助します。

補助金額 事業費 40万円未満 → 2分の1

事業費 50万円未満 → 20万円

事業費 50万円以上 → 20万円+超過分の3分の1 (上限 70万円)

○役場庁舎の維持管理費経費 2,031万円

○公用車の維持管理費経費 1,104万円

■ 法律相談センターの運営 4万円

(総務財政課 総務係 TEL 72-0631)

島根県弁護士会が、弁護士の少ない石見部においても法律相談サービスが受けられるよう、「石見法律相談センター」を運営されています。この運営費について町も負担をしています。

身の回りの紛争などでお困りのときは、まずは石見法律相談センターへ電話で相談・予約をしてください。

相談は無料です。(ただし、3回目以降の相談は有料となります。直接、石見法律相談センターへご確認ください)

石見法律相談センター TEL 0855-22-4514

〒697-0027 浜田市殿町22番地 浜田市役所北分庁舎1階

相談受付は、土、日、祝祭日を除く、毎日午前9時から午後5時までです。

浜田市の事務所のほか、川本町でも年3回(3月、6月、9月)の出張相談があります。

佐和法律事務所の無料法律相談

川本町出身の佐和弁護士による、無料の法律相談を毎月第4金曜日 午後2時から(変更あり)開催します。予約が必要です。

開催月：4月、5月、7月、8月、10月、11月、12月、1月、2月

会場：悠邑ふるさと会館

予約：佐和法律事務所(浜田市) TEL 0855-24-1366

補助事業一覧

～町民向け～

- 医療費等助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
障がい者手帳等をお持ちの方・ひとり親家庭、子ども等の各種医療費助成
- 子ども等医療費助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29, 67
18歳到達後最初の3月31日までの子どもに対する医療費助成
- 未熟児養育医療費助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
満1歳未満の未熟児で、対象となる症状により医師が必要と認めた入院費の医療費助成
- 不妊治療・不育症治療に係る費用の助成・・・・・・・・ 70
一般不妊治療、特定不妊治療、男性不妊治療、生殖補助医療、不育症治療に係る費用助成
- 禁煙治療費の助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
医療機関でうけた禁煙治療費の費用助成
- 産後ケア事業費用の助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
育児支援必要とする産後4ヵ月未満の母と子が産後ケア事業をうける場合の利用費用の助成
- 任意予防接種事業の費用の助成・・・・・・・・・・・・ 25, 26
季節性インフルエンザワクチン、風しん(麻しん風しん混合ワクチン含む)ワクチン、高齢者肺炎球菌ワクチンの費用助成 ※ワクチンごとに対象者の条件あり
- がん治療後等の予防接種再接種費用助成・・・・・・・・ 26
がん治療等により、過去に受けた予防接種の免疫が低下または消失した20歳未満の方へ予防接種の再接種費用を助成
- 結婚新生活支援補助金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、新生活スタートに係る経費を支援
- 石見交通「バスカード」購入費助成・・・・・・・・・・・・ 34
石見交通株式会社の発行するバスカードの購入費を一部助成
- タクシー利用助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
交通空白地域に居住し、車を未所持(又は運転が不可能)な方にタクシー乗車賃の一部を助成する券を交付
- 高齢者等介護タクシー利用助成・・・・・・・・・・・・ 14
入退院及び通院等のためリフト付きタクシーまたはストレッチャー付きタクシーを利用する高齢者または重度心身障がい者に対し費用の一部助成
- 高齢者等フリーパス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
免許証を返納された方に申請年度から3年間スクールバスの乗車賃が無料となるパスを交付
- 夢と可能性に挑戦する人財定住助成金・・・・・・・・・・・・ 38
高校卒業後に将来の展望などを記載した「自分計画書」を町長に提出・発表して認定を受けた方で、卒業後10年以内に就農・起業又は正規雇用者として就職し、川本町に定住した方に定住助成金又は奨学金返還助成金を助成。

□各種検定費用助成（自らの学び応援事業）	75
子どもが受験する各種検定（英語、漢字、算数・数学）の検定料を助成	
□島根中央高等学校通学助成金	79
島根中央高校へ公共交通機関を利用して通学する生徒の通学路線における定期券及び回数券購入代金の全額を助成	
□自転車用ヘルメット購入費助成	107
自転車用ヘルメットの購入費用を助成	
□チャイルドシート購入費助成	65
就学前の児童のチャイルドシート購入費用を助成	
□住宅購入助成	36
町内で新築又は中古住宅を購入する場合の費用を一部助成	
中古住宅購入の場合は改修に対する費用についても一部助成	
□空き家改修助	36
空き家を改修し、定住予定者向けに賃貸を行う場合に改修費の一部を助成	
□空き家バンク活用促進助成	36
空き家バンク登録のための空き家の家財撤去等の費用を一部助成	
□浄化槽設置整備事業の補助	102
町内の個人住居に浄化槽を設置する場合の費用を助成。（施工業者は町内業者に限る）	
□飲料水供給施設設置奨励金	103
町簡易水道事業の給水対象区域外の世帯が飲料水供給井戸を設置するのに必要な費用を助成	
□太陽光発電当導入促進補助金	106
一般住宅へ設置する太陽光発電パネルの設置費用の一部を補助	

～事業者向け～

□民間住宅整備助成	37
定住促進向け住宅を整備、運営する民間事業者へ工事費等を一部助成	
□地域商業等支援事業補助金	59
空き店舗等を活用し新たに開店をする際の改修費や備品購入を補助	

～農業者向け～

□奨励作物拡大支援事業費補助金	47
エゴマ、ピーマンの作付から販売までを行う農業者へ作付面積および販売量に応じた補助金を交付	
□特別栽培米生産拡大事業助成	47
石見高原ハーブ米きぬむすめに対する買取価格を助成	

□土づくり技術導入補助金	48
環境保全型農業に取り組んでいる方などへ水稻・野菜の販売を目的に購入した堆肥の購入費を補助	
□6次産業化推進補助金	48
本町の農林水産物を活用した6次産業化に係る経費を補助	
□農地流動化（土地利用集積）助成	48
賃借権の設定を受けたものに対し、奨励金を交付	
□農業経営安定支援事業補助金	49
農業の担い手が農業用機械、施設等を整備することに対する補助	
□生産基盤強化支援	49
生産基盤の強化、拡大を図る農業者がハウスを整備することに対する補助	
□担い手経営発展支援	50
認定農業者等が農業用機械、ハウス等への施設整備に対する補助	
□畜産予防注射補助	51
牛のワクチン予防接種に対する補助	
□人工授精業務補助	51
人口受精の費用を補助	
□繁殖雌牛更新助成金	51
繁殖雌牛の導入、保留に係る経費を補助	
□被害防止柵施設設置補助	55
有害鳥獣に対する電気柵、防護柵等の設置に対し、資材の購入費を補助	

～自治会向け～

□コミュニティ助成	12
地域の発展に寄与する自治会等のコミュニティ活動に必要な備品等の整備に係る費用を一部助成	
□集団被害防止対策事業補助金	55
被害防止策に集団的に取り組むモデル集落へ資材の購入費を補助	
□防犯灯設置補助金	108
自治会等が管理する防犯灯の更新・新設にたいする補助	
□小集落集会所整備補助金	121
自治会内の小集落集会所の修繕等整備が必要な場合に、自治会へ補助	